

松江市環境基本計画

平成 28 年 3 月 改訂

松 江 市

はじめに

松江市は、宍道湖・中海、日本海や緑豊かな山々など、水と緑に象徴される豊かな自然環境に恵まれており、これらは、世界に誇れる貴重で重要な資源です。このきれいなまちの将来を担う若者や子どもたちに引き継いで行くことは私たちの責務です。

本市では、「世界に誇る環境主都まつえ ～リサイクル都市日本一～」を基本理念として掲げ、山陰の中核都市として環境への取り組みの模範となる「環境主都」をめざし環境施策を展開するとともに、市民の環境意識が日本一高いまち「リサイクル都市日本一」をめざし環境保全に取り組んでまいりました。



今回の改訂にあたっては、これまでの施策の進捗状況や社会情勢の変化に対応するための見直しを行い、循環型社会の構築に向けた「4R 運動」の一層の推進や喫緊の課題である地球温暖化対策など、より実効性が高まる計画としました。

この計画を効果的に推進していくためには、まつえ環境市民会議や松江市生活環境保全推進員と連携した推進体制の構築と、市民・事業者・行政の共創・協働による環境保全活動への取り組みが重要であると考えておりますので、市民・事業者の皆様におかれましては一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご意見をいただきました松江市生活環境保全審議会委員の皆様をはじめご提言を頂いた皆様方に心よりお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

松江市長 松浦 正敬

松江市環境基本計画 目次

本 編

内容

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 基本的事項..... | 1 |
| 1-1. 計画策定の背景..... | 1 |
| 1-2. 環境をめぐる動き..... | 2 |
| 1-3. 計画策定の目的..... | 4 |
| 1-4. 計画の位置づけ..... | 4 |
| 1-5. 計画の対象とする期間..... | 5 |
| 1-6. 計画の対象とする範囲..... | 5 |
| 1-7. 計画策定の手法..... | 5 |
| 1-8. 計画の構成..... | 5 |
| 第2章 松江市の現状..... | 6 |
| 2-1. 位置・面積..... | 6 |
| 2-2. 自然条件..... | 7 |
| 2-3. 社会条件..... | 8 |
| 2-4. 環境の現状..... | 9 |
| 第3章 計画の基本理念と松江市がめざす環境像..... | 25 |
| 3-1. 基本理念..... | 25 |
| 3-2. めざす環境像..... | 26 |
| 3-3. 施策体系..... | 29 |
| 第4章 推進する施策..... | 30 |
| 4-1. 自然環境の保全・活用..... | 30 |
| 1. 自然環境の保全と復元..... | 30 |
| (1) 水質保全..... | 31 |
| (2) 緑(森林・農地・公園)・水辺の確保..... | 35 |
| (3) 生物多様性の確保..... | 39 |
| (4) 環境監視・公害対策..... | 43 |
| (5) 有害化学物質対策..... | 46 |
| 2. 自然環境の活用..... | 49 |
| (1) 自然とのふれあい..... | 50 |
| (2) 環境に配慮した開発・整備..... | 53 |
| 4-2. 循環型社会の構築..... | 55 |
| 1. 生活環境の整備..... | 55 |
| (1) 清掃活動の推進..... | 56 |
| (2) ポイ捨てや不法投棄対策..... | 59 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 2. 4R運動の推進 | 62 |
| (1)ごみを減らそう運動の推進 | 63 |
| (2)ごみの分別・再利用・再生利用の促進 | 66 |
| 4-3. 地球環境の保全 | 70 |
| 1. 低炭素社会の実現..... | 70 |
| (1)二酸化炭素の排出抑制・吸収促進 | 71 |
| (2)省エネルギーの取り組みの促進 | 74 |
| (3)再生可能エネルギーの導入促進..... | 78 |
| (4)車社会への取り組みの推進..... | 80 |
| 2. 環境と経済の両立..... | 83 |
| (1)環境にやさしい観光地づくり | 84 |
| (2)環境ビジネスの振興..... | 87 |
| (3)環境にやさしい農業の推進 | 89 |
| 4-4. 市民参加..... | 91 |
| 1. 環境意識の高い人づくり | 91 |
| (1)情報提供の推進..... | 92 |
| (2)環境教育の推進..... | 95 |
| 2. 行動できる体制づくり..... | 98 |
| (1)活動推進組織・ネットワークづくり | 99 |
| (2)環境保全活動への参加意識の高揚..... | 102 |
| 第5章 重点プロジェクト..... | 104 |
| 5-1. 重点プロジェクトの位置づけと狙い | 104 |
| 5-2. 重点プロジェクト..... | 105 |
| 第6章 推進体制と進行管理手法 | 109 |
| 6-1. 推進体制..... | 109 |
| 6-2. 進行管理手法 | 110 |

第1章 基本的事項

1-1. 計画策定の背景

本市では、平成23年度に策定した「松江市環境基本計画」に基づいて、基本理念として掲げる「世界に誇る環境主都まつえ〜リサイクル都市日本一〜」の実現に向け、本市の豊かな自然を守り育て、より良い状態で将来の世代に継承していくために「自然と人が調和する水と緑の安らぎのまち」、「みんなが意識の高い循環型のきれいなまち」、「一人ひとりが地球を思いやり行動



するまち」、「気づき、学び、みんなが行動するまち」の4つのテーマをめざす環境像として、様々な施策を展開してきました。また、施策の展開にあたっては、具体的な行動を定め、市民・事業者・行政が一体となって取り組んできました。

計画策定後の5年間は、国際社会では地球温暖化問題が強く意識され、低炭素社会への転換が一層求められるようになりました。また、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの推進などが求められる中、平成24年4月に閣議決定された「第4次環境基本計画」において、環境政策の目標である持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として位置づけられました。また、平成25年5月に閣議決定された「第3次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会の形成など基本的方向性が示されました。

島根県においては、平成27年2月に「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」が制定されると共に、平成27年7月には「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」が策定されました。また、平成27年3月には、宍道湖及び中海に係る「湖沼水質保全計画（第6期）」が策定されました。

本市においては、もやせるごみなどを熔融処理するエコクリーン松江の供用開始に伴い平成23年4月からのごみの分別変更や平成27年4月に策定した「松江市地球温暖化対策実行計画」の取り組み、また、平成30年4月の中核市への移行準備が進められています。

1-2. 環境をめぐる動き

世界・国、島根県・松江市の近年における環境をめぐる動きについて、下表に示します。

■図表 1-1 環境をめぐる動き

| 年 | 世界、国 |
|--------------------------|--|
| <p>~H22 (~2010年)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・〈世界〉ラムサール条約発効(S50) ・エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)制定(S54) ・湖沼水質保全特別措置法(中海・宍道湖)(S59) ・環境基本法制定(H5) ・環境基本計画閣議決定(H6) ・〈世界〉COP1(ベルリン市)開催(H7) ・容器包装リサイクル法制定(H7) ・〈世界〉COP3(京都市)開催(H9) ・環境影響評価法制定(H9) ・ハイブリッド車発売(H9) ・地球温暖化対策推進法制定(H10) ・食品リサイクル法制定(H12) ・グリーン購入法制定(H12) ・循環型社会形成推進基本法公布(H12) ・家電リサイクル法(H10) ・環境省発足(H13) ・〈世界〉京都議定書締結(H14) ・土壌汚染対策法制定(H14) ・自動車リサイクル法制定(H14) ・第2次環境基本計画閣議決定(H12) ・〈世界〉京都議定書発効(H17) ・中海・宍道湖がラムサール条約湿地に登録(H17) |
| <p>H23 (2011年)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・3月11日東日本大震災発生 福島第一原子力発電所事故発生 ・〈世界〉気候変動に関する国際連合枠組条約 第17回締約国会議(COP17、南アフリカ・ターバン) ・エネルギー政策の見直しと節電対策(東日本大震災) ・再生可能エネルギー特別措置法成立 |
| <p>H24 (2012年)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・〈世界〉気候変動に関する国際連合枠組条約 第18回締約国会議(COP18、カタール・ドーハ) ・第4次環境基本計画閣議決定 ・エネルギー政策の見直しと節電対策 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)公布 ・当面の地球温暖化対策に関する方針決定 ・再生可能エネルギー固定価格買取制度開始 |
| <p>H25 (2013年)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・〈世界〉気候変動に関する国際連合枠組条約 第19回締約国会議(COP19、ポーランド・ワルシャワ) ・第3次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・廃棄物処理施設整備計画閣議決定 ・京都議定書第1約束期間終了 ・小型家電リサイクル法施行 ・専門家会合により、「微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起のための暫定的な指針値」公表 |
| <p>H26 (2014年)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・〈世界〉気候変動に関する国際連合枠組条約 第20回締約国会議(COP20、ペルー・リマ) ・エネルギー基本計画閣議決定 |
| <p>H27 (2015年)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・〈世界〉気候変動に関する国際連合枠組条約 第21回締約国会議(COP21、フランス・パリ) ・日本の約束草案(2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標)を国連に提出 |

| 島根県 | 松江市 | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 島根県環境基本条例制定(H9) 島根県環境基本計画策定(H11) 島根県環境影響評価条例制定(H11) 島根県地球温暖化対策推進計画策定(H12) しまね循環型社会推進計画策定(H14) 島根県産業廃棄物減量税条例(H16・H21) しまねグリーン製品認定制度創設(H16) 宍道湖・中海第4期湖沼水質保全計画策定(H16) 島根県「水と緑の森づくり税」創設(H17) 島根県地域温暖化対策協議会設立(H17) 島根県環境基本計画改訂(H18) 島根県地域新エネルギー導入促進計画(H20) 宍道湖・中海第5期湖沼水質保全計画策定(H21) 第6期島根県分別収集促進計画策定(H22) 島根県希少野生動植物の保護に関する条例制定(H22) | <ul style="list-style-type: none"> 松江市生活排水対策推進計画策定(H4) 松江八東市町村合併(H17.3.31) 松江市の生活環境の保全に関する条例制定(H18) 松江市きれいなまちづくり条例制定(H18) 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定(H18) 松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例制定(H18) 松江市環境基本計画策定(H18) 美化推進地域指定(JR松江駅周辺、塩見縄手周辺)(H18) 一般廃棄物処理基本計画策定(H18) 循環型社会形成推進計画策定(H18) 可燃ごみ減量計画策定(H18) ごみ袋有料化(H18) 松江市エコオフィス実践計画改訂(H18) 松江市地域省エネルギービジョン策定(H18) ISO14001 認証取得(市本庁舎・環境センター)(H18) | <ul style="list-style-type: none"> 「まつえ環境市民会議」設立(H19) 松江市緑の基本計画策定(H19) 美化推進地域指定(青石畳通り周辺)(H19) 新ごみ処理施設建設工事開始(H19) 「まつえ環境市民会議」が地球温暖化対策地域協議会に登録(H19) 第5期松江市分別収集計画(H19) 美化推進地域指定(ヘルンの道周辺、けやき通り周辺)(H20) 松江市ごみ減量貯金箱事業開始(H20) レジ袋削減推進協議会設立(H20) 可燃ごみ減量計画改訂(H20) 省エネ給湯器補助制度創設(H20) ごみ減量貯金箱還元金交付事業開始(H21) 毎月10日ノーレジ袋デー設定(H21) 住宅用太陽光発電補助制度充実(H21) (1KW 当たり 22,500 円→92,500 円) |
| <p>(H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期島根県環境基本計画策定 第2期しまね循環型社会推進計画策定 島根県地球温暖化対策実行計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> 松江市・東出雲町合併(H23.7.31) 松江市環境基本計画改訂 第6期松江市分別収集計画 美化推進地域指定(宍道湖公園線通り周辺)(JR宍道駅・八雲本陣、JR乃木駅周辺) レジ袋有料化スタート エコクリーン松江の供用開始 ごみの新分別スタート | |
| <p>(H24)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 美化推進地域指定(八重垣神社周辺) 松江市総合計画後期基本計画策定 松江市一般廃棄物処理基本計画策定 第7期松江市分別収集計画策定 第二次地域主権一括法により騒音・振動・悪臭規制区域の指定などの規制に係る権限が市に移譲 特例市に移行したことに伴い、水質汚濁防止法・土壌汚染対策法の権限が特例市に移譲 宍道湖水環境改善協議会の設立 | |
| <p>(H25)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「改訂しまねレッドデータブック2013 植物編」を発行 湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量等に係る汚濁負荷量の規制基準施行 県内9カ所でのPM2.5 常時監視体制確立 隠岐世界ジオパークの認定 リユース食器の取り組み開始 | <ul style="list-style-type: none"> 松江地域循環型社会形成推進地域計画策定  | |
| <p>(H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「改訂しまねレッドデータブック2014 動物編」を発行 島根県産業廃棄物税条例制定(H21の旧条例を廃止) | | |
| <p>(H27)</p> <ul style="list-style-type: none"> 宍道湖・中海第6期湖沼水質保全計画策定 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> 松江市地球温暖化対策実行計画策定 美化推進地域指定(佐太神社周辺、熊野大社周辺) 中海宍道湖のラムサール条約湿地登録10周年 太陽光発電機器等導入促進事業補助制度創設、再生可能エネルギー機器導入促進事業補助制度創設(対象機器:太陽光発電システム、薪ストーブ、ペレットストーブ、太陽熱利用機器、民生用燃料電池) 住宅用太陽光発電補助制度の変更 (1KW 当たり 136,000 円→240,000 円) | |

1-3. 計画策定の目的

複雑かつ多岐にわたる環境問題に対処するためには、本市に暮らす市民・事業者・行政の各主体が、本市の持つすばらしい環境を次世代に引き継ぎ同じ方向を向きながら、少しずつできることから取り組んでいくことが求められます。

今回の改訂では、この計画の期間である平成32年度までの10年間の前半5年の最終となる平成27年度に、施策の進捗状況、社会情勢の変化に対応するために見直しを行うものです。

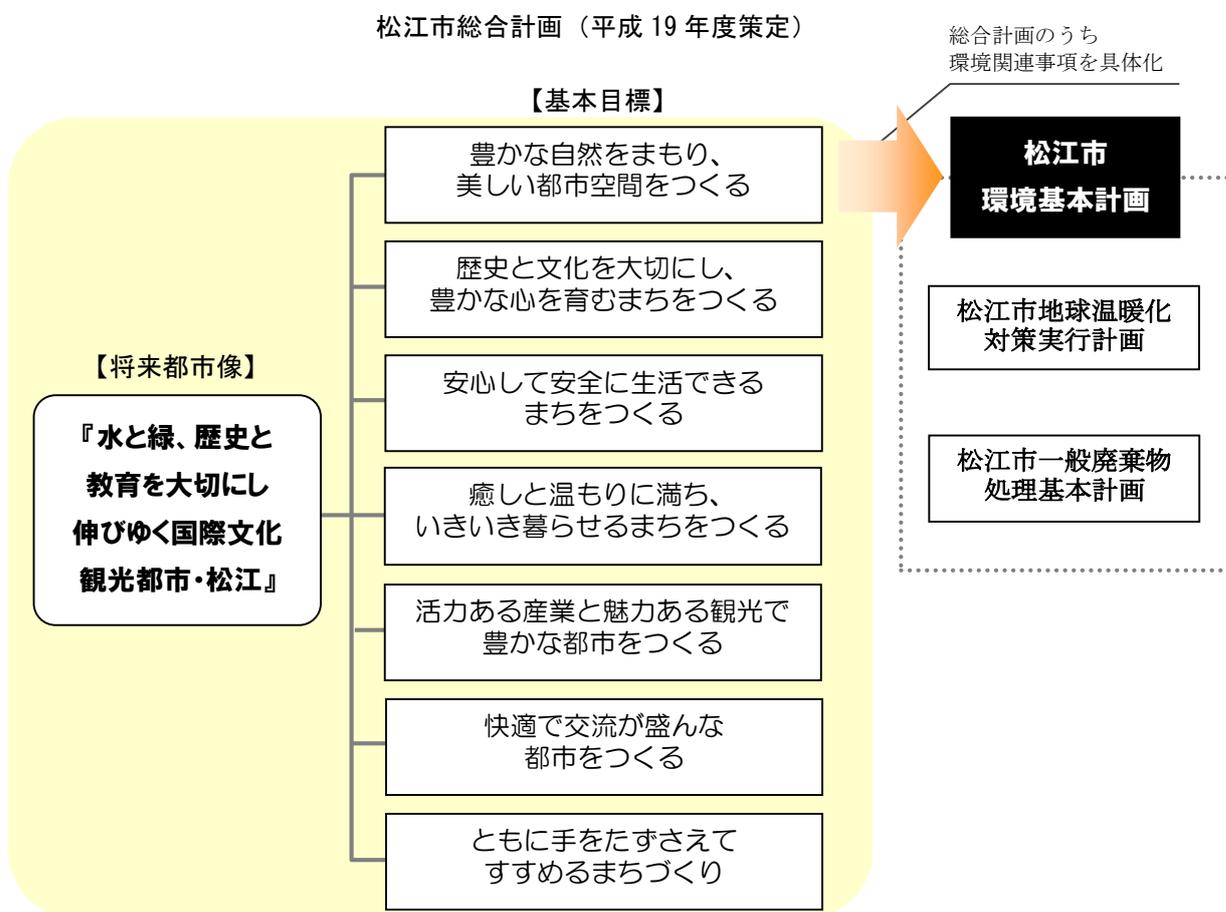
1-4. 計画の位置づけ

本市では、松江市総合計画において将来都市像を「水と緑、歴史と教育を大切にし伸びゆく国際文化観光都市・松江」と定め、7つの基本目標を掲げ各種施策を展開しています。

松江市環境基本計画は、松江市総合計画のうち環境関連事項を具体化するものであり、基本目標「豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる」を実現するための環境政策の最上位計画に位置づけられます。

また、環境基本計画の下位計画として、環境の中でも地球温暖化対策に関する「松江市地球温暖化対策実行計画」、廃棄物に関する「松江市一般廃棄物処理基本計画」などがあります。

■図表 1-2 松江市環境基本計画の位置づけ



1-5. 計画の対象とする期間

計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化などに対応するため必要に応じて見直しを行います。

1-6. 計画の対象とする範囲

本計画は、松江市全域の環境を対象とします。ただし、広域的な生活圏や環境上のつながりを考慮し、河川流域、地球温暖化問題など市域を超えた問題については、周辺市町村・島根県・国などとの連携を視野に入れた計画とします。

本計画の対象とする「環境」とは、以下に示す 3 種類の環境を指します。

■図表 1-3 対象とする環境

| 対象とする環境 | 概要 |
|---------|-----------------------------|
| 自然環境 | 生物・森林・水辺地など、自然の基本的な要素となる環境 |
| 生活環境 | 大気・水・悪臭・騒音・廃棄物など、日常生活における環境 |
| 地球環境 | 気候変動・大気の組成など、地球的規模の環境 |

1-7. 計画策定の手法

本計画は、学識経験者・市内事業者・市民代表などからなる「松江市生活環境保全審議会」における検討を基に策定しました。

1-8. 計画の構成

本計画は 6 章構成から成り立っており、各章における内容は以下のとおりです。

■図表 1-4 計画の構成

| 章 | 掲載内容 |
|--------------------------|---|
| 第 1 章 基本的事項 | 計画策定の背景、目的、対象期間など、本計画の基本的な事項を示しています。 |
| 第 2 章 松江市の現状 | 本市の自然条件、社会条件、環境の状況、既存の取り組みなどを示しています。 |
| 第 3 章 計画の基本理念と松江市がめざす環境像 | 本計画の基本理念及び、基本理念を実現するためのめざす環境像を示しています。 |
| 第 4 章 推進する施策 | めざす環境像を実現するための推進施策、市民・事業者・行政に望まれる取り組みなどを示しています。 |
| 第 5 章 重点プロジェクト | 推進する施策の中で、特に重点的に推進すべき施策を示しています。 |
| 第 6 章 推進体制と進行管理手法 | 本計画を確実に推進し、継続的な改善を図るための推進体制と進行管理の手法を示しています。 |

第2章 松江市の現状

2-1. 位置・面積

山陰地方のほぼ中央、島根県の東部にあり、東に中海、西に宍道湖を抱いて南北に広がり、北は日本海に臨んでいます。宍道湖と中海を結ぶ大橋川周辺が平地、北には枕木山をはじめ島根半島の山々が、南には山陰・山陽の分嶺中国山地が東西に長壁を造っています。市街地は沖積地で、大橋川をはさんで南北に広がり、周囲は小丘陵が点在し自然環境に恵まれた地です。

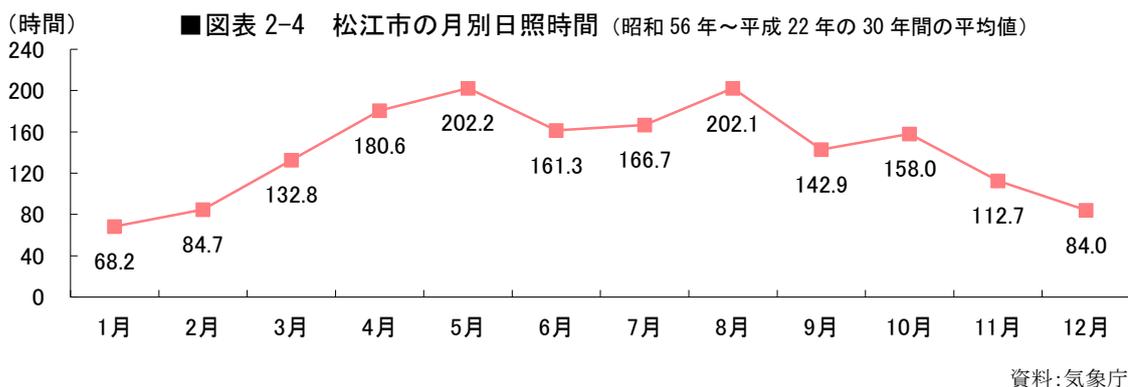
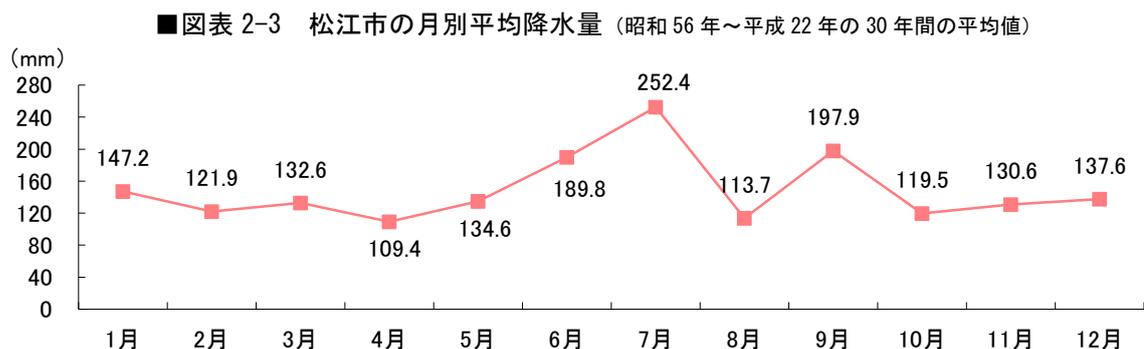
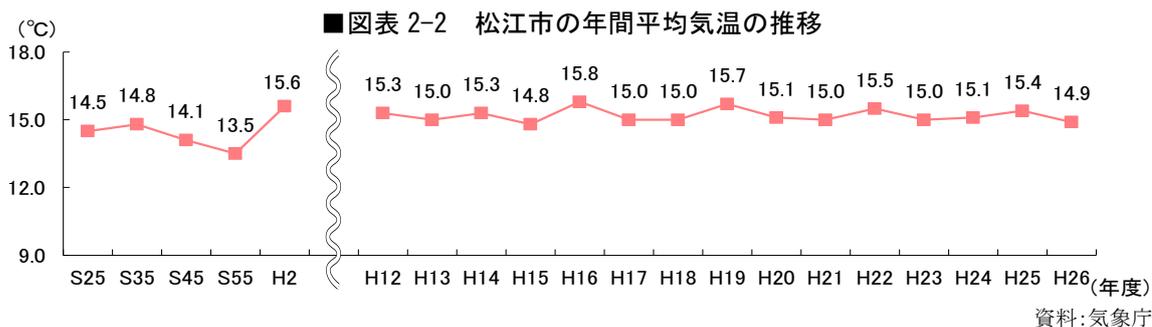
平成17年3月31日の1市7町による合併、平成23年8月1日の東出雲町との合併を経て現在の市域となり、面積は572.99km²となっています。

■図表 2-1 松江市の位置



2-2. 自然条件

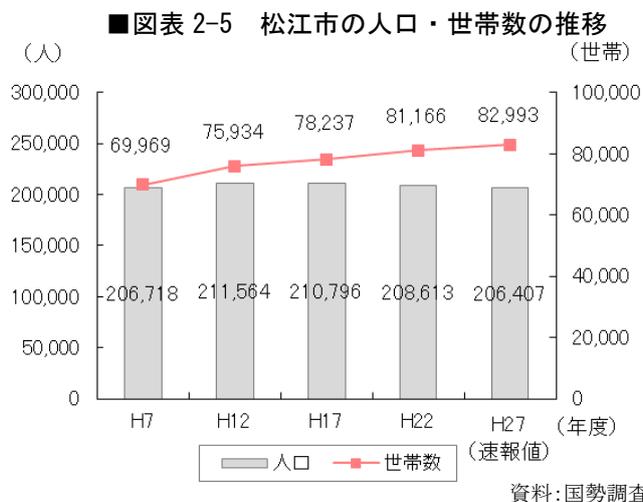
気温の平年値は、14.9℃で、月別では1月が最も低く4.3℃、8月が最も高く26.8℃となっています。降水量の平年値は、1,787.2mmで、月別では、7月と9月が多くなっています。日照時間の平年値は、1,696.2時間で、月別では、5月と8月に200時間以上となっています。



2-3. 社会条件

1. 人口・世帯

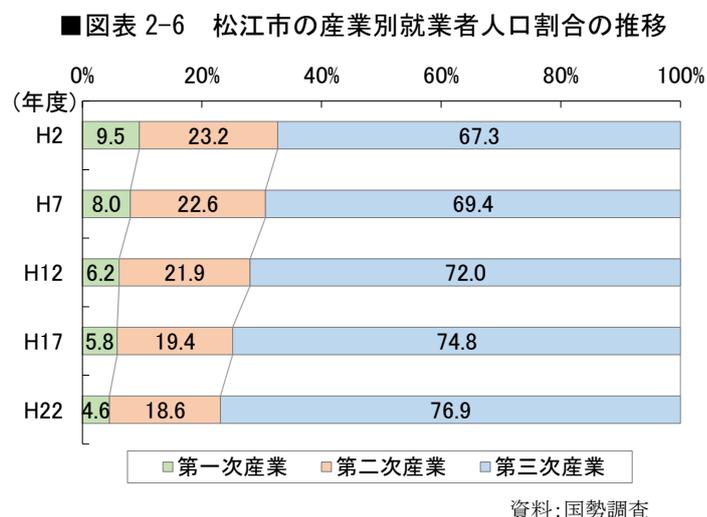
人口は、平成 17 年の国勢調査により戦後初めて減少傾向に転じ、平成 27 年の国勢調査（速報値）では 206,407 人となっています。一方、世帯数は増加傾向が続いており、平成 27 年は 82,993 世帯に増加しています。



2. 産業構造

第一次産業就業者割合は平成 2 年の 9.5%から、平成 22 年には 4.6%へと減少しています。第二次産業就業者割合も 23.2%から 18.6%へ減少しています。一方、第三次産業就業者割合は同 67.3%から 76.9%へと増加しています。

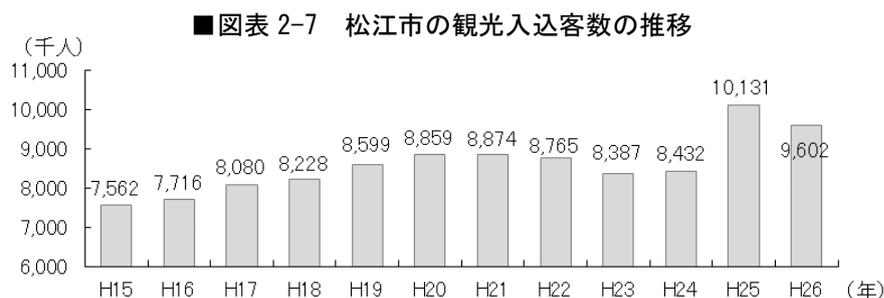
第一次産業：農業、林業、水産業
 第二次産業：製造業、鉱業、建設業など
 第三次産業：サービス業など



3. 観光

観光産業は、国際文化観光都市松江の主要産業のひとつです。

平成 25 年には、出雲大社「平成の大遷宮」、松江自動車道の全線開通の効果により観光入込客が大幅に増加し、10,131 千人を記録しています。また、平成 27 年には、松江城の国宝指定、中国やまなみ街道（尾道松江線）が開通し、今後は入込客の増加が期待されます。



2-4. 環境の現状

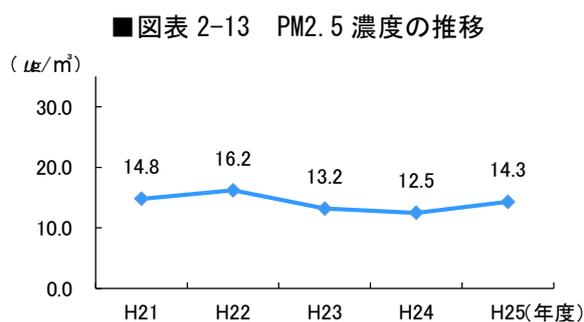
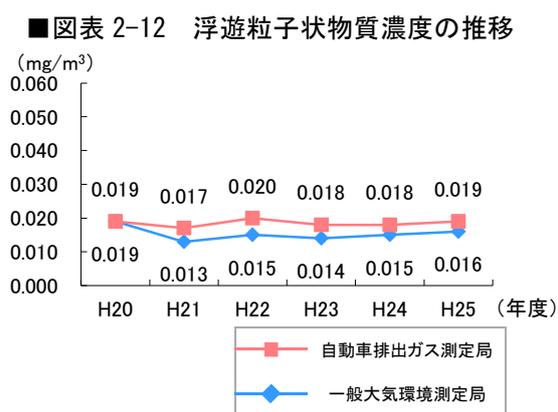
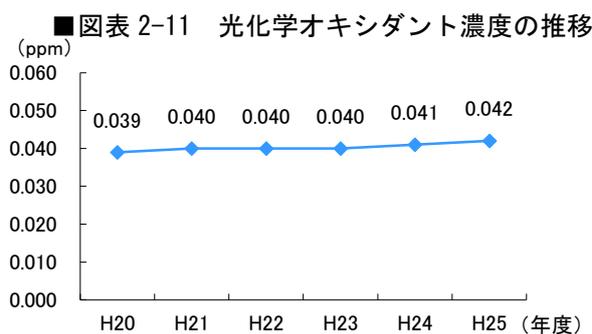
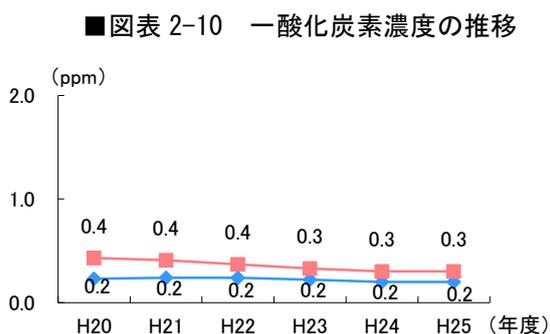
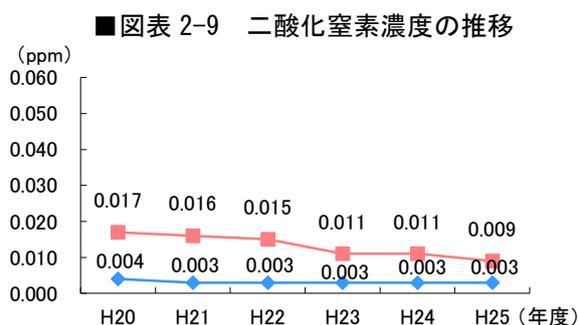
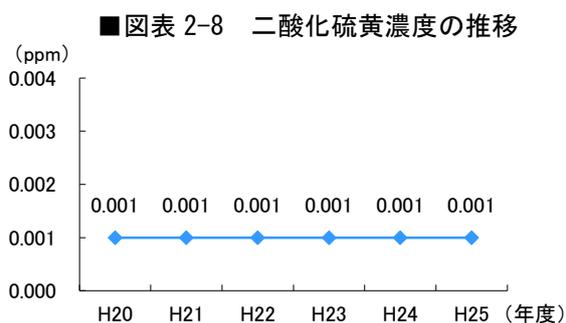
1. 生活環境

(1) 大気

大気汚染防止法に基づき、汚染状況の常時監視を市内2か所で行っています。

大気汚染物質は、二酸化硫黄など4物質が*環境基準を達成しています。

光化学オキシダント、PM2.5は、環境基準を達成しないことがあるものの大気環境は概ね良好な状態が保たれています。光化学オキシダント、PM2.5ともに、経年的には概ね横ばい傾向にあります。



資料：島根県大気汚染測定結果報告書

*環境基準：資-30 ページ参照

(2) 悪臭

悪臭防止法の規定に基づき、特定悪臭物質のうちアンモニアなど12種類について、工場等事業場での事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域、事業場の敷地境界線の地表及び、煙突等の排出口における規制基準を定めています。

(3) 水質

河川、湖沼等の公共用水域の水質汚濁の主な原因は、生活排水、農業用排水、工場、事業場からの排水が挙げられます。生活排水については下水道接続や合併浄化槽等の普及促進、農業用排水については減肥に向けた取り組み、事業所については個別法令による規制等の対策が取られています。

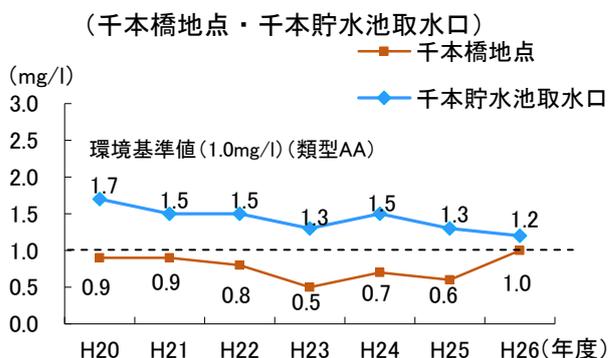
■図表 2-14 松江市の水環境



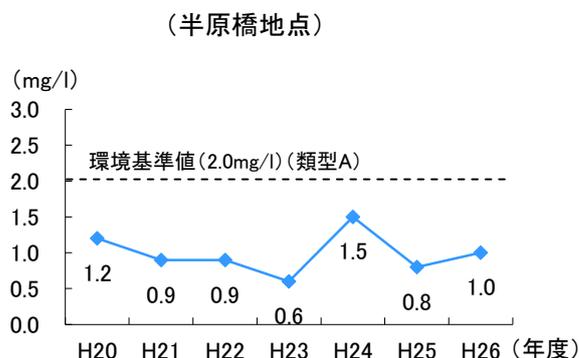
a. 河川

主要な河川のうち、朝酌川・山居川・馬橋川・忌部川（上流、下流）の4河川では、河川類型指定がされ^{※1}環境基準が設定されています。水質は、ほぼ全ての環境基準の設定されている地点で、河川の代表的な汚濁指標である BOD75%値が環境基準を達成しています。忌部川上流部は、環境基準地点（千本貯水池取水口）で環境基準を達成していませんが、その直近の上流部（千本橋）では環境基準を達成しており良好な水質を保っています。

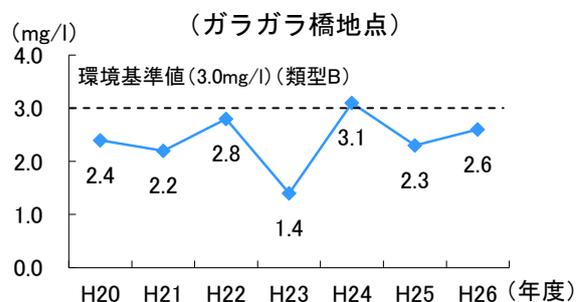
■図表 2-15 忌部川上流 BOD75%値の推移



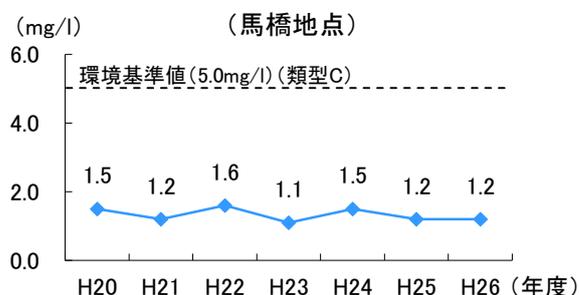
■図表 2-16 忌部川下流 BOD75%値の推移



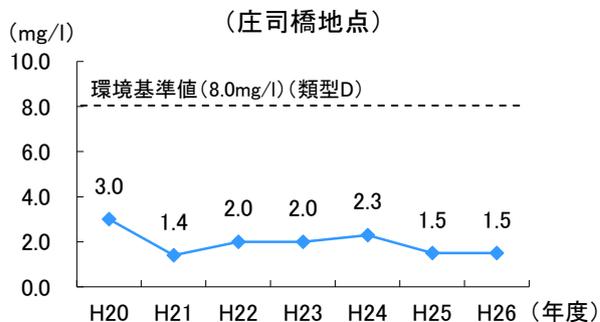
■図表 2-17 朝酌川 BOD75%値の推移



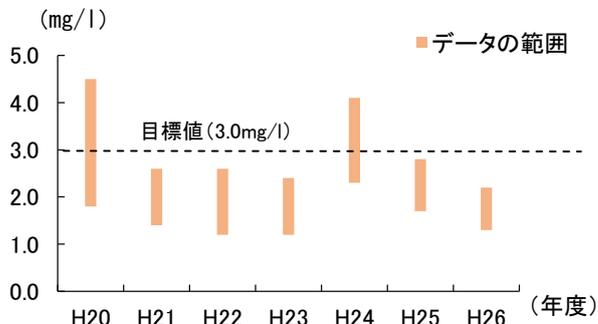
■図表 2-18 馬橋川 BOD75%値の推移



■図表 2-19 山居川 BOD75%値の推移



■図表 2-20 ^{※2}堀川 BOD75%値の推移



資料:松江市水質測定結果

※1 環境基準：資-33 ページ参照

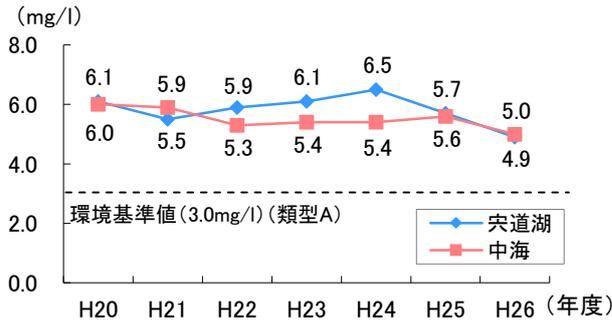
※2 堀川：堀川は、松江城の内堀・外堀として9河川から構成されている。環境基準は設定されていないが、9地点で水質調査を行っている。グラフは、各地点のBOD75%値の分布範囲を示している。水質目標（BOD75%値）は、「斐伊川水系 松江堀川水環境改善緊急行動計画（清流ルネサンス 21）」による。

b. 宍道湖・中海

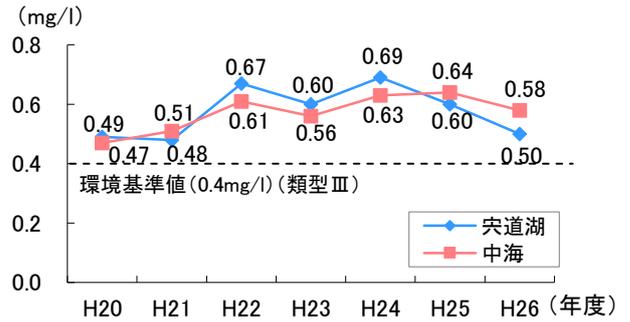
宍道湖・中海では、代表的な環境基準項目である COD75%値、全窒素、全りんともに※環境基準を達成していませんが、近年、水質は改善傾向にあります。

本市の下水道普及率は年々上昇し、平成 26 年度には 97.3 %となり、宍道湖・中海の集水域の生活排水対策が進んでいます。

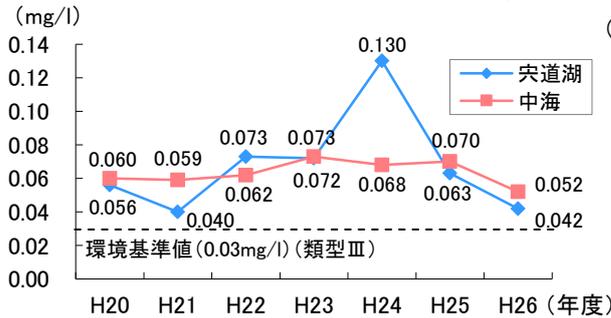
■図表 2-21 COD75%値の推移



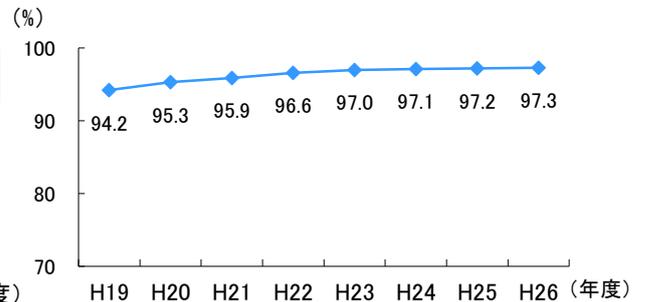
■図表 2-22 全窒素年平均値の推移



■図表 2-23 全りん年平均値の推移



■図表 2-24 下水道普及率の推移



資料:島根県公共用水域及び地下水水質測定結果

資料:松江市上下水道局

※環境基準：資-35 ページ参照

(4) 騒音・振動

騒音規制法・振動規制法に基づき、特定工場で発生する騒音・振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準、これらの騒音・振動について規制する地域、自動車騒音・道路交通振動の区域の区分を定めています。

また、環境基本法に基づき、騒音に係る地域の類型指定を行っています。

(5) 土壌

土壌汚染対策法に基づき、揮発性有機化合物、重金属、農薬などの 25 物質について、土壌の汚染状態の指定基準が定められています。

本市では指定基準を超過している区域はありません。

(6) 地盤沈下

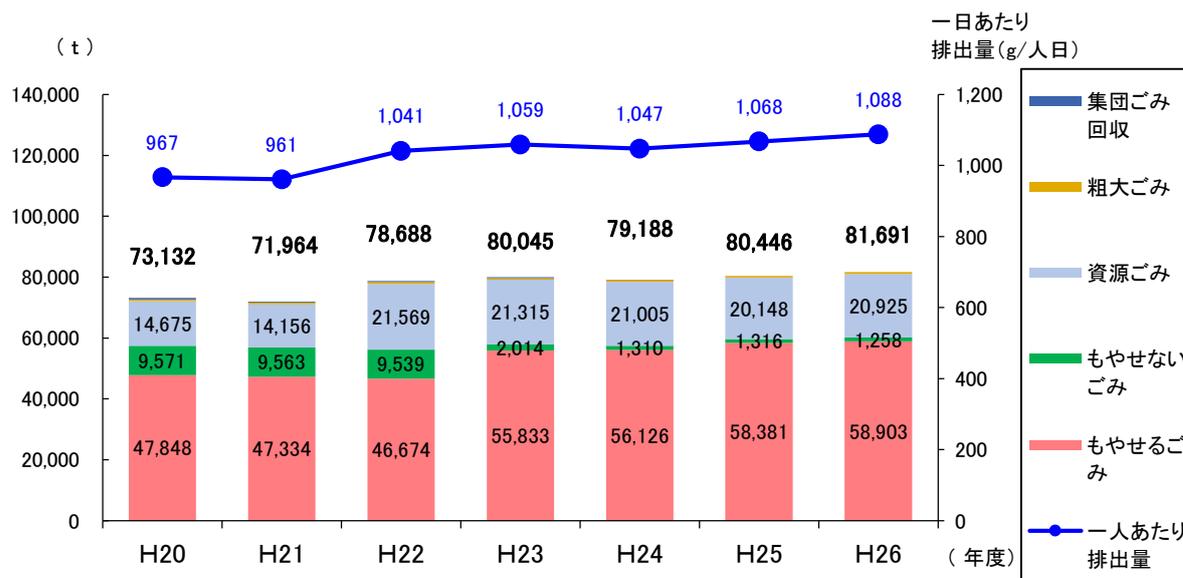
揖屋干拓地の地盤沈下を防止するため、井戸による地下水の採取を規制した「揖屋干拓地地盤沈下防止条例」を施行しています。

(7) 廃棄物

a. 一般廃棄物（ごみ）

近年のごみ排出量は、約 8 万トンで人口が減少している状況の中、増加傾向となっています。そのうち、もやせるごみは増加、資源ごみは減少しています。市民一人あたりのごみ排出量も増加傾向となっており、一日あたり約 1,000 g で推移しています。

■ 図表 2-25 ごみ処理量の推移

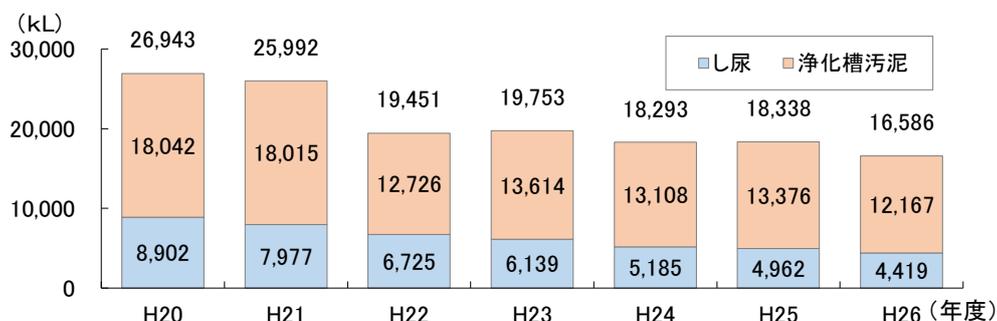


資料：一般廃棄物処理実態調査

b. 一般廃棄物（し尿）

し尿、浄化槽汚泥などの処理は川向クリーンセンターで行っています。公共下水道等整備の進展により処理量は減少傾向にあります。

■図表 2-26 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



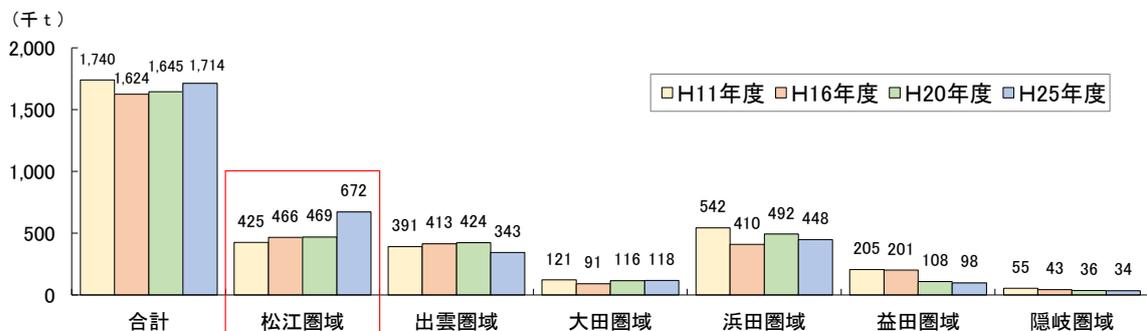
資料: 一般廃棄物処理実態調査

c. 産業廃棄物

松江圏域（安来市を含む）では、平成 11 年以降、徐々に産業廃棄物発生量が増加し、平成 25 年には 672 千 t となっています。

また、平成 30 年 4 月の中核市移行に向けて準備を進めており、移行後には、市内の産業廃棄物に係る事務を本市で行うこととなります。

■図表 2-27 島根県における圏域別産業廃棄物発生量



資料: 島根県産業廃棄物実態調査報告書

d. 不法投棄

不法投棄は依然として後を絶たず、人通りの少ない道路や山間部などに投棄されている状況です。投棄されているごみは、タイヤ・布団・家電製品などが主なもので、平成 26 年度の本市の対応件数は 72 件となっています。

(8) 化学物質

環境中のダイオキシン類の常時監視について、一般環境監視では環境基準を達成しています。特定施設からのダイオキシン類については、すべての特定施設で排出基準を下回っています。馬潟工業団地周辺地域では発生源周辺監視として、環境中のダイオキシン類について測定が行われていますが、平成 22 年度の対策実施後は環境基準を達成しています。

(9) 原子力

本市は全国で唯一原子力発電所が立地する県庁所在地です。市民の安全確保と環境の保全を図るため、本市、島根県、中国電力との三者による安全協定を締結し、島根原子力発電所の運転状況や環境放射線等の調査結果について報告を受けています。

島根原子力発電所は、平成 27 年 4 月に 1 号機が営業運転を終了しました。また、2 号機は平成 23 年 4 月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準への適合審査を受けており現在は停止中です。

松江市地域防災計画（原子力災害対策編）については、福島第一原子力発電所の事故を契機に、国の関係法令が改正されたことを受け、平成 25 年 3 月に全面的な改定を行いました。また、平成 26 年 3 月には、「松江市原子力災害広域避難計画」を策定し、原子力防災対策の充実、強化を図りました。

2. 地球環境

温室効果ガス排出量は、平成 24（2012）年度時点で 1,532 千 t-CO₂ であり、基準年の平成 17（2005）年度（1,589 千 t-CO₂）と比較して 3.6%減少しています。

温室効果ガス排出量のうち、96.7%を二酸化炭素排出量が占めており、その中でも、家庭部門から排出される二酸化炭素が最も大きな割合を占めています。

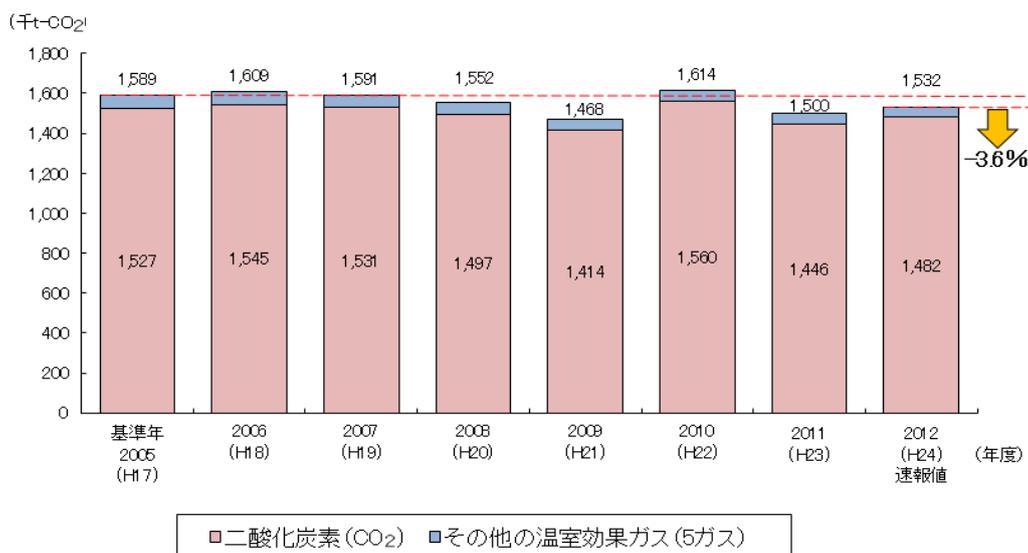
地球温暖化により、災害の激甚化、感染症の拡大などの人命に直接影響を及ぼす事態が発生すると予測されており、省エネルギーの取り組みの推進、再生可能エネルギーの導入促進などを計画的に実行し低炭素社会の実現をめざすことが求められています。

■図表 2-28 松江市における温室効果ガス排出量の推移

| | 基準年 2005 (H17) | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) 速報値 | 2005年度 対比 | 前年度 対比 |
|---------------------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------|--------------|-----------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 1,527 | 1,545 | 1,531 | 1,497 | 1,414 | 1,560 | 1,446 | 1,482 | -2.9% | 2.5% |
| 家庭部門 | 438 | 442 | 445 | 427 | 394 | 463 | 422 | 450 | 2.7% | 6.7% |
| 業務部門 | 388 | 398 | 397 | 391 | 374 | 437 | 389 | 415 | 6.7% | 6.6% |
| 産業部門 | 222 | 230 | 236 | 235 | 211 | 236 | 222 | 227 | 2.2% | 2.2% |
| 運輸部門 | 444 | 438 | 421 | 402 | 394 | 383 | 369 | 344 | -22.4% | -6.7% |
| 廃棄物部門 | 34 | 37 | 31 | 41 | 41 | 40 | 44 | 46 | 36.7% | 5.5% |
| その他の温室効果ガス(5ガス) | 63 | 64 | 60 | 56 | 54 | 54 | 53 | 49 | -21.4% | -7.0% |
| メタン (CH ₄) | 24 | 24 | 24 | 23 | 23 | 23 | 22 | 20 | -15.3% | -7.8% |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 | 19 | 20 | 19 | 14.8% | -3.9% |
| ハイドロフルオロカーボン (HFCs) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | -3.2% | 2.0% |
| パーフルオロカーボン (PFCs) | 11 | 11 | 9 | 7 | 6 | 5 | 5 | 4 | -66.7% | -28.0% |
| 六フッ化硫黄 (SF ₆) | 7 | 8 | 6 | 5 | 3 | 3 | 2 | 2 | -70.0% | 5.0% |
| 合 計(東出雲町込) | 1,589 | 1,609 | 1,591 | 1,552 | 1,468 | 1,614 | 1,500 | 1,532 | -3.6% | 2.1% |

注) 2011 年以前の各数値は東出雲町を含む

■図表 2-29 松江市における温室効果ガス排出量の推移



出典：松江市地球温暖化対策実行計画

3. 環境政策

(1) 自然環境の保全・活用

○自然環境・生活環境調査

河川については、主要な 27 河川（43 地点）の水質調査を実施しています。全体の傾向として、河川の水質の汚濁度を示す BOD の数値は減少しており、水質が改善されています。海域については、美保湾・古浦海水浴場・北浦海水浴場で水質調査を実施しています。地下水については、市内 2 地点程度の井戸を選定し水質調査を実施しています。

騒音については、騒音規制法に基づき、自動車騒音の測定調査を実施しています。平成 24 年度以降に実施した調査では、要請限度（道路周辺の生活環境の保全のための許容限度）を超過したことはありません。

○緑化の推進

森林の持つ多面的機能の確保を目的として、竹林の侵入や松枯れにより荒廃している島根半島部の森林を対象とした、「緑の森再生事業」に取り組んでいます。これまでに 38.56ha、101,940 本の植林を行ってきました。また、新たな取り組みとして企業などが森林保全活動に参加する環境を整備することを目的として、平成 27 年度から本市と森林組合が連携して森林所有者と企業の架け橋となり、企業の要望に合ったフィールドの紹介、森づくり活動の支援等を行う「松江の森づくり事業」に取り組んでいます。

(2) 循環型社会の構築

○ごみの分別区分

本市の家庭系ごみの分別は、もやせるごみ・金属ごみ・資源ごみ・粗大ごみとしています。また、収集については、集積所などで拠点収集を基本として行っています。資源ごみのうち、缶・びん・ペットボトルは市内約 500 ヶ所に設置しているリサイクルステーションを通して回収・再資源化を図っています。

事業系ごみの分別は、もやせるごみ・もやせないごみのほか、古紙類・缶・びん・ペットボトルなどの「資源ごみ」としてしています。資源ごみは、環境センター・各支所・川向リサイクルプラザで無料回収し再資源化を図っています。

○ごみの処理

エコクリーン松江では、「もやせるごみ」、「可燃性粗大ごみ」、各リサイクルプラザなどで選別後の資源化ができない「^{ぎんき}残渣」を溶融処理しており、溶融後に発生するスラグやメタルは建材などへの再資源化を行っています。

これらのごみを溶融処理し再資源化することにより、西持田不燃物処理場・西持田最終処分場などの埋め立て

処分場の延命にもつながっています。また、溶融処理に伴って発生する熱を利用した発電を行い廃棄物の「サーマルリサイクル」を行っています。

川向リサイクルプラザ・西持田リサイクルプラザでは、資源ごみの分別・圧縮・梱包の中間処理を行い、リサイクル流通ルートを通じて再資源化を行っています。

エコステーション松江では、金属ごみ・不燃性粗大ごみの破碎・選別処理し再資源化を行っています。

■エコクリーン松江



○松江市きれいなまちづくり条例

「松江市きれいなまちづくり条例」は、市民・事業者・行政の協働によりまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進するため、平成18年に施行しました。

この条例は、快適な生活環境の確保を図るという観点から市内全域で「空き缶・たばこの吸い殻などの投げ捨て、歩きたばこ、落書き、飼い犬のふんの放置」の4つの行為を禁止しています。また、美化推進地域・喫煙制限区域を指定し、同区域内においては命令違反者に、2万円以下の過料（罰則）が科せられます。

現在では、美化推進地域11地域、その内4区域は喫煙制限区域にも指定されています。

■図表 2-30 美化推進地域の指定状況（*は喫煙制限区域も含む）

| 美化推進地域（喫煙制限区域） | | 指 定 年 月 日 |
|----------------|--------|------------------|
| * JR松江駅周辺 | （朝日町） | 平成 18 年 10 月 1 日 |
| * 塩見縄手周辺 | （北堀町） | |
| * 青石畳通り周辺 | （美保関町） | 平成 19 年 6 月 1 日 |
| ヘルンの道周辺 | （内中原町） | 平成 20 年 11 月 1 日 |
| けやき通り周辺 | （上乃木） | |
| 宍道湖公園線通り周辺 | （白潟地区） | 平成 22 年 3 月 1 日 |
| JR宍道駅・八雲本陣周辺 | （宍道町） | 平成 23 年 6 月 1 日 |
| JR乃木駅周辺 | （浜乃木） | |
| 八重垣神社周辺 | （佐草町） | 平成 24 年 10 月 1 日 |
| * 佐太神社周辺 | （鹿島町） | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 熊野大社周辺 | （八雲町） | 平成 27 年 10 月 1 日 |

■図表 2-31 条例の禁止行為及び罰則

| 区 域 | 禁 止 行 為 | 違反者に対する罰則等 |
|--------------------|--|--|
| 市 内 全 域 （公共の場所） | <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶・たばこなどの投げ捨て ・歩行中の喫煙（努力義務） ・落書き ・飼い犬のふんの放置 | 指導・勧告・公表 勧告に従わない場合、 氏名等を公表する。 |
| 美化推進地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶・たばこなどの投げ捨て ・落書き ・飼い犬のふんの放置 | 指導・勧告・命令違反者に 2万円以下の過料 |
| 喫煙制限区域 | ・吸い殻入れが設置されていない場所での喫煙 | |



○レジ袋削減

平成 22 年からレジ袋配布の有料化によるレジ袋の削減に取り組んでいます。

平成 27 年 3 月末現在、11 事業者 42 店舗が実施しており、マイバッグ持参率はレジ袋配布有料化実施前の約 40%から約 90%になりレジ袋削減の成果を上げています。また、レジ袋販売の売上金、収益金は、「まつえ環境市民会議」に寄付され、市民の環境保全活動の原資として活用されています。

■レジ袋削減協定締結式



○中海・宍道湖一斉清掃

中海・宍道湖が平成 17 年 11 月にラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、平成 18 年度から環境月間である 6 月の第二日曜日に中海・宍道湖沿岸の一斉清掃を実施しています。平成 27 年度は市民約 3,700 人が参加し、7.27t のごみを回収しました。

○クリーンまつえ

クリーンまつえは、多くの市民が参加・協力し、毎年春と秋に清掃を行っています。

公民館を通じて自治会、町内会などに参加を呼びかけ、平成 27 年度春季は約 12,000 人、秋季は約 8,700 人の市民参加により、それぞれ約 85t、約 50t のごみが回収されました。

○ごみ減量貯金箱に係る環境活動事業補助制度

市民・事業者が行うごみの減量活動などの環境保全活動を支援し環境意識の高揚を図るため補助金を交付しています。毎年 50 前後の団体がごみ減量活動、美化活動、環境学習などに活用しています。

(3) 地球環境保全

○松江市地球温暖化対策実行計画の推進

平成 27 年 4 月に策定した「松江市地球温暖化対策実行計画」に基づいて、推進する施策に掲げる、省エネルギーの取り組みの推進、再生可能エネルギーの導入促進、車社会への取り組みの推進、ごみを減らそう運動の推進、環境教育の推進など、9 つの取り組みについて、まつえ環境市民会議、松江市生活環境保全推進員のほか、しまねエコライフサポーターなどと連携し市民・事業者・行政が一体となって推進しています。

○地球温暖化対策を支援する補助制度

地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギー設備などの導入を対象とした補助金制度を創設し、再生可能エネルギーの導入促進を図っています。この制度の利用件数は、平成 26 年度末までに累計で 1,872 件、設置規模は 8,486kW となり、年間総発電量に換算すると約 2,300 世帯分の電気を賄える発電量となります。

■図表 2-32 地球温暖化対策を支援する補助制度（平成 27 年度現在）

| 補助金等名称 | 目的・対象 |
|---------------------------|---|
| 松江市太陽光発電機器等導入促進事業費補助金 | 地球温暖化対策における二酸化炭素の排出量削減及び省エネルギーの推進のため、下記の機器を設置する方を対象として補助金を交付する。 <ul style="list-style-type: none">・住宅用太陽光発電システム・住宅用ペレットストーブ・住宅用薪ストーブ |
| 松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業費補助金 | 地球温暖化対策における二酸化炭素の排出量削減及び省エネルギーの推進のため、下記の機器を設置する方を対象として補助金を交付する。 <ul style="list-style-type: none">・事業所用太陽光発電システム・事業所用ペレットストーブ・事業所用薪ストーブ・住宅用及び事業所用太陽熱利用（ソーラーシステム）・住宅用及び事業所用民生用燃料電池（エネファーム） |

○ノーマイカー運動の推進・公共交通体系の見直し

二酸化炭素削減対策と渋滞緩和に貢献するため、マイカーの利用を控え公共交通機関による通勤などを促進する「松江市一斉ノーマイカーウィーク」を実施し、市民・事業者に向けたノーマイカー運動の普及啓発に努めています。平成 27 年度には期間内の渋滞が大幅に減少し、二酸化炭素排出量が約 11 t-CO₂ 削減されました。

○天然ガス供給

松江市ガス局では、「環境にやさしい街づくり」への貢献を企業理念に掲げ、石油・石炭と比較し二酸化炭素排出量が少ない天然ガスの供給を行っています。

(4) 環境保全活動への市民参加

○松江市環境フェスティバル

平成5年から毎年「松江市環境フェスティバル」を開催しています。このフェスティバルは、環境について考えるためのきっかけづくり、環境活動に積極的に取り組む市民・事業者の活動発表の場などとして、約10,000人が来場しています。

■図表 2-33 環境フェスティバルにおけるテーマと来場者数

| 年度 | テーマ | 来場者数 |
|-------|----------------------------------|---------|
| H24年度 | 未来へつなぐ知恵と技術の輪 ～はじめよう！今できることから～ | 6,300人 |
| H25年度 | みんなで創る環境社会 ～つどおう 知ろう つながろう～ | 10,000人 |
| H26年度 | みんなで創る環境社会～みて、ふれて、知って楽しく学ぼう地球環境～ | 11,000人 |
| H27年度 | みんなで創る環境社会～守ろう！美しい松江と地球の未来～ | 9,000人 |

■環境フェスティバルの様子



○エコタウンまつえ

エコタウンまつえは、市民が気軽に活用できる環境に関する情報の提供を目的とした環境新聞として平成14年に創刊し、現在は年2回発行しています。

市民目線の紙面づくりをめざし、環境に関連する旬な話題を市民記者が取材・編集しています。



○くりんぴーす

くりんぴーすは、川向リサイクルプラザに併設し、ごみのリサイクルなどに関する教育・研修の場として設置されました。

リサイクル体験教室では、ごみを再び資源として利用する（リサイクル）、「護美の市」の開催では再生した不用品の提供、フリーマーケットなど、繰り返し使う（リユース）の市民の意識を高める啓発活動を行っています。

■リサイクル教室の様子



資料：川向リサイクルプラザ

○まつえ市民大学ふるさと環境コース

まつえ市民大学は、市民の生涯学習を推進し、自分づくり・地域づくり・仲間づくりを図る基本理念のもとに活動を進めています。ふるさと環境コースでは、地球温暖化対策、宍道湖・中海の水環境講座など、環境全般にわたる講座が開講されています。

■まつえ市民大学ふるさと環境コース



○松江市生活環境保全功労者表彰

生活環境の保全意識の高揚と知識の普及を図ることを目的として、生活環境保全及び環境美化活動に貢献のあった個人又は団体を対象として、その功績をたたえ感謝の意を表し毎年1回表彰を行っています。

■松江市生活環境保全功労者表彰



○まつえ環境市民会議

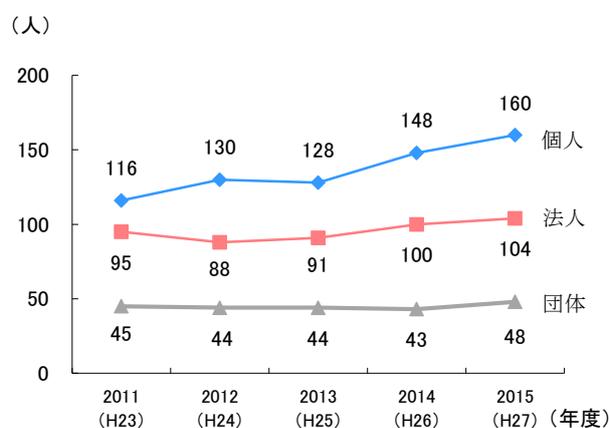
「まつえ環境市民会議」は、「松江市環境基本計画」を推進し、本市の環境活動を牽引するための組織として平成 19 年 2 月に設立されました。平成 28 年 1 月現在、160 名の個人会員、48 の団体会員、104 の法人会員が活動に参加していますが、更なる会員拡大と活性化を推進しています。

環境に関する様々な側面から特徴的な活動を展開しており、例えば地球温暖化対策として、平成 27 年 4 月に策定した「松江市地球温暖化対策実行計画」推進の中心的な役割を担い、「全市一斉ライトダウンまつえ」、ゴーヤの苗の無料配布による「グリーンカーテン運動」、「エコドライブ講習会・街頭啓発活動」などを行っています。

■グリーンカーテン運動



■図表 2-34 市民会議会員数の推移



■エコドライブ街頭啓発活動



■環境講演会



○松江市生活環境保全推進員

松江市生活環境保全推進員は、各公民館に 3～8 名、合計 124 名が委嘱され、「ごみの適正処理・リサイクル」、「生活排水」、「環境・美化」、「地球温暖化対策」など、地域のリーダーとして市民とともに各種活動を行いながら指導・啓発活動の推進を担っています。また、行政と市民をつなぐパイプ役として地域の要望・提言などの伝達にも協力し、地域における環境保全活動推進の中心的な存在となっています。

第3章 計画の基本理念と松江市がめざす環境像

3-1. 基本理念

松江市は、大山・隠岐国立公園など緑豊かな山々と美しい海岸線を誇る日本海、ラムサール条約湿地に登録された中海・宍道湖など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、「国宝松江城」をはじめとする、古代から近代への貴重な歴史文化遺産を数多く有する「国際文化観光都市」として、また、山陰の中核都市として発展してきました。

この恵まれた環境と調和した、文化的で、潤い、安らぎのある豊かな郷土を次の世代に引き継いでいくことは、今の時代を生きる私たちの責務です。

そのため、本市に暮らす市民一人ひとりが身近な環境問題に目を向け、環境保全に向けた取り組みを自主的かつ積極的に進めることによって環境への負担を減らし、持続可能な社会を築いていくことが重要です。そして、市民・事業者・行政の連携により、活動の輪を広げることで、さらに地域の個性と魅力が高まり、市民が誇りに思い、訪れる観光客の癒しになる、未来の美しいまちづくりにつながっていきます。

そこで、本市は、環境問題全般について、市民の環境意識が日本一高いまちをめざし、資源を大切にし、ごみを減らすことで環境負荷の低減につながる*4R運動を更に推進し、循環型社会の構築に向け、「*リサイクル都市日本一」を合言葉に掲げ推し進めるとともに、島根県の県庁所在地として、山陰の中核都市として、環境保全に向けた取り組みの模範となるようなまち「*環境主都」をめざします。

【基本理念】

世界に誇る環境主都まつえ

～リサイクル都市日本一～

Matsue –Leading City for Environmental Excellence

※4R運動

以下の4つのRの推進により環境負荷低減をめざす運動です。

- ①リフューズ (Refuse) 「必要ないものは断る」
- ②リデュース (Reduce) 「ごみそのものを減らす」
- ③リユース (Reuse) 「繰り返し使う」
- ④リサイクル (Recycle) 「再び資源として利用する」

詳細は106ページを参照ください。

※リサイクル都市日本一

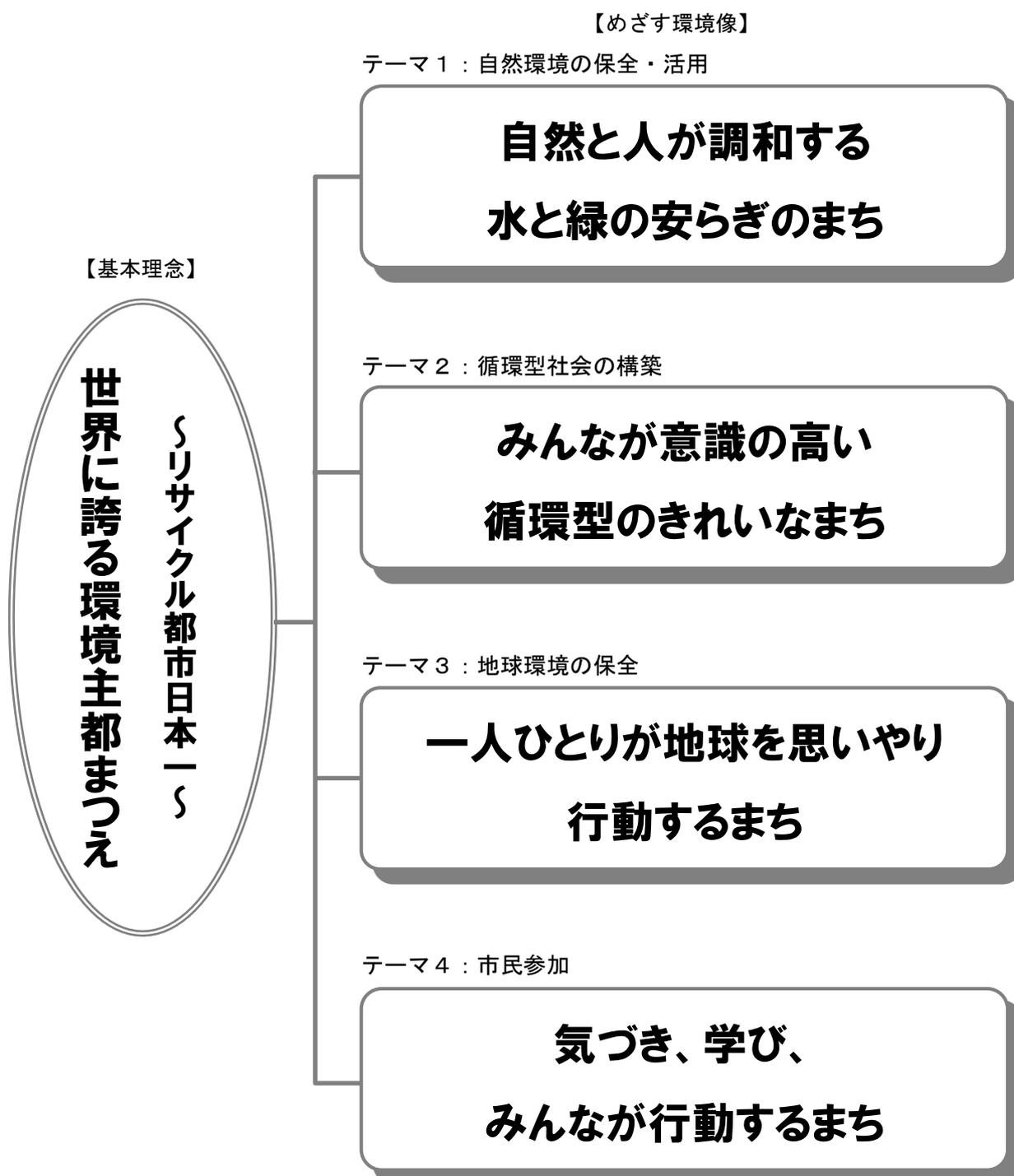
本市では、平成13年から「リサイクル都市日本一」を環境政策推進の合言葉に掲げてきました。リサイクルの推進を通じ環境問題全般について、市民の環境意識が日本一高いまちをめざしています。

※環境主都

地方の主要都市を意味します(首都は中央政府のある都市の意味)。本計画では、環境を大切に取る取り組みが他の自治体や地域の模範になる都市という意味で「環境主都」を用いています。

3-2. めざす環境像

本計画では、「自然環境の保全・活用」、「循環型社会の構築」、「地球環境の保全」、「市民参加」の4つのテーマ別に、めざすべき地域の環境像を以下のとおり定めます。



1. 自然環境の保全・活用【自然と人が調和する水と緑の安らぎのまち】

本市には、豊かで多様な自然環境が存在し、その中には多くの動植物が生息しています。私たちの生活は、こうした自然からの恵みを受けて成り立っています。また、この豊かな自然環境は、市民や観光客など本市を訪れる人に癒しを与えてくれます。

一方、私たちの生活がこうした自然へ負荷を与え、時には有害な化学物質などにより、修復不可能な状態に至るまで環境を破壊してしまうこともあります。

自然環境を守るためには、私たちの生活や産業活動と自然がともに両立できるよう、その調和を配慮することが必要です。そのためには単に守るだけでなくラムサール条約理念の一つに謳われる「賢明な利用」が求められています。

本市の特長ともいえる「水」と「緑」を中心とした自然環境の保全・復元に努めつつ賢く活用し、国際文化観光都市として「自然と人が調和する水と緑の安らぎのまち」をめざします。



2. 循環型社会の構築【みんなが意識の高い循環型のきれいなまち】

私たちの生活や産業活動は、その中で必ず“ごみ”を出します。ごみは、燃やすことで多くの温室効果ガスを排出し環境に負荷を与えます。また、ポイ捨てや不法投棄なども後を絶ちません。

ごみを減らすためには、必要ないものは断る（リフューズ）、ごみそのものを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、再び資源として利用する（リサイクル）の「4R運動」を心がけることが大切です。

本市では、「リサイクル都市日本一」を合言葉に、市民の環境意識向上に努めています。例えば平成22年度からは、本市内の小売事業者がレジ袋の有料化を実施したところ、有料化実施小売事業者では約9割の消費者がマイバッグを持参するようになるなど、市民のごみ減量に向けた意識は実際に高まりつつあります。

「4R運動」の推進により、「みんなが意識の高い循環型のきれいなまち」にすることをめざします。



3. 地球環境の保全【一人ひとりが地球を思いやり行動するまち】

石油・ガス・電気などのエネルギーは、私たちの生活に欠くことはできませんが、一方で多くの温室効果ガスを発生させます。エネルギー消費などに伴い発生する温室効果ガスが、本来宇宙に放出されるはずの熱を大気中に閉じ込めてしまうことで起こる地球温暖化により、海面の上昇、災害の激甚化、感染症の拡大などが懸念されています。

このような中、国は平成 25 年 11 月、温室効果ガスを平成 32 年度に平成 17 年度対比 3.8%削減する目標を気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、平成 27 年 12 月、パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、我が国の平成 32 年度以降の目標として、平成 42 年度に平成 25 年度対比 26%削減する目標を提出しました。

本市では、低炭素社会への転換に向けて平成 27 年 4 月に策定した、松江市地球温暖化対策実行計画に基づいて「まつえ環境市民会議」などと連携し、一人ひとりができることから実践する省エネルギー対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進にも積極的に取り組んでいます。

また、これらの取り組みが地域産業の衰退や消極化を招くのではなく、逆に成長が期待できるように、環境にやさしい観光地づくり、環境ビジネスの振興などを積極的に推進することも求められます。

地球温暖化対策の推進と地域の産業振興の両立を図るため、「一人ひとりが地球を思いやり行動するまち」となることをめざします。



4. 市民参加【気づき、学び、みんなが行動するまち】

環境問題は多岐にわたります。自然環境の破壊、廃棄物の増加、地球温暖化など、いずれも私たちの子どもたちの世代により大きな影響が現れます。

市民一人ひとりが環境問題に気づき、身近なところから環境保全に向けた取り組みを実践していくことが重要です。

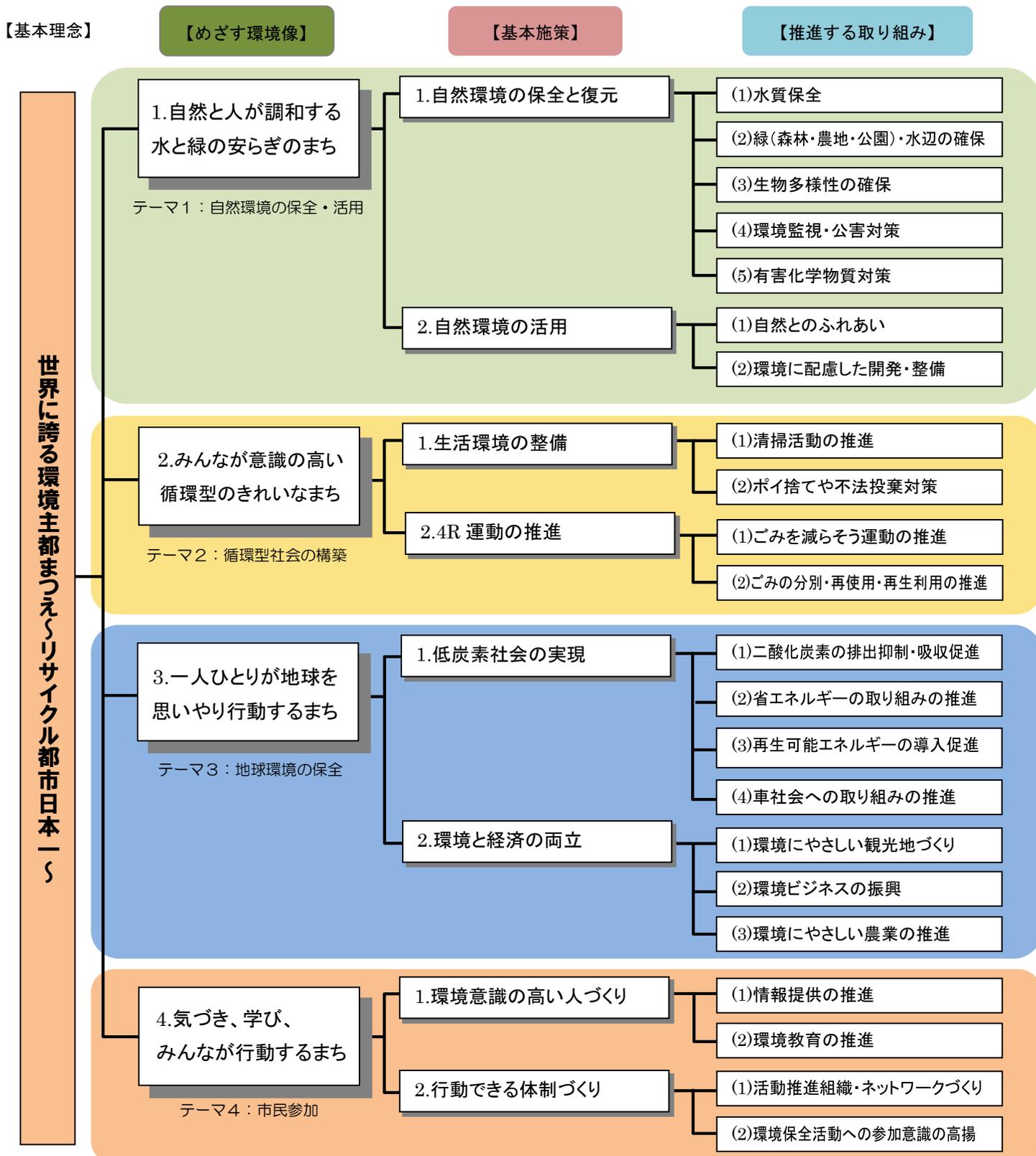
本市では、環境問題とその対応策を学ぶため、積極的な情報発信に努めるとともに、「まつえ市民大学」にふるさと環境コースを開講し、環境に関する生涯学習を推進してきました。また、市民・事業者・行政の 3 者が協働で環境保全に取り組む団体として、平成 19 年に「まつえ環境市民会議」が設立されました。

こうした環境に関する講座の開催、松江市生活環境保全推進員と連携した普及啓発活動、環境活動組織の支援などを通して、「気づき、学び、みんなが行動するまち」をめざします。



3-3. 施策体系

基本理念及びめざす環境像を実現するための基本施策、推進する取り組みを以下のとおり設定します。



第4章 推進する施策

4-1. 自然環境の保全・活用

「自然と人が調和する水と緑の安らぎのまち」をめざして

1. 自然環境の保全と復元

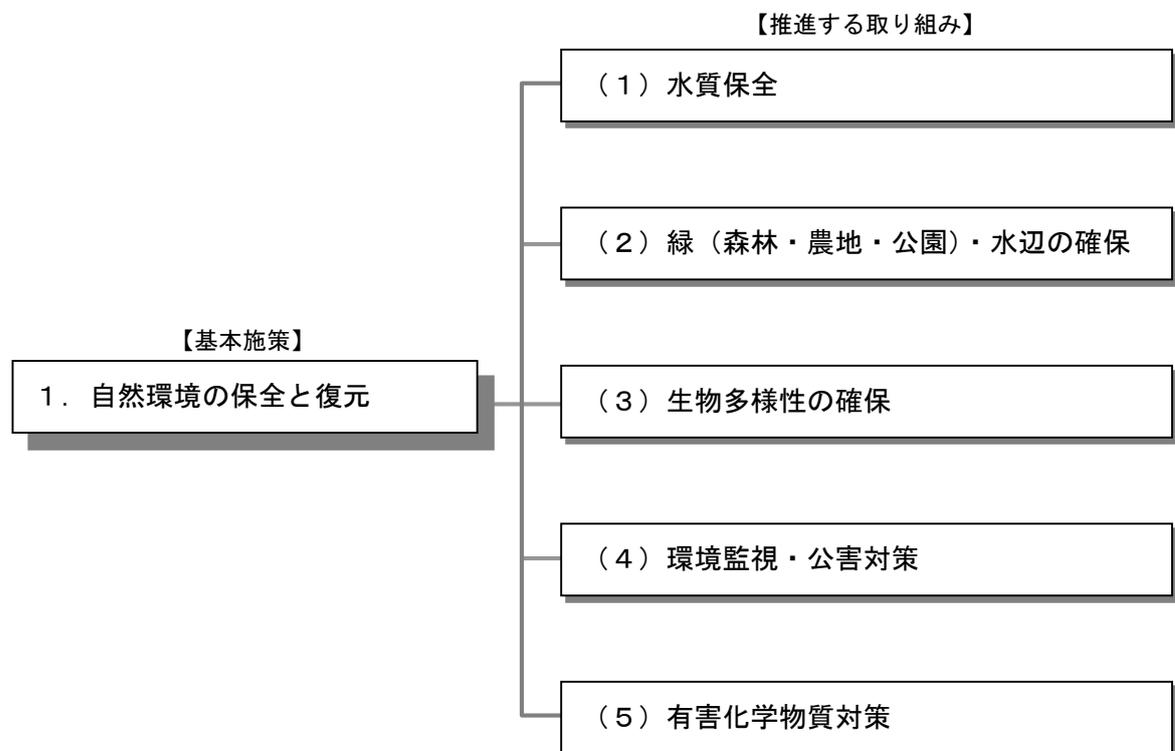
施策の方向性

本市は、豊かな自然環境に恵まれています。特に宍道湖・中海、日本海などの「水」と、里山、農山村などの「緑」の環境資源は、市民はもちろん訪れる人たちに向けて、安らぎや癒しの時間・空間を提供してくれます。

下水道の普及により宍道湖・中海の水質改善は少しずつ進んできましたが、水辺の環境、生態系の変化などにより、本市の持つ「水」や「緑」の魅力が損なわれることも懸念されます。

「松江らしさ」の象徴ともいえる豊かな自然環境を、次世代を担う子どもたちへと引き継いでいくため、そして、かつて失われた自然環境の再生のために、一人ひとりができることから取り組み本市全体へその活動を広げて行くことが重要です。

また、市民が安心して暮らせるよう、大気・水質の継続的な監視、有害化学物質の適正処理などに引き続き取り組んでいきます。



(1) 水質保全

基本的な考え方

本市は、日本海を臨み、日本でも有数の汽水湖である宍道湖・中海を有し、斐伊川水系を中心に大小約 80 の河川が流れています。この海水・汽水・淡水という 3 種類の豊かな「水」は、「水の都松江」を代表する環境資源であり、「松江らしさ」の象徴ともいえます。

産業が発展し生活が豊かになる一方で、家庭からの生活排水、農業排水、工場・事業所などからの排水により「水」が汚されてきました。

近年では、下水道の普及、法律等での規制、減肥や農薬の減量などのさまざまな取り組みが進み水質改善が図られてきています。

「水」を美しい状態に保ち続けていくことが必要です。



現況と課題

- 宍道湖の水質は、「COD75%値」、「全窒素」、「全りん」の環境基準及び湖沼水質保全計画の目標値を達成していませんが、いずれの項目も平成 25 年度以降改善傾向にあります。
- 中海の水質は、「COD75%値」、「全窒素」、「全りん」の環境基準を達成していません。平成 26 年度は、「湖沼水質保全計画」で定める「COD75%値」の目標値は達成しましたが、「全窒素」、「全りん」の目標値は達成していません。なお、平成 26 年度の「COD75%値」は昭和 59 年以降で最も低い値となっており水質は改善傾向にあります。
- 河川の水質は、環境基準項目で河川の水質汚濁指標である BOD75%値は、ほぼすべての河川で達成されており、良好な水環境が保たれています。
- 宍道湖では、近年、オオササエビモ・ツツイトモ・シオグサなどの水草等の繁茂が見られるようになりました。枯死したシオグサなどが湖底で堆積し腐敗することで、シジミの生息に影響が出る懸念されています。
- 宍道湖の“ヨシ”は水質浄化に役立つ一方で、枯死したままにしておくとかえって水質悪化を招く可能性があるため、宍道湖及び流域の総合的な水環境の改善に取り組む※¹「宍道湖水環境改善協議会」が、ボランティアの協力を得てヨシの刈り取りを実施しています。
- 中海では、水に関する諸問題を協議検討する※²「中海会議」に部会を設け、水質及び流動などの調査・分析や水質改善策の評価・検討などを行っています。また、自然再生推進法に基づく※³「中海自然再生協議会」が設立されており、かつての中海の自然環境や資源循環の再構築をめざすための様々な取り組みが行われています。

○昭和 48 年から開始した下水道事業は、平成 26 年度に下水道の面的整備が完了し汚水処理普及率は概ね 100%になりました。

○堀川では、平成 6 年度に開始された※4「清流ルネッサンス 2 1」を契機に、平成 8 年度に宍道湖からの湖水の通年導水を開始し水質は大幅に改善されました。一方で、松江城周辺の堀川は遊覧船の運行ルートであり、本市の代表的な観光資源でもあることから、浮遊物の除去や見映えの向上といった景観面の改善対策に引き続き取り組む必要があります。



-
- ※1 宍道湖及び流域の総合的な水環境の改善について、共通課題の認識と連携協働した取り組みの推進を図り、宍道湖の再生と流域の良好な生活環境を育むことを目的として、平成24年に、松江市、出雲市、島根県環境生活部、国土交通省出雲河川事務所で設立。
 - ※2 関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する場として、平成22年に、島根・鳥取両県及び国土交通省、農林水産省、関係市(米子市、境港市、松江市、安来市)を構成員として設置。
 - ※3 平成 19 年に組織化され、個人(専門家を含む)、団体、地方公共団体、関係行政機関で構成されている。平成 24 年に中海自然再生事業実施計画(第 1 期)を定め事業を実施している。
 - ※4 国、県、市の関係機関及び市民団体等が一体となって、松江堀川浄化対策地域協議会を組織し、各関係者が合意の上で水質改善目標を定め、堀川の水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施することを目的とした行動計画。

取り組みの方向性

a. 水質改善対策の推進

河川、湖沼などの監視、指導などに引き続き取り組み水質改善に努めます。宍道湖・中海の水質改善に向けては、流域の自治体、市民などと連携・協働し、総合的な対策を進めていきます。

b. 水洗化率 100%の早期達成

平成 26 年度に下水道の面整備が完了し、今後は生活排水による水質汚濁を防止するため、水洗化(接続)率(平成 26 年度末現在 92.6%)の向上をめざします。

c. 水質保全に関する意識啓発

水質保全への意識啓発を、ホームページ、広報、イベントなどにより継続的に行います。

d. 水環境の次世代への継承

「水の都 松江」として、そのシンボリックな存在である宍道湖・中海、日本海、斐伊川水系、堀川などの水環境を、美しい状態で将来の世代に引き継ぎます。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|---------------------------|------|-----|------|-----|------|-----|-------------------|
| 宍道湖 (COD75%値) | mg/l | H22 | 5.9 | H26 | 4.9 | H32 | 4.6 ^{※1} |
| 中海 (COD75%値) | mg/l | H22 | 5.3 | H26 | 5.0 | H32 | 5.1 ^{※1} |
| 河川の水質 (BOD75%値)の環境基準達成河川数 | 箇所 | H22 | 3 | H26 | 3 | H32 | 4 |
| 堀川の水質 (BOD75%値) | mg/l | H22 | 2.6 | H26 | 2.2 | H32 | 3.0 ^{※2} |
| 宍道湖の湖沼環境モニター 評価点数 | 点 | H22 | 63.9 | H27 | 72.0 | H32 | 80.0 以上 |
| 中海の湖沼環境モニター 評価点数 | 点 | H22 | 74.2 | H27 | 77.4 | H32 | 80.0 以上 |
| 水洗化(接続)率 | % | H22 | 91.7 | H26 | 92.6 | H32 | 93.2 |

※1 宍道湖・中海に係る「湖沼水質保全計画(第6期)」(島根県)に定める水質目標

※2 堀川の水質目標(BOD75%値)については、「斐伊川水系 松江堀川水環境改善緊急行動計画(清流ルネサンス 21)」による。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|--|--------------|
| a | 【監視体制の整備】関係機関と連携し、海域・湖沼・河川などの公共用水域の水質の監視を行います。 | 環境保全課 |
| a | 【工場・事業場対策】工場などからの未処理排水や化学物質の漏洩防止のため、適切な設備の設置、維持管理などの指導に努めます。 | 環境保全課 |
| a | 【農薬使用の削減】ゴルフ場・田畑・公共施設などの農薬使用の削減の普及啓発に努めます。 | 農政課 |
| a | 【水質改善対策の推進】湖沼・河川の水質改善のため、関係機関と連携し対策の推進を図ります。宍道湖、中海の水質改善については、流域との連携を一層強化し取り組んでいきます。 | 環境保全課 |
| b | 【水洗化率の向上】水洗化率の向上に向けて、下水道への接続勧奨を行います。 | 上下水道局 |
| c | 【意識啓発】清掃活動・体験教室などを開催し、市民・事業者の意識啓発に努めます。 | 環境保全課 |
| c | 【市民の参加促進】市民が水環境を次世代に引き継いでいく意識を醸成するため、水に親しむ場の創出やイベント開催などに努めます。 | 環境保全課 |
| d | 【堀川の水環境の保全】堀川の水質改善のため、引き続き宍道湖水の導水に取り組みます。また、藻刈り船による水草等の除去、新技術の検討による見映えの向上など景観面の改善にも努めます。 | 河川課 環境保全課 |

■市民の取り組み

| | 取り組み内容 |
|---|---|
| b | 【下水道などへの接続】公共下水道、集落排水施設などの整備区域では速やかに接続し、それ以外の地域では合併浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。 |
| c | 【水質改善活動への参加】ヨシなどの水質改善に寄与する動植物を保全する活動に積極的に参加します。 |
| c | 【水質改善活動への参加】宍道湖・中海一斉清掃など、河川、湖岸、海岸などの清掃活動、水質浄化活動に積極的に参加します。 |
| d | 【生活排水抑制】調理くず、使用済みの食用油を適正に処理し、家庭からの環境負荷の抑制に努めます。 |
| d | 【農薬等の適正使用】農薬・化学肥料などの適正な使用と処理に努めます。 |
| d | 【水辺でのマナー遵守】河川・湖岸・海岸などでレクリエーション活動を行う際は、ごみを持ち帰るなどマナーを守ります。 |

■事業者の取り組み

| | 取り組み内容 |
|---|--|
| c | 【社員教育】社員に向けた水環境に関する環境教育を行うよう努めます。 |
| c | 【環境保全活動への参加】水質浄化、水辺環境保全の活動に参加・協力します。 |
| d | 【排水処理施設等の適正管理】排水処理施設などの整備と適正な維持管理に努め、排水処理対策を徹底します。 |
| d | 【水環境の改善対策】湖底耕運機などを用いた河川や湖沼の底質改善対策に積極的に取り組みます。 |
| e | 【排水基準の遵守】事業活動に伴う排水は適正に処理します。また、水質汚濁防止法の特定事業所では、排水の定期的な水質検査を実施するとともに、法で定められた排水基準を遵守します。 |
| e | 【農薬等の適正使用】農業では、肥料、農薬等の適正な使用の処理に努めます。 |

(2) 緑（森林・農地・公園）・水辺の確保

基本的な考え方

「水」と同様に市内には、山林、水田などを中心に豊富な「緑」も存在します。山林、水田は、その景観によって安らぎや癒しを提供してくれるとともに、二酸化炭素の吸収、水を蓄えて洪水や地すべりなどを防止するという役割も担っています。しかし、農林業者の高齢化や後継者不足などにより、田畑が荒れ、山林の管理が停滞し本来の機能を果たすことができない状況となると、それらを元に戻すことは容易ではありません。

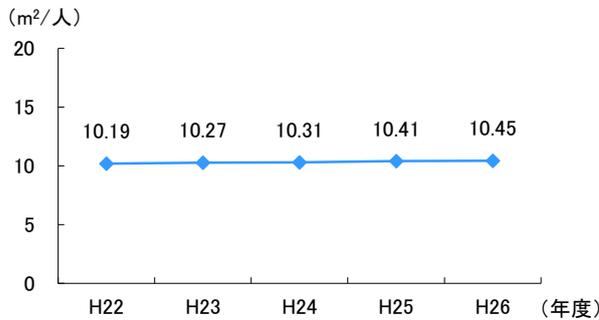
市民一人ひとりが「緑を守る」という意識を高めるとともに、不要な開発などは極力避けるなど、緑を守りやすい社会の構築を引き続き図る必要があります。



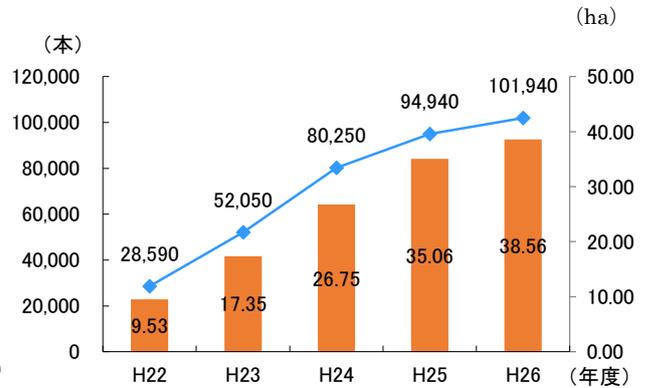
現況と課題

- 本市の緑は、北山山系・南部丘陵地の山の緑、城山・楽山など歴史的背景を持つ緑、市街地に点在する小規模な丘陵地など豊かな状況にあります。
- 市街化の進展、農林業者の高齢化と後継者不足などにより、田畑・里山の減少・荒廃、竹林の浸食繁茂、山林の間伐停滞などの問題が生じています。
- 市民一人あたりの都市公園面積（10.45 m²）は、全国平均（11.6 m² 平成25年）、島根県平均（20.0 m² 平成26年）より低い状況にあります。（資料：島根県）
（都市公園法において、一人あたりの都市公園面積は、10 m²以上となっています。）
- 市街地では密集地が多く緑化スペースが少ないことから、私有地などの身近な緑は不足しています。
- 周辺地域では身近な緑は豊富に存在しますが、それらの有効活用はまだ不十分といえます。
- 宍道湖・中海、日本海、多くの河川を活用した親水空間が各所に点在し、それらを活用したイベントなども行われていますが、水辺のさらなる有効利用の新たな方策と啓発が必要です。
- 緑の森再生事業による植林面積は、38.5ha(平成26年度)となっています。竹の繁茂や松枯れによって荒廃した森林の整備を継続することが必要です。

■図表 4-1 一人あたりの都市公園面積



■図表 4-2 植林本数・植林面積



出典:緑の森再生事業

取り組みの方向性

a. 森林づくり活動の推進、森林への意識の向上

森林の整備・保全を推進するため、森林づくり活動の推進、森林への意識の向上を図ります。

b. 耕作放棄地対策の推進

耕作放棄地対策を推進し、農地の有効活用・保全を進めます。

c. 里山への竹林の繁茂の防止

里山への竹林の繁茂を防ぎ、里山の魅力を保全します。

d. 都市公園の整備、市民の緑化運動などの推進

「松江市緑の基本計画（平成 19 年策定）」に基づき、民有地と公共施設の緑化、都市公園の整備を図るとともに、市民による緑化運動、生け垣の設置などを奨励します。

e. 水辺空間の整備と水辺の保全意識の啓発

水とふれあえる水辺空間を整備するとともに、自然観察会などを通して水辺の保全意識の啓発を行います。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|--------------------|-------------------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| | | H22 | H23 | H24 | H26 | H32 | H28 |
| 緑の森再生事業による植林面積(累計) | ha | H22 | 5.75 | H26 | 38.56 | H32 | 120.00 |
| 市民一人あたりの都市公園面積 | m ² /人 | H22 | 10.19 | H26 | 10.45 | H28 | 11.00* |

※松江市総合計画の「公園緑地の整備」に定める目標値

各主体の取り組み

■市の取り組み

| 取り組み内容 | | 担当課 |
|--------|---|--------------|
| a | 【森林整備】植林、間伐の実施など、計画的な森林整備に努めます。 | 農林基盤整備課 |
| a | 【林業振興】林業就業者を環境保全の担い手として支援します。 | 農林基盤整備課 |
| b | 【市民農園活用】耕作放棄地対策を推進し、遊休農地などを活用して市民農園などの普及活用を図ります。 | 農政課 |
| c | 【竹の資源化】竹林の繁茂を防止し竹を資源として活用できる手法を検討します。 | 農林基盤整備課 |
| d | 【森林保全意識向上】市民・事業所の参加による森林づくり活動を推進し、森林への意識の向上を図ります。 | 農林基盤整備課 |
| d | 【公園の質向上】「松江市緑の基本計画」に基づき、都市公園を整備し市民ニーズを踏まえて公園の質の向上を図ります。 | 公園緑地課 |
| d | 【地域緑化推進】「松江市緑の基本計画」に基づき、民有地と公共施設の緑化、街路樹などの整備に努めます。 | 公園緑地課 管理課 |
| e | 【水辺意識の高揚】清掃活動、水質保全活動、体験学習を通して、水辺環境への意識の高揚を図ります。 | 環境保全課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【ボランティア参加】森林ボランティアなどに積極的に参加し森林の保全に努めます。 |
| b | 【農地の活用】市民農園、遊休農地を活用します。 |
| b | 【空き地の適正管理】空き地の土地所有者は、適正な維持管理に努めます。 |
| c | 【森林づくりへの協力】森林づくり活動、里山整備に協力します。 |
| d | 【減農薬】家庭菜園、庭での農薬や化学肥料等の使用削減に努めます。 |
| d | 【公園の適正利用】公園を大切にし有効に利用するとともに、清掃活動など積極的に参加します。 |
| d | 【地域緑化への協力】「松江市緑の基本計画」の推進に協力します。 |
| d | 【地域緑化への協力】街路樹の保全・管理など地域の緑化活動への参加・協力を努めます。 |
| d | 【家庭緑化の推進】庭木の植栽、生け垣、グリーンカーテンなどの住宅敷地の緑化に努めます。 |
| e | 【水辺の有効活用】自然体験活動に参加し、水辺を有効に活用します。 |
| e | 【水辺清掃実施】水辺の清掃活動などに積極的に参加します。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【適正な森林管理】森林所有者、林業従事者は、間伐、下刈りなどの森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。 |
| b | 【適正な農地管理】農地所有者、農業従事者は、優良農地の保全に協力し、適正管理に努めます。 |
| b | 【森林・農地の活用】森林、遊休農地などの有効活用に努めます。 |
| c | 【森林づくりへの協力】森林づくり活動、里山整備に協力します。 |
| d | 【地域緑化への協力】地域の公園、緑地、親水空間などの整備に協力するとともに、清掃・美化活動にも参加します。 |
| d | 【事業所緑化推進】事業所の敷地内、建物の屋上、壁面などの緑化を進めます。 |
| e | 【水辺保全推進】事業所周辺、事業所内の水辺環境の保全に努めます。 |



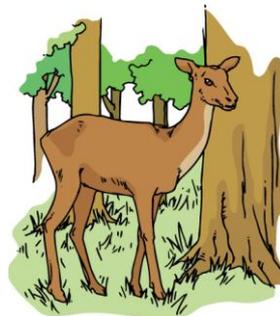
(3) 生物多様性の確保

基本的な考え方

本市では、恵まれた環境の中で多くの動物や植物が生息しています。特に、宍道湖・中海は淡水と海水が入り混じった汽水湖特有の貴重な生態系を育んでいます。

しかし、近年、開発行為、資源の乱獲など人の手によっても生態系に変化を生じさせたり、日本にはいないはずの外来動植物が生息域を広げたり、飼えなくなったペットを放したりすることで、昔から生息する動植物の生息環境を脅かしています。自然の生態系が本来のバランスを維持するために必要不可欠な生物多様性が失われつつあります。

私たちは、自然環境を愛する心を育むとともに、生態系への正しい知識・理解を得ながら、一人ひとりが本市に生息する動植物を大切にすることが求められています。



現況と課題

- 宍道湖・中海は貴重な生態系を育んでおり、多くの動植物が確認されています。コハクチョウやマガンの飛来地として鳥類の宝庫です。
- 宍道湖・中海はラムサール条約湿地に登録されており、「保全・再生」、「交流・学習」、「賢明な利用」に向けた様々な取り組みが展開されています。
- 都市化による生息環境の減少、悪化による生態系の変化が問題となっています。
- 外国からの農作物、木材の輸入、ペットなど外来動植物不用意な購入・飼育・繁殖、放棄などによる既存生態系への影響が懸念されています。
- 人為的に持ち込まれ不用意に遺棄されたと思われる外来種の動物が宍道湖流入河川で捕獲されたことがあります。

取り組みの方向性

a. 生態系保全の推進

生態系に関する正しい知識の習得と理解を深めることで、計画的な開発行為、資源の保護などに取り組み地域の環境特性に応じた生態系の保全を促進します。

b. 貴重な野生動植物の適正な保護

市内に生息する天然記念物、保存樹、その他の貴重な野生動植物の適正な保護を推進します。

c. 外来動物のペット化・繁殖、外来植物の栽培抑制

生態系に影響を与える恐れのある、外来動物の不用意なペット化、繁殖、外来植物の栽培などを抑制します。

d. 有害鳥獣被害対策・外来種流入防止対策

生態系に影響を与える可能性がある、有害鳥獣の被害対策、外来種の流入防止に向けた対策を推進します。

e. 市民のマナー向上に向けた啓発活動推進

山林、平野、湖、海、川などのつながりをよく理解し、自然と共生するためのマナー向上のための啓発を行います。

外来動植物



オオキンケイギク



ブルーギル

島根県水産技術センター提供



ヌートリア

中山間地域研究センター提供



セイダカアワダチソウ

島根県自然環境課提供



朝酌川で捕獲されたアリゲーターガー

宍道湖自然館ゴビウス提供



ミシシッピーアカミミガメ

宍道湖自然館ゴビウス提供

各主体の取り組み

■市の取り組み

| 取り組み内容 | | 担当課 |
|--------|---|----------------|
| a | 【情報の提供】生態系に関する正しい知識と理解を深めるために必要な情報の提供に努めます。 | 環境保全課 |
| a | 【生態系に配慮した工法】開発工事などにあたっては、生態系に配慮した工法の指導を行います。 | 都市政策課 |
| a | 【漁業者の支援】水産資源を持続可能に利用する漁業者に、漁業認証取得などを積極的に支援します。 | 水産振興課 |
| a | 【水産資源の保全】生物多様性の保全と、漁場となる沿岸地域の水産資源量の維持を両立させるよう努めます。 | 水産振興課 |
| b | 【天然記念物の保護】天然記念物などに指定された貴重な動植物の保護に努めます。 | まちづくり文化財課 |
| c | 【情報提供】ワシントン条約、外来生物法などに関する情報を提供し、特定外来生物などの不用意なペット化や繁殖を抑制します。 | 環境保全課 |
| c | 【普及啓発】外来植物の特性、生態系への影響を周知し、不用意に栽培しないよう市民・事業者へ働きかけます。 | 環境保全課 |
| c | 【普及啓発】動物への愛護意識を高めることで、ペットの放逐・遺棄を抑制します。 | リサイクル都市推進課 |
| d | 【外来生物対策】県、自然保護団体、松江市猟友会などと連携し、外来生物の防除・適正管理を推進します。 | 農林基盤整備課 |
| d | 【有害鳥獣対策】「松江市鳥獣被害防止計画」、「ヌートリア防除実施計画」などに基づき、有害鳥獣被害対策を推進します。 | 農林基盤整備課 |
| d | 【作物被害対策】「有害鳥獣被害対策事業補助金」などにより、ヌートリアなどの作物被害対策を積極的に支援します。 | 農林基盤整備課 |
| e | 【ビオトープの再生】河川、ため池、休耕田、公園、学校施設などを利用し、ビオトープの保全・再生を図ります。 | 環境保全課 学校管理課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【情報提供】希少な動植物、傷ついた鳥獣、その他野生生物などの情報提供に努めます。 |
| a | 【動植物愛護意識高揚】自然観察会への参加、自然観察施設、自然環境マップなどの活用により、山林、平野、湖、海、川のつながりの大切さを学び、生き物を大切にす意識を高めます。 |
| b | 【希少動植物の保護】希少な動植物をみだりに捕獲・採取したり、傷つけたりしないよう努めます。 |
| c | 【外来動植物の流入防止】生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種動植物などの持ち込み、放流・栽培は行いません。 |
| c | 【飼育・栽培に関するマナーの遵守】ペット、植物などは、野生化しないよう責任を持って管理し、必要に応じて環境省などに飼育の届け出を確実にします。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【夜間照明に関する配慮】夜間照明を使用するにあたっては、生物に影響を与えないように照明の配置や方向、強さ、点灯時間などに配慮します。 |
| a | 【生態系に配慮した開発】開発工事などにあたっては、生態系に配慮した工法で行います。 |
| a | 【水産資源保護】生物多様性の保全と、漁場となる沿岸地域の水産資源量の維持を両立させるよう努めます。 |
| b | 【希少動植物の保護】希少な動植物をみだりに捕獲・採取したり、傷つけたりしないよう努めます。 |
| e | 【消費者への適切な説明】動植物を販売する事業者は、消費者に向け適切な管理についての情報を確実に提供するよう努めます。 |

(4) 環境監視・公害対策

基本的な考え方

高度経済成長以降、大量生産・大量消費の産業構造は、我々の生活を豊かにする一方で、「公害」という問題を発生させました。水質汚濁や大気汚染などの公害は、美しい自然環境を破壊するにとどまらず、私たちの健康に重大な被害をもたらしました。

本市では、公害による人体に重大な被害が発生したという事例はなく、また、典型 7 公害（水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、地盤沈下、悪臭、騒音、振動）については多くが国の定める環境基準を達成しています。

今後も、公害を発生させないよう継続的な取り組みが必要です。



現況と課題

- 「大気汚染防止法」に基づき、県が各所で常時監視を行っています。一般大気測定、自動車排出ガス測定ともに多くの項目で環境基準を達成しており、概ね良好な大気環境が保たれています。なお、光化学オキシダントと PM2.5 の値は、ケーブルテレビなどで常時確認できます。有害大気汚染物質測定では、環境基準、指針値をすべて達成しています。
- 「土壌汚染対策法」に基づき、25 種類の有害物質について、土壌の汚染状態の指定基準が定められています。本市には指定基準を超過している区域はありません。
- 「悪臭防止法」に基づき、特定悪臭物質のうちアンモニアなどの 12 物質について、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域、規制基準を設定しています。
- 「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、特定工場・特定建設作業で発生する騒音・振動の規制基準、規制地域を定めており、規制地域内で規制基準を超過した場合には、改善勧告、命令を行います。「騒音規制法」、「振動規制法」に基づく、自動車騒音、道路交通振動は、平成 24 年度に本市が測定するようになってからは、要請限度を超えたことはありません。
- 「水質汚濁防止法」「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、事業場から河川・湖沼・海域などに排出される水について規制基準が設定されています。規制基準に適合しない場合、市長は改善勧告・命令を発することができます。市内の河川、海域、地下水の水質の測定を行っています。
- 本市の公害苦情の件数は平成 25 年度以降横ばいとなっています。その中では、野焼き（大気）の苦情が一番多く、騒音、悪臭と続いています。
(平成 26 年度の公害苦情の件数：62 件)

取り組みの方向性

a. 良好な大気環境の維持

県等と連携し、定期的な大気環境測定結果の確認や、これに基づく事業所などへの指導、市民に向けた啓発により、良好な大気環境を維持します。

b. 悪臭対策の推進

生活排水対策、浄化槽の整備・点検等の臭気防止対策を推進するほか、工場・事業所等へは、悪臭防止法に基づいた指導を行います。

c. 騒音・振動対策の推進

工場・事業所を対象として法令に基づく指導・規制を行い、建設工事現場等では低騒音・低振動型建設機械の使用を促進します。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|-------------------------|
| a | 【大気監視】野焼き、粉じんなどを指導監視します。 | 環境保全課 |
| a | 【大気監視】光化学オキシダント、PM2.5の注意報等が出された場合には、報道機関からの情報のほか、防災メール、告知端末で情報提供を行うとともに、保育所、幼稚園、小中学校などへ連絡を行います。 | 環境保全課 教育総務課 |
| a | 【県との連携】工場、事業所を対象として、県と協力し排出基準の遵守や化学物質の管理・使用削減、農林業の廃棄物の適正処理などの徹底に努めます。 | 環境保全課 農政課 農林基盤整備課 |
| a | 【自動車排出ガス対策】低公害車の普及、公共交通機関の利用促進、エコドライブの推進、交通流円滑化対策など、自動車排ガス対策の充実を図ります。 | 都市政策課 環境保全課 |
| b | 【悪臭に関する普及啓発】工場などを対象として法に基づく指導などを行います。浄化槽の臭気防止対策を松江保健所などと連携して推進します。 | 環境保全課 |
| c | 【騒音・振動防止】事業活動、生活に伴う騒音・振動への指導・規制に努めます。交通騒音については継続的な監視を行います。 | 環境保全課 |

■市民の取り組み

| | 取り組み内容 |
|---|---|
| a | 【ごみの適正処理】家庭ごみなどは適正に処理し、野焼きはしないよう努めます。 |
| a | 【低公害車導入】低公害車などの環境負荷の少ない自動車の購入・使用に努めます。 |
| a | 【エコドライブ推進】自動車を運転する際は、アイドリングストップをするなどエコドライブを心がけます。 |
| a | 【公共交通機関利用】バスや電車などの公共交通機関をできるだけ利用し、近距離の移動には徒歩、自転車の移動に努め、自動車の使用を控えます。 |
| a | 【移動の効率化】カーシェアリングやレンタサイクルなどの利用に努めます。 |
| b | 【浄化槽清掃】浄化槽の定期的な整備・点検、自宅周辺の下水・側溝の定期的な清掃を行います。 |
| b | 【ごみ集積所管理】ごみは決められた日に出し、ごみ集積所の管理・清掃に努めます。 |
| c | 【時間配慮】ピアノ、カラオケなどは、近隣に迷惑をかけないよう時間帯や音量に配慮します。 |
| c | 【ペットのしつけ】ペットの鳴き声により近隣に迷惑をかけないよう飼い主は適切にしつけをします。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【低公害車導入】低公害車など環境負荷の少ない自動車の購入・使用に努めるとともに電動アシスト付き自転車や電動バイクの導入を図ります。 |
| a | 【エコドライブ推進】自動車を運転する際は、アイドリングストップをするなどエコドライブを心がけます。 |
| a | 【企業努力】特に自動車を多く保有する運輸事業者などは、環境保全の体制を整備し、「グリーン経営認証」などの取得をめざします。 |
| a | 【物流合理化】共同配送や一括配送など効率的な発注・受注システムの構築などにより、物流の合理化を図り、貨物自動車の使用を抑制します。 |
| a | 【大気汚染物質排出抑制】設備の更新などにより、事業所からの排出ガスの適正処理、粉じんの発生抑制、酸性雨原因物質の排出抑制に努めます。 |
| b | 【ごみの適正処理】農林業に伴う、使用済みビニール、剪定枝などは適正に処理します。 |
| b | 【悪臭防止法の遵守】工場などでは、「悪臭防止法」を遵守します。 |
| b | 【施設の適正管理】浄化槽などの施設は、悪臭の原因とならないよう適正な管理に努めます。 |
| c | 【騒音・振動対策の徹底】低騒音・低振動型の機器の導入を進め、作業場などの対策を徹底します。 |
| c | 【緩衝帯整備】敷地周辺の緑化など、緩衝帯の整備に努めます。 |
| c | 【光害防止】営業時間外の減灯または消灯の奨励、投光器などの使用の制限などに取り組みます。 |

(5) 有害化学物質対策

基本的な考え方

ごみの焼却などから発生するダイオキシン類は、WHO（世界保健機構）によって発がん性が指摘されており、建物の断熱材などとして使用されていたアスベストは、吸入によって肺がんや悪性中皮腫を引き起こすことが判明しています。

私たちの身の回りには多くの有害な化学物質が存在しており、これらを適正に管理するとともに、発生させないための努力を、市民・事業者・行政が一体となって推進し、本市の環境とともに、私たちの健康を守っていくことが求められています。

本市としては、関係法律に基づき、有害化学物質が一般環境に拡散しないように、業者の指導監督、野焼き対策を行うとともに、島根県などとの連携を図っていきます。



現況と課題

- 有害化学物質の規制・管理については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R法）、「ダイオキシン類対策特別措置法」等により定められています。
- 水質汚濁防止法の特定施設（カドミウム等政令に定める 28 種類の有害物質を含む污水排出し、又は地下浸透させるもの）を設置する事業場を対象として、同法に基づき適切な指導監督を行っています。
- 環境中のダイオキシン類の常時監視は島根県が実施しており、一般環境監視については環境基準を達成しています。特定施設からのダイオキシン類については、すべての特定施設で排出基準を下回っているとの報告が提出されています。馬潟工業団地周辺地域では発生源周辺監視として、環境中のダイオキシン類の測定が行われていますが、平成 22 年度の対策実施後は環境基準を達成しています。
- 有害化学物質対策として、有害物質を使用・貯蔵している事業場などの監視のほか、ダイオキシン類の発生源でもある野焼きの苦情対応も行っています。
- ポリ塩化ビフェニル（P C B）が使用され、または混入している製品などの廃棄物（P C B 廃棄物）について、正確な情報を市民・事業者・行政で共有し、適正な処分を進める必要があります。

取り組みの方向性

a. 有害化学物質に関する情報収集及び正しい知識の習得

有害化学物質から市民の健康を守るため、関連する情報を収集し、市民に提供する体制を整備します。

b. 有害化学物質の適正な管理・使用の徹底

事業者を対象として法規制に基づき、島根県、松江保健所などと連携しながら、化学物質の適正な管理・使用の指導を行います。

c. ダイオキシン類、アスベスト、PCB廃棄物対策

ダイオキシン類・アスベスト対策として、ダイオキシン類対策特別措置法の遵守、建築物の解体工事等におけるアスベストの適正処理などについての指導を徹底します。
また、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理について、県と連携しながら事業者などの理解を深めるため啓発を実施し、適正な処理を推進します。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|--|----------------|
| a | 【情報収集・提供】化学物質に関する最新の情報を収集し、市民・事業者に向けて適切な情報提供に努めます。 | 環境保全課 |
| b | 【事業者への指導】関係機関と連携し、事業者に向けて有害化学物質などの適正な使用・管理に関する指導・規制に努めます。 | 環境保全課 |
| c | 【ダイオキシン類に関する指導】ダイオキシン類の発生抑制のため、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、野焼き、焼却炉の使用に関する規制を遵守するよう指導します。 | 環境保全課 |
| c | 【アスベストの適正処理】建築物の解体工事等に当たっては、確実なアスベスト対策を実施するよう、指導に努めます。 | 建築指導課 |
| c | 【情報収集・提供】ダイオキシン類、アスベスト、PCB廃棄物に関する取り扱い、発生源、含まれている可能性のある構造物の特徴、適正処理などの情報提供を推進します。 | 建築指導課 環境保全課 |

■市民の取り組み

| | 取り組み内容 |
|---|---|
| a | 【健康被害等の情報収集】化学物質の特性、健康被害などの情報を積極的に入手します。 |
| b | 【環境にやさしい商品の購入】環境に有害化学物質が排出されるおそれがある商品の購入・使用を控えます。 |
| b | 【農薬などの適正管理】農薬などは適正に管理し使用は可能な限り控えます。 |
| b | 【シックハウス対策】住宅を新築・改築する際には、ホルムアルデヒドを発生させない安全な建材使用に留意し、シックハウス対策に努めます。 |
| b | 【有害物質の適正処理】水銀などの有害物質を含むごみを捨てる際は適切に処理します。 |
| c | 【ダイオキシン類発生防止】ダイオキシン類を多量に発生する素材の使用を自粛します。 |
| c | 【野焼きなどの防止】家庭ごみ、庭木の剪定枝などは、法律で定められた基準以外の焼却炉での焼却、野焼きはせず適正に処理します。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【化学物質の情報収集】化学物質の特性や健康被害などの情報を積極的に入手します。 |
| b | 【化学物質関連法規遵守】化学物質を扱う事業所では、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)などの関係法令を遵守し、有害化学物質の使用抑制、適正管理・処分を行います。 |
| b | 【化学物質に関する情報公開】自社が取り扱う製品に含まれる化学物質について把握し、情報の公開に努めます。 |
| b | 【シックハウス対策】建設業などの業種では、建築物の新築などでホルムアルデヒドを発生させない安全な建材を利用するなど、シックハウス対策に努めます。 |
| b | 【環境にやさしい原材料の使用】有害物質などを含まない環境に優しい原材料の使用に努めます。 |
| c | 【野焼きの防止】廃棄物などの違法な野焼きは行わず、適正に処理します。 |
| c | 【PCB等関連法の遵守】PCB、アスベストなどの廃棄物を法律に従い適正に処理します。 |

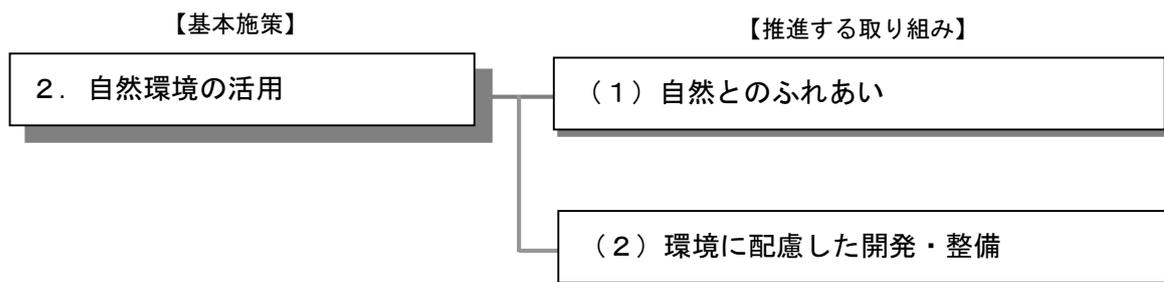
2. 自然環境の活用

施策の方向性

本市の自然環境は、豊かな「水」と「緑」に恵まれています。これらを活用した、美しい日本海や穴道湖でのマリンスポーツ、緑に囲まれた松江城の内堀を船で巡る堀川遊覧船などには、松江を代表する観光スポットとして市外からもたくさんの方が訪れます。また、ふるさと森林公園のような、自然とのふれあいの場も整備されており、市民の憩いの場として活用されています。

こうした、自然を活かした観光や市民の自然とのふれあいをより充実させることが、市民や観光客に向けて「安らぎ」を提供することになり、市全体の活性化にもつながっていきます。ただし、自然環境を活用した安らぎの場や自然に親しむ場の整備などにあたっては、常に自然への影響を最小限にとどめるよう配慮することが求められます。

豊かな自然環境とふれあう場の創出により、市民や訪れる人たちへ安らぎを提供するとともに、自然と調和した開発・整備の推進により自然環境を賢く活用します。



(1) 自然とのふれあい

基本的な考え方

本市には、豊かな自然環境を活用し、気軽に自然とふれあうことのできる場が各所に存在しています。自然とのふれあいは、市民をはじめ訪れる人たちに癒しや安らぎを提供してくれるとともに、子どもたちの貴重な環境学習、体験学習の場としても活用できます。

しかし、近年、生活スタイルの変化などにより、子どもも大人も自然とふれあう機会が減少しつつあります。本市の豊かな自然について学び、それらを大切にすることを育み、持続的に自然とふれあう場を確保していく取り組みが求められています。

また、本市の自然環境は重要な観光資源でもあり、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなど、本市を訪れる人たちが本市の自然に触れ、ともに自然を守るための取り組みに参加できる仕組みを構築することで、本市の自然が持つ魅力はさらに高まるものと期待されます。



現況と課題

- 「堀川遊覧船」「松江フォーゲルパーク」「関の五本松公園」など自然とふれあうことのできる観光施設、市民の憩いの場となっている「マリパーク多古鼻」「宍道ふるさと森林公園」「星上山スターパーク」などがあります。
- 環境と歴史に親しむウォーキングイベントが市内各所で開催されています。
- 平成 17 年 11 月のラムサール条約湿地登録から 10 周年を迎えた宍道湖・中海は、市民が身近に遊びながら学べる大切な場所となっており、水辺での学習会なども行われています。近年では、宍道湖の水辺を会場としたイベントなども盛んに開催されています。
- 中海・宍道湖体験クルーズなどの環境体験学習、野鳥観察会など自然環境そのものを楽しむ取り組みが行われています。
- 農山漁村で地元の人々との交流を通して、農林漁業体験やその地域の自然や文化、くらしに触れる「しまね田舎ツーリズム」が行われています。
- 「まつえ市民大学」の農業コースとして「やくもアグリパーク」を主会場に、農業の基礎を学ぶ機会を設けています。
- 「自然とふれあう場」、「親水ゾーン」など市内各所に点在しますが、積極的な PR が必要です。
- 平成 26 年度における市内の農園数は、市民農園が 4 カ所、農家開設農園が 14 カ所、NPO 法人開設農園が 3 カ所となっており、多くの方に農作業を通して自然に親しむ場

が提供されています。

取り組みの方向性

a. 自然とふれあう機会の提供

穴道湖・中海、日本海、堀川などの「水」、また各観光施設、森林、歴史遺産の「緑」とふれあう機会の提供、それらの自然を活かした空間の整備を図るとともに、その認知度を高めていきます。

b. グリーンツーリズムなど自然の魅力を高める取り組みの推進

グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどを通して、観光客も環境活動に参加できる仕組みを構築し本市の自然の魅力を高めていきます。

c. 関連情報の集約・提供と関連団体などの連携強化

自然にふれあう機会や場に関する情報を集約・提供し、関連団体の連携促進や、市民などの自然にふれあう機会を創出します。

d. 自然とのふれあいの場整備にあたっての環境配慮

親水護岸など自然とのふれあいの場を整備するにあたっては、環境への影響を最小限にとどめます。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|-----------------------|
| a | 【ふれあいの場の整備】自然とふれあうことのできる場の充実・整備に努めます。 | 公園緑地課 |
| a | 【ふれあいの機会の創出】自然環境を活用したイベントなどを開催し、市民が自然とふれあうことのできる機会を創出します。 | 環境保全課 |
| a | 【体験学習の推進】「まつえ市民大学」ふるさと環境コースなどを通して、体験型環境保全学習講座や学校における自然体験学習の実施を促進します。 | 市民活動センター |
| b | 【環境保全活動参加機会の増加】観光、歴史・文化イベントへの参加、農業・林業・漁業などの体験を通じて、自然環境保全活動に参加できる機会を増やします。 | 環境保全課 水産振興課 農政課 |
| b | 【ツーリズムの振興】県などと連携し、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどの振興を図ります。 | 水産振興課 農政課 |
| c | 【情報提供】自然とふれあうことのできる場や機会に関する情報を集約し、市民などへ提供します。 | 環境保全課 農政課 |
| c | 【連携促進】自然とのふれあいに取り組んでいる団体や企業、個人を把握し、活動内容に応じて連携を図ります。 | 環境保全課 |
| d | 【生態系への配慮】生態系に配慮しながら、護岸の整備など水に親しめる空間の創出に努めます。 | 河川課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【自然とのふれあいへの参加】自然観察会や自然を楽しむウォーキング、サイクリングなど、自然とふれあう機会に積極的に参加します。 |
| a | 【自然とふれあう機会の増加】観光施設、公園などを積極的に活用し、自然とふれあう機会を増やします。 |
| a | 【ビオトープづくり】ビオトープなど生物が棲める水辺づくりと適正な維持管理に積極的に参加します。 |
| a | 【農作業体験】家庭菜園や市民農園などを活用し、農作業を通して自然とふれあいます。 |
| d | 【マナーの遵守】自然とのふれあいでは、マナーを守るよう努めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【自然とふれあう機会の増加】観光施設、公園などを積極的に活用し、自然とふれあう機会を増やします。 |
| a | 【観光ビジネスの考案】自然環境を活用した観光ビジネスの考案などに努めます。 |
| b | 【農園などの活用】市民農園や体験交流施設の活用を通して、自然とのふれあいの場を広く提供できるよう努めます。 |
| b | 【観光客への魅力発信】農業・林業・漁業などの従事者は、「しまね田舎ツーリズム」などに積極的に協力し、観光客などが本市の自然を楽しむ機会を提供するよう努めます。 |
| d | 【開発に際しての緑地などの確保】大規模な開発を行う際は、地域の人たちと話し合いの場を持ち、緑地や親水空間を広く設定するよう努めます。 |

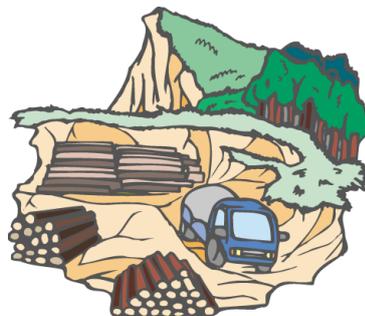


(2) 環境に配慮した開発・整備

基本的な考え方

私たちの生活を豊かなものとして維持し、財産や生命を守るためには、自然環境の開発・整備が必要な場合があります。しかし、失われた自然環境を元のとおり復元することは極めて困難で時間がかかります。開発・整備を行う際には、常に自然への影響を最小限にとどめる配慮を行い、自然と開発の「調和」を大切にすることが求められます。

また、本市の美しい自然はすばらしい景観を形づくっています。本市の景観は、宍道湖に沈む夕日をはじめとした重要な観光資源でもあり、開発・整備にあたっては、こうした景観上の配慮を行うことも重要です。



現況と課題

- 松江市景観計画に基づき、景観を損ねるおそれのある行為について規制を行っています。
- 市内中央を東西に流れる大橋川の河川改修は、水環境や動植物及び生態系に与える影響についてモニタリングを行い、有識者の助言を得ながら進められています。
- 河川改修に伴う環境保全措置の効果についても確認しながら対応が図られています。
- 松江市景観計画に基づきながら、各事業者などによる景観の保全・活用に向けた取り組みが行われています。
- 無電柱化推進計画に基づき電線の地中化を進めていますが、中心市街地など、電柱による道路占有や景観が阻害されている箇所があります。

取り組みの方向性

a. 周辺環境との調和の確保

開発・整備については、自然環境への影響を最小限にとどめるように配慮します。

b. 環境への配慮、市民意見の考慮による大橋川改修の推進

大橋川改修は、国土交通省、島根県などと連携し、市民の意見を十分に考慮するとともに、環境への影響に配慮しながら事業の推進を図ります。

c. 景観計画に基づいた景観保全の推進

松江市景観計画に基づき、本市の財産である良好な景観を損ねるおそれのある行為について、規制・誘導を行います。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| 取り組み内容 | | 担当課 |
|--------|--|------------|
| a | 【自然環境に配慮した整備・管理】多自然型護岸の整備や水辺の植物の確保など、自然環境に配慮した整備・管理に努めます。 | 河川課 |
| a | 【情報提供】自然環境の開発や整備に際しては、周辺住民意見を十分聴取するとともに、住民説明会などを通して情報提供に努めます。 | 都市政策課 |
| a | 【電線地中化】市内の電線地中化を計画的に推進します。 | 管理課 |
| b | 【大橋川改修による自然への影響の最小限化】大橋川の改修にあたっては、国土交通省、島根県などと連携し、市民の意見を十分に考慮するとともに、環境への影響に配慮しながら事業の推進を図ります。 | 大橋川治水事業推進課 |
| c | 【景観計画の推進】松江市景観計画に基づき、本市の財産である景観を損ねるおそれのある行為について、規制・誘導を行います。 | まちづくり文化財課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【周辺環境との調和】住宅を建設する際などは、周辺環境との調和や適正な土地利用に留意します。 |
| c | 【景観配慮】住宅の新築・増改築などにあたっては、素材・色彩など、周辺の景観に配慮するよう努めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【環境影響評価の実施】環境に影響を及ぼすことが予想される開発については、関係法令などに基づき環境影響評価を行うなど、適切な環境保全措置を講じます。 |
| a | 【多自然型整備工法の採用】開発行為や造成工事にあたっては、自然植生を破壊しないよう、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に努めます。 |
| c | 【景観配慮】屋外広告物の表示または掲出に関し、周辺の景観との調和、公衆への危害防止に努めます。 |

■大橋川改修事業

ヨシ移植による生息環境の保全（大橋川）



天神川水門



4-2. 循環型社会の構築

「みんなが意識の高い循環型のきれいなまち」をめざして

1. 生活環境の整備

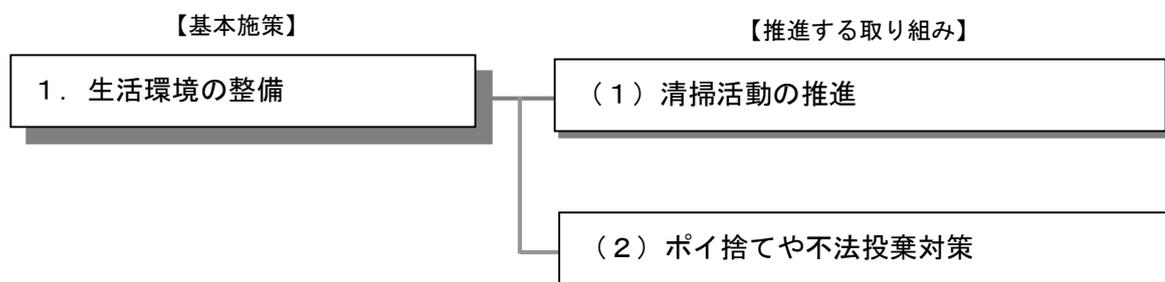
施策の方向性

豊かな水や緑、そこで育まれた歴史や文化は大切な資源であり、まちの誇りでもあります。まちを汚すことは、その誇りを損ねるとともに、安らぎや潤いを損なってしまうことにもなります。

私たちが自分の住まいをきれいにするのと同じように、まちをきれいにすることは、そこで暮らす私たちの大切な役割です。

そのためには、ポイ捨て、不法投棄など捨てられるごみそのものをなくすことや、汚されてしまったまちをきれいにするのが求められます。

本市では、「クリーンまつえ」などをはじめとして自主的かつ積極的な清掃活動が各地で展開されており、こうした活動を継続拡大するとともに、「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、一人ひとりのごみに関するマナー向上に努め、きれいで美しいまちをつくれます。



(1) 清掃活動の推進

基本的な考え方

みんなでまちをきれいにするため、毎年「クリーンまつえ」などの清掃活動を開催しています。また、企業グループ、市民団体などでも積極的に清掃活動が行われ多くの市民が参加しています。

ごみのないきれいなまちで快適に生活するため、また、国際文化観光都市として気持ちよく観光客を迎えることができるよう、市民・事業者・行政が一体となって清掃活動の取り組みを継続・拡大し、一人ひとりが一層意識して清掃活動に参加するとともに、より清掃活動に参加しやすい仕組みづくりが求められます。



現況と課題

- 市民ボランティアによる「クリーンまつえ」をはじめとする、清掃活動に多くの市民が参加しています。
- 「中海・宍道湖一斉清掃」が毎年行われ、平成 27 年度は島根・鳥取両県から約 8,000 人が参加しました。
- 毎年、水郷祭の翌日には宍道湖周辺の清掃活動が行われ、多くの市民・事業者などが参加しています。
- 各種の清掃活動に、多くの市民・事業者などが積極的に参加しており、清掃活動への意識・意欲が向上しつつあります。
- 自治会などで行うボランティア清掃を対象とした支援制度を周知する必要があります。

取り組みの方向性

a. 市民参加型清掃活動の実施

あらゆる世代の市民が参加しやすい清掃活動を実施します。

b. 参加しやすい清掃活動の仕組みづくり

市民・事業者の清掃活動への高い意欲をさらに高めるとともに、支援制度も含め参加しやすい仕組みづくりに努めます。

c. イベントと清掃活動をセットで実施

各種イベントと、清掃活動をセットで実施するよう働きかけます。

d. 身の回りの清掃活動の推進

身の回りの清掃活動を促進します。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|--------------------------|----|-----|----------|-----|---------|-----|---------|
| | | H22 | *19, 466 | H26 | 36, 583 | H32 | 38, 000 |
| クリーンまつえ、ボランティア清掃などへの参加者数 | 人 | H22 | *19, 466 | H26 | 36, 583 | H32 | 38, 000 |

※平成 22 年度は、ボランティア清掃参加者数のデータがないため「クリーンまつえ」のみの参加者数

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|-----------------------|
| a | 【クリーンまつえの継続拡大】「クリーンまつえ」を継続的に実施し、さらなる参加者や実施地域の拡大に向けた検討を行います。 | 環境保全課 |
| a | 【清掃機会の増加】市民・事業者が参加できる清掃活動の機会を増やすよう努めます。 | リサイクル都市推進課 |
| a | 【清掃活動に取り組む団体の支援】道路愛護団や河川愛護団など清掃活動に取り組む団体などを積極的に支援します。 | 管理課 河川課 |
| a | 【若い世代の清掃活動参加促進】市ホームページ、大学生に向けた講習などを通じて、若い世代の自治会や地域の清掃活動への参加を呼びかけます。 | 市民生活相談課 リサイクル都市推進課 |
| a | 【自治会などとの連携】自治会などによる清掃活動を円滑に実施するための相談などに積極的に応じます。 | 市民生活相談課 リサイクル都市推進課 |
| b | 【情報発信】市民や事業者が参加できる清掃活動について、ホームページや広報を通じて、積極的に情報発信し、より多くの参加を促します。 | 環境保全課 リサイクル都市推進課 |
| b | 【意欲継続の仕組みづくり】自治会など、各種団体で実施されている清掃活動について、広報誌・情報誌などで積極的に紹介するなど、活動実施者の意欲継続と、啓発に努めます。 | リサイクル都市推進課 |
| b | 【清掃活動の具体的評価】事業者の道路、公園清掃などの実績に応じて入札時の総合評価方式に加点するなど、清掃活動の実施を積極的に評価します。 | 契約検査課 |
| b | 【参加しやすい仕組みづくり】市主催のイベントなどについては、清掃活動と日程が重複しないよう配慮し、市民や事業者が参加しやすい仕組みづくりに努めます。 | 環境保全課 |
| c | 【イベントと清掃をセットで実施】イベントなどについて、清掃活動をセットで実施するよう働きかけます。 | 環境保全課 |
| d | 【率先した清掃の実施】公共施設周辺は、市の職員が積極的に清掃活動を行い、市民や訪れる人に率先して模範を示します。 | 環境保全課 リサイクル都市推進課 |
| d | 【情報提供】清掃を行う際の注意事項、収集したごみの処理方法などを、ホームページなどを通じて情報提供し清掃活動を支援します。 | リサイクル都市推進課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【清掃活動への参加】「クリーンまつえ」など、市民が参加できる清掃活動に積極的に参加します。 |
| b | 【連携による清掃活動への参加】清掃活動の実施、参加に際しては、周辺住民などにも声をかけて、より多くの参加を促すよう努めます。 |
| b | 【連携による清掃活動の実施】近隣自治会などと連携した清掃活動の実施に努め、清掃活動を通して地域の連携を深めます。 |
| c | 【イベントと清掃をセットで実施】地域のお祭り、運動会などは、清掃活動とセットで実施するよう努めます。 |
| c | 【自主的な清掃実施】イベントなどへ参加する際は、自主的に周辺の清掃を行うよう努めます。 |
| d | 【自宅周辺の清掃実施】自宅周辺の清掃活動を積極的に実施するよう努めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【清掃活動への参加】「クリーンまつえ」など事業者が参加できる清掃活動に積極的に参加します。 |
| a | 【自治体等と連携した清掃の実施】「企業市民」として、事業所周辺などの清掃活動を、自治会などと連携して積極的に推進します。 |
| b | 【連携による清掃活動への参加】清掃活動の実施、参加に際しては、周辺事業者にも声をかけて、より多くの参加を促すよう努めます。 |
| c | 【会社行事としての清掃活動実施】会社行事などとあわせて清掃活動を実施するよう努めます。 |
| d | 【積極的な清掃実施】事業所、工場などの清掃活動を積極的に実施するよう努めます。 |



(2) ポイ捨てや不法投棄対策

基本的な考え方

平成 18 年に施行した「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、ポイ捨て防止によるきれいなまちづくりを推進し、美化推進地域の指定が 11 カ所となりました。しかし、いまだ心無いポイ捨ては後を絶ちません。これらは美観を損ねるだけでなく、本市のイメージも損なってしまいます。何より、私たちの暮らしや自然環境などにも悪影響を及ぼします。

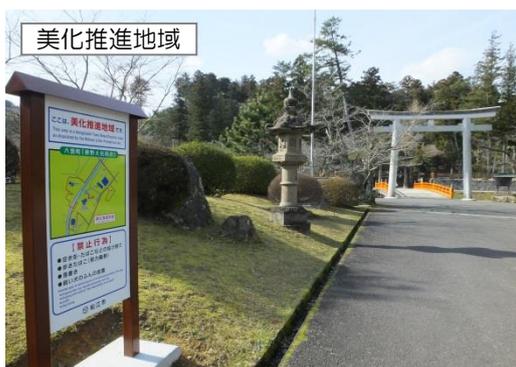
また、不法投棄についても後を絶たず、特に産業廃棄物の不法投棄は場合によっては、人命を奪いかねない危険なものとなる可能性があります。

市民や事業者一人ひとりがマナーを守るとともに、人目につかない場所の適正な管理を行い、ポイ捨て、不法投棄の防止に引き続き努める必要があります。



現況と課題

- 平成 18 年に「松江市きれいなまちづくり条例」を施行し、JR 松江駅周辺、宍道湖公園線通り周辺、塩見縄手周辺、ヘルンの道周辺、けやき通り周辺、青石畳通り周辺、JR 乃木駅周辺、JR 宍道駅・八雲本陣周辺、八重垣神社周辺、佐太神社周辺、熊野大社周辺の 11 箇所を美化推進地域に指定しています。
- 美化推進地域のごみ回収量は、指定箇所が増加しているにもかかわらず年々減少していますが、いまだに月平均で 1,000 本以上のタバコの吸い殻が回収されています。引き続き、ポイ捨ての防止を図るためパトロールの実施や啓発が必要です。
- 不法投棄は、依然として後を絶たず人通りの少ない道路や山間部などに投棄されている状況です。投棄されているごみは、タイヤ、布団、家電製品などが主なものとなっています。
- 平成 30 年 4 月の中核市移行にむけて、新たに行うこととなる産業廃棄物に係る事務の準備を進めています。
- 日本海沿岸には、多くの漂着物があり、海外からのポリ容器なども含まれています。



取り組みの方向性

a. 市民や来訪者が快適に過ごせるまちづくり

「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、市民や来訪者が快適に過ごせるまちづくりを継続して実施します。

b. 市民や事業者との協働による不法投棄対策の推進

不法投棄がされやすい場所など、地域を熟知している市民・事業者との協働により不法投棄対策を推進します。

c. 産業廃棄物の適正処理・漂着物対策の推進

県等と連携しながら、産業廃棄物の適正処理や漂着物対策を推進します。

d. ポイ捨てを防止するためのマナーやモラルの啓発活動の推進

ポイ捨てを防止するための、マナーやモラルの啓発活動を推進します。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|--|---------------------|
| a | 【条例に基づく指導の徹底】「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、美化推進地域及び喫煙制限区域の指導・勧告・命令を徹底します。 | リサイクル都市推進課 |
| a | 【市民の美化意識醸成】美化推進地域など、観光客が多く訪れる場所では、市民・事業者が「おもてなしの心」を持ち、誰もが愛するきれいなまちになるよう市民意識の醸成を図ります。 | リサイクル都市推進課 |
| a | 【美化推進地域の指定数増】美化推進地域の指定数を増やし、きれいなまちづくりを推進します。 | リサイクル都市推進課 |
| b | 【不法投棄監視と情報提供】市民・事業者と連携した見回り、不法投棄の監視を実施するとともに、投棄防止のための啓発・情報提供に努めます。 | 環境保全課 リサイクル都市推進課 |
| c | 【事業者への指導徹底】県と連携しながら、産業廃棄物の適正処理など事業者に向けた指導を徹底します。 | 環境保全課 |
| d | 【ポイ捨て防止に関するマナーの啓発】ホームページ、広報などを通じて、ポイ捨て防止に関するマナーの啓発を行います。 | リサイクル都市推進課 |
| d | 【所有地の適正管理】所有地の適正な管理により不法投棄を防止するよう市民などに働きかけます。 | 環境保全課 リサイクル都市推進課 |
| d | 【観光客などへの条例の周知】本市を訪れる観光客などに、「松江市きれいなまちづくり条例」の内容と禁止事項などについての注意喚起を行います。 | リサイクル都市推進課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【マナーを守る】 空き缶・たばこの吸い殻などの投げ捨て、歩きたばこ、落書き、犬のふんの放置などのマナー違反をしません。 |
| a | 【改善を促す】 マナー違反者を発見したら、改善を促すよう努めます。 |
| b | 【情報提供】 不法投棄を発見したら市などへの通報に努めます。 |
| b | 【所有地の適正管理】 所有・管理している土地への不法投棄を防止するよう、適正な管理に努めます。 |
| c | 【マナーやモラルの啓発】 自治会単位などでの清掃活動などを実施する際には、ポイ捨て防止に関するマナー勉強会などを開きマナーやモラルの啓発に努めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【ポイ捨て防止の啓発】 小売店やペット販売事業者は、空き缶や吸い殻のポイ捨て防止、ペットのふんの処理などについて、消費者に向けた啓発活動に努めます。 |
| b | 【廃棄物の適正処理】 廃棄物は適正に処理し、不法投棄は行いません。 |
| b | 【所有地の適正管理】 所有・管理している土地への不法投棄を防止するよう、適正な管理に努めます。 |
| c | 【産業廃棄物の適正処理】 産業廃棄物は適正に処理し、マニフェストの発行・管理など、確実に排出・処理・処分を確認します。 |
| d | 【社員の喫煙マナー向上】 社員研修などを通じて、社員の喫煙マナー向上を図ります。 |

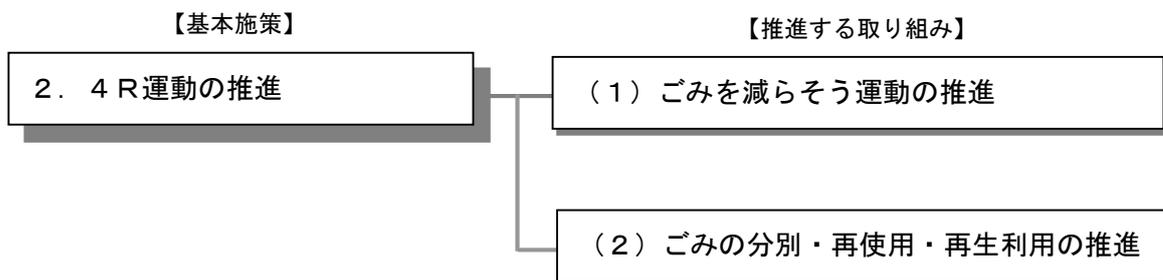
2. 4 R運動の推進

施策の方向性

地球温暖化、資源の枯渇などの深刻な環境問題に対応していくためには、資源循環型社会の形成を欠かすことができません。そして、資源循環型社会実現のためには、物が生産され、ごみとなって処理されるまでのすべての段階で4 R運動（①リフューズ（Refuse）「必要ないものは断る」、②リデュース（Reduce）「ごみそのものを減らす」、③リユース（Reuse）「繰り返し使う」、④リサイクル（Recycle）「再び資源として利用する」）を推進することが必要です。

市民にとっては生活の様々な場面で、ごみにしない工夫などの新たなライフスタイルへの転換が求められています。また、事業者、行政が自然環境に配慮した環境負荷の少ない循環型の社会システムを構築するために、ごみの処理過程で資源・エネルギーの効率的な使用と回収を推進することも重要です。

本市では、資源を大切にすることを代表的な取り組みとして「リサイクル都市日本一」を合言葉に環境保全に取り組んできました。この合言葉のもと、4 R運動が活発かつ適正に推進される仕組みづくりをめざします。



(1) ごみを減らそう運動の推進

基本的な考え方

衣食住という生活の営みや働くという社会の営みの中で、ごみは切り離すことができません。ごみを出してから処理するのではなく、必要ないものは断る（リフューズ）、ごみそのものを減らす（リデュース）は、環境にやさしい取り組みです。

例えば、マイバッグを持参しレジ袋を断ること、詰め替え商品を買うこと、必要以上に買わないこと、物を大切に使うことは、ごみを減らすために重要なことです。

こうした取り組みを継続・拡大するとともに、一人ひとりが日々の生活の中で意識しながら行動することが求められます。



現況と課題

- 平成 22 年 4 月 1 日から「レジ袋削減推進協議会」を中心とした小売店でのレジ袋有料化がスタートし、現在、11 事業者 42 店舗が参加しています。
- マイバッグ持参率は、有料化前は約 40%でしたが、有料化後は約 90%に達しています。（平成 26 年 9 月現在レジ袋削減推進協議会調査）。
- 平成 20 年度に「ごみ減量貯金箱に係る環境活動事業補助金」を創設し、市民・事業者が行うごみの減量活動に活用されています。
- 近年のごみ排出量は、約 8 万トンで人口が減少している状況の中、増加傾向となっています。そのうち、もやせるごみは増加、資源ごみは減少しています。市民一人あたりのごみ排出量も、増加傾向となっており、一日あたり約 1,000 g で推移しています。
- 家庭用のごみ袋については、もやせるごみに比べ資源ごみの手数料を低く抑えることでの資源ごみ分別への動機付けや、ごみ処理手数料の見直しにより排出量によって負担が適正に反映されるような料金体系をとっています。
- まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」が日本では年間 640 万トンにも上り、その約半数が家庭で発生し、生ごみとして処理されています。
- もやせるごみの約 3~4 割が生ごみであり、減量するためには食品ロスを減らす、水分を切るなどの取り組みが必要です。
- ごみ減量に向けて、タブレット型端末の導入によるペーパーレス化など、時代に即した新たな取り組みを行う必要があります。

取り組みの方向性

a. リフューズ・リデュースの推進

必要のない物は断るリフューズ、ごみそのものを減らすリデュースをさらに推進します。

b. ごみの減量に向けた意識啓発の推進

減量状況の周知や、ホームページなどを通じた意識啓発を進め、市民や事業者のごみ減量に向けた意識を高めます。

c. ごみ減量に取り組む団体の支援

ごみ減量に取り組む環境活動団体の支援を積極的に行います。

d. 事業者と行政が一体となったごみ減量化の推進

事業者と行政が一体となったごみ減量化の取り組みを推進します。

e. 生ごみ減量の推進

生ごみ増加の原因となる食品ロスの発生を抑制するとともに、排出時に生ごみの水分を十分に切るなど減量化の取り組みを更に推進します。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|---------------|------|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 1人1日あたりのごみ排出量 | g/人日 | H21 | 961 | H26 | 1,088 | H32 | 992 |
| レジ袋有料化実施店舗数 | 店舗 | H23 | 44 | H26 | 42 | H32 | 72 |
| マイバッグ持参率 | % | H23 | 88.5 | H26 | 90.0 | H32 | 93.0 |

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|--|---------------------|
| a | 【レジ袋有料化参加事業者拡大】レジ袋削減推進協議会と連携し、レジ袋有料化への参加事業者拡大を図ります。 | 環境保全課 |
| a | 【レジ袋有料化の市民理解醸成】レジ袋の有料化について、廃棄物削減や地球温暖化防止などの観点からホームページなどを通じて、その必要性を啓発し、市民理解の醸成と参加促進を図ります。 | 環境保全課 |
| a | 【レジ袋販売金寄付の有効活用】レジ袋販売金による事業者からの寄付を、環境保全活動に有効に活用します。 | 環境保全課 |
| b | 【ごみ減量状況の周知】市民に向けて、ごみ減量状況の周知を努めます。 | リサイクル都市推進課 |
| b | 【ごみ減量に向けた意識醸成】広報紙・情報誌などを通して、ごみを減らすためのアイデアや取り組み事例を紹介するなど、市民のごみ減量に向けた意識を醸成します。 | リサイクル都市推進課 |
| b | 【ペーパーレス化への取り組み】タブレット型端末などの導入によるペーパーレス化を推進します。 | 環境保全課 |
| b | 【ごみ減量に関する情報発信】ごみ減量に関連する情報を積極的に発信します。 | 環境保全課 リサイクル都市推進課 |

| | | |
|---|--|-------|
| c | 【ごみ減量に取り組む団体の支援】ごみ減量に取り組む環境活動団体への支援を継続的に実施し、減量推進に向けた機運を高めます。 | 環境保全課 |
| d | 【環境マネジメントシステム認証取得支援】環境マネジメントシステムの認証取得の促進、ごみ減量に取り組む事業者の評価などを通して、事業者のごみ減量に向けた動きを促進します。 | 環境保全課 |
| d | 【排出事業者研修会の開催】排出事業者を対象とし、減量化の学習会及び研修会を開催します。 | 環境保全課 |
| e | 【生ごみ減量に関する情報発信】食品ロスの発生抑制を図るなど、生ごみを減量するための工夫や制度についてホームページ、広報などを通じて情報提供に努めます。 | 環境保全課 |
| e | 【生ごみの減量に向けた意識啓発】生ごみを肥料などとして活用するという資源循環の仕組みについて啓発を行い、生ごみの減量に向けた意識を高めます。 | 環境保全課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【マイバッグの持参】買い物時にはマイバッグを持参し、過剰包装は断る、詰め替え可能商品を優先的に購入するなど、ごみとなるものを極力もらわないように努めます。 |
| b | 【ごみの減量に向けたアイデアの収集と実践】ごみの減量に向けたアイデアや具体的な取り組みについて積極的に情報収集し、家庭での実践につなげるよう努めます。 |
| b | 【ペーパーレス化への取り組み】タブレット型端末の導入などを検討しペーパーレス化に取り組めます。 |
| c | 【ごみの減量に取り組む】ごみの減量に積極的に取り組みます。 |
| e | 【生ごみの発生抑制】食材を「買い過ぎない」「使い切る」「食べ切る」、残った食材を別の料理に利用する工夫など、食品ロスを減らし生ごみの発生を防止します。 |
| e | 【生ごみの水分を切る】生ごみの水分を切ることによる減量に努めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【レジ袋有料化の取り組みへの参加】レジ袋有料化の取り組みに積極的に参加します。 |
| a | 【ごみを発生させない努力の実践】過剰包装の自粛、詰め替え商品の普及など、ごみを発生させないための努力を積極的に実施します。 |
| b | 【社員の意識啓発】社内研修などを通して、社員のごみ減量への意識を高めます。 |
| b | 【ペーパーレス化への取り組み】タブレット型端末などの導入などを検討しペーパーレス化に取り組めます。 |
| d | 【ごみの減量に取り組む】ごみの減量に積極的に取り組みます。 |
| d | 【ごみ減量計画の策定】事業活動全体を見なおし、ごみの発生状況を把握して具体的なごみ減量計画の策定などに努めます。 |
| e | 【食品ロスの発生抑制】食品の製造・販売にあたっては、適正な生産・在庫管理を行い食品ロスの発生抑制に努めるとともに、フードバンクへの提供などを検討します。 |
| e | 【生ごみの効果的な減量】飲食店や旅館など、生ごみを多く排出する事業者は、食品リサイクル法に基づき、生ごみの資源化・減量に努めます。 |

(2) ごみの分別・再使用・再生利用の促進

基本的な考え方

私たちの暮らしと社会の営みから発生するごみを極力出さないようにすることが、環境を守る第一歩です。しかし、積極的にリフューズ、リデュースなどのごみの減量に取り組んでもごみを全く無くすことはできません。このごみを、資源として有効に再利用、再生利用することで、さらに環境への負荷を軽減することができます。

不要になったものを繰り返し利用する（リユース）、ごみを新たな商品に生まれ変わらせ再び資源として利用する（リサイクル）は、私たちが資源を循環させて利用する社会システムに参加することで成り立ちます。また、これらを効果的に行うためには、ごみを排出する際の適正な分別が重要となります。

ごみを資源として循環利用するため、有効な仕組みを構築するとともに、一人ひとりが「もったいない」という意識を持ち、適正な分別、リサイクル製品の購入などに努めることが求められます。



現況と課題

- 家庭系ごみの分別は、「もやせるごみ」、「金属ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」としています。また、収集については、集積所などで拠点収集を基本として行っています。資源ごみのうち、缶、びん、ペットボトルについては市内約 500 ヶ所に設置しているリサイクルステーションを通して回収・再資源化を図っています。
- 事業系ごみの分別は、「もやせるごみ」、「もやせないごみ」のほか、古紙類、缶、びん、ペットボトルなどの「資源ごみ」としており、「資源ごみ」は、環境センター、各支所、川向リサイクルプラザで無料回収し再資源化を図っています。
- ごみの分別を間違えて出されたごみには、ごみ分別ステッカーを貼るなどして年間約 2 万件の指導を行っています。分別の正しい理解と、適正な分別が必要です。
- 缶・びん・ペットボトルは、市内全域に持ち込み可能なリサイクルステーションを設置して分別回収を行っており、「西持田リサイクルプラザ」で中間処理を行い、事業者へ引き渡して再資源化を行っています。
- 景観に配慮したごみ集積施設（箱）を設置するため、5 世帯以上が利用するものを対象として「松江市ごみ集積施設整備事業補助金」により助成を行っています。
- 「松江市生活環境保全推進員」を委嘱し、自治会役員などとの連携を図りながら、ごみの分別などの生活環境改善に取り組んでいます。
- エコクリーン松江では、ごみ溶融処理で発生する熱を利用した発電を行っています。
- 「川向リサイクルプラザ・くりんぴーす」では、リサイクル体験教室などを通じて、

市民のリサイクル意識向上の機会を提供しています。

- 「グリーン調達推進方針」に基づき、リユース・リサイクルが可能であることを、物品調達時の選択基準としています。
- リユースの拡大を図るため、イベント会場で使い捨て容器に代えて「リユース食器」を使用する取り組みがなされています。

取り組みの方向性

a. リユース・リサイクルに関する情報提供と意識啓発の推進

情報提供、環境関連イベントの開催などを通して、市民のリユース、リサイクルに関する意識をさらに高めます。

b. 分別の推進

正しい分別方法についての理解を深めるほか、全ての市民が持ち込みやすいリサイクルステーションの適正配置・管理などを行い分別の徹底を推進します。

c. ごみ溶融処理の熱利用

ごみの溶融処理で発生する熱を利用した発電などに引き続き取り組みます。

d. リユース・リサイクルに取り組む団体などへの支援

リユース・リサイクルに積極的に取り組む環境活動団体を積極的に支援します。

e. 身近な場面でのリユース・リサイクルの取り組み推進

市民・事業者・行政が一体となって、環境にやさしい商品の生産・消費・再利用・再生利用に取り組むことができるよう、各主体がそれぞれの活動の場面で、確実にリユース・リサイクルの実践に努めます。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|----------------|----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | | H22 | 27.0 | H26 | 30.8 | H32 | 34.0 |
| リサイクル率 | % | H22 | 27.0 | H26 | 30.8 | H32 | 34.0 |
| *ごみ分別ステッカー貼付枚数 | 枚 | H22 | 18,332 | H26 | 20,206 | H32 | 15,000 |

※ごみの出し方、分別が誤っていた場合にステッカーを貼って指導を行っています。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---------------------|
| a | 【リサイクル意識向上】「リサイクル都市日本一」の合言葉を様々な場面で活用し、市民などのリサイクル意識向上に努めます。 | リサイクル都市推進課 環境保全課 |
| a | 【若い世代のマナーアップ】学生などに向けた分別・リサイクルなどに関する講習会を開催し、若い世代のマナーアップを図るとともに、学校でのごみに関する教育を推進します。 | リサイクル都市推進課 |
| a | 【情報提供】ホームページ、広報誌、環境関連イベントなどを通して、リユース・リサイクルのアイデアを紹介するとともに、フリーマーケットの開催情報などを提供します。 | リサイクル都市推進課 |
| a | 【リユース食器の情報提供】イベントを計画する市民団体、事業者などにリユース食器活用などの情報を提供します。 | 環境保全課 |
| a | 【排出者の自覚を促す】間違った分別のごみはステッカーを貼り回収せず、排出者の自覚を促します。 | リサイクル都市推進課 |
| b | 【分別マナー向上】「松江市生活環境保全推進員」と連携し、市民の分別マナー向上に努めます。 | リサイクル都市推進課 |
| b | 【リサイクルステーションの整備】地域の実情に応じてリサイクルステーションを増設し全ての市民が持込を手軽に行える体制を整備します。 | リサイクル都市推進課 |
| b | 【集積所設置の推進】ごみ集積施設設置の補助を継続し、正しい分別と景観配慮を促進します。 | リサイクル都市推進課 |
| b | 【不用品の循環システム構築】市民からの持ち込み品の保管場所、必要とする人への受け渡し方法などを検討し、不用品の循環システム構築をめざします。 | 環境保全課 |
| c | 【ごみ溶融処理の熱利用】ごみの溶融処理で発生する熱を利用して発電などを行います。 | 施設管理課 |
| c | 【資源循環の取り組み支援】バイオマス資源を活用した資源循環の取り組みを積極的に支援します。 | 環境保全課 |
| d | 【リユース・リサイクル支援】市民が行うフリーマーケットなどのイベント、環境学習、事業者のリサイクル関連技術開発について、積極的に支援します。 | 環境保全課 |
| e | 【グリーン購入の推進】リユース・リサイクルが可能であることを、物品調達時の選択基準とします。 | 資産経営課 |
| e | 【リユース食器の利用の検討】イベントを計画する際には、リユース食器の利用を検討します。 | 全市 |

■市民の取り組み

| | 取り組み内容 |
|---|---|
| a | 【リサイクルへの理解】リサイクルプラザなどで行われる環境学習イベント、見学会などに積極的に参加しリサイクルの仕組みについて理解を深めます。 |
| a | 【くりんぴーすの利活用】くりんぴーすを、環境学習、リサイクル体験教室の場として積極的に活用します。 |
| b | 【正しい分別方法の理解】「資源とごみの分け方・出し方パンフレット」などを活用し、正しい分別方法を理解するよう努めます。 |
| b | 【ごみ分別と環境美化の推進】「ごみ集積施設整備事業補助金」を活用して、地域内での確実な分別推進、環境美化に努めます。 |
| e | 【確実な分別の実施】ごみを出す際には、ルールを守り、確実な分別を行います。 |
| e | 【地域での分別マナーアップ】「松江市生活環境保全推進員」に協力し、地域内でも、お互いに分別のマナーを高めあっていくよう努めます。 |
| e | 【不要物の再使用促進】リサイクルショップ、フリーマーケット、オークションなどを活用し、不要物の再使用に努めます。 |
| e | 【グリーン購入の実施】再生品やリユース・リサイクルすることができる商品を優先的に購入するよう努めます。 |
| e | 【リユース食器の利用の検討】イベントを計画する際には、リユース食器の利用を検討します。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【社員の環境教育推進】社員のリユース・リサイクルに関する理解を深めるため、研修などでリサイクルプラザなどを積極的に活用します。 |
| b | 【正しい分別方法の理解】事業所のごみ分別を理解し、正しい分別方法で処理します。 |
| b | 【分別しやすい商品の普及促進】分別しやすい商品の普及を図ります。 |
| c | 【確実な分別実施】ごみを出す際には、ルールを守り、確実な分別を行います。 |
| e | 【グリーン購入の実施】グリーン購入に努めます。 |
| e | 【リサイクルの推進】事業から排出される資源ごみは適正に分別して持ち込み、リサイクルの推進に努めます。 |
| e | 【リユース食器の利用の検討】イベントを計画する際には、リユース食器の利用を検討します。 |

4-3. 地球環境の保全

「一人ひとりが地球を思いやり行動するまち」をめざして

1. 低炭素社会の実現

施策の方向性

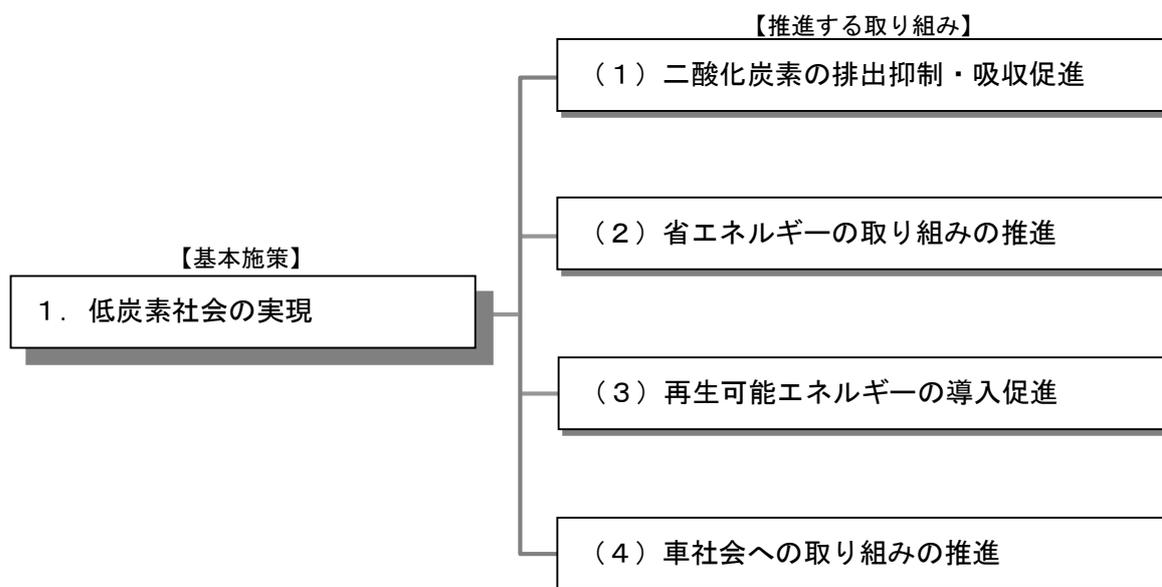
私たちの暮らしや産業活動は、たくさんのエネルギーを消費することで成り立っています。日々の暮らしを振り返ってみても、電気、石油、ガスなど様々なエネルギーを利用し、これらはあらゆる活動に不可欠な要素となっています。しかし、これらのエネルギーの消費には、地球温暖化の主要因となる二酸化炭素の排出が伴います。私たちの生活が便利で快適になった一方で、エネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出量が増加し、その結果、地球温暖化が進んでいます。

このまま地球温暖化が進むと、異常気象の頻発、海面上昇による砂浜の喪失、生態系の変化など、人類の存続にかかわる様々な悪影響がもたらされることが懸念されています。現代に生きる私たち一人ひとりが「地球を思いやる」気持ちを持ち、二酸化炭素の排出を少なくするための「行動を実践する」ことが重要です。

本市では、「まつえ環境市民会議」による「グリーンカーテン運動」、「ライトダウンまつえ」などの地球温暖化対策が実践されており、こうした活動を継続・拡大するとともに、一人ひとりが身近な取り組みから実践できる仕組みづくりに努めます。

平成23年3月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を契機に、さらに節電・省エネルギー対策などが重要となってきています。

また、さらなる地球温暖化対策を推進するため、省エネルギーの取り組みの推進、再生可能エネルギーの導入促進、ノーマイカー運動の促進やエコカーの導入により、環境にやさしい車社会への構築をめざします。



(1) 二酸化炭素の排出抑制・吸収促進

基本的な考え方

地球温暖化を引き起こす主要因である温室効果ガスのうち、本市では9割以上を二酸化炭素が占めています。この、二酸化炭素の排出量を減らすことが、地球温暖化防止につながります。

国は、平成32年度に平成17年度比3.8%の削減目標を表明しています。本市に置き換えると、60千t-CO₂の削減が必要となります。

一人ひとりが身近な取り組みを確実に実践することや、二酸化炭素吸収源としての森林の適正管理などを計画的に推進することが重要で「松江市地球温暖化対策実行計画」に掲げた施策を確実に推進し、できることから地球温暖化対策の取り組みを実行します。また、新しい技術など積極的に研究し地球温暖化対策に活用し、将来的な低炭素社会の実現をめざします。



現況と課題

- 国は、平成25年11月に温室効果ガスの排出量を平成32年度に平成17年度比3.8%減とする目標を気候変動枠組条約事務局に登録しました。また、長期的な目標としては、平成62年度までに80%の削減をめざしています。
- 地球温暖化防止をめざし、省エネルギーの取り組みの推進、再生可能エネルギーの導入促進、車社会への取り組みの推進、森林吸収源を確保、ごみを減らす取り組みの推進、子どもたちへの環境教育など、具体的な取り組みを盛り込んだ「松江市地球温暖化対策実行計画」を平成27年4月に策定しました。
- 二酸化炭素排出量の現況は、平成24年度時点で、1,482千t-CO₂で、松江市地球温暖化対策実行計画で定めた基準年（平成17年度）の1,527千t-CO₂と比較して2.9%減少しています。特に、運輸部門の排出量の減少が大きく、基準年には最大であった割合が平成24年度には、家庭部門、業務部門に次ぐ割合となっています。
- 地球温暖化対策を効果的に推進していくためには、「まつえ環境市民会議」、「松江市生活環境保全推進員」のほか、「しまねエコライフサポーター」が中心となり、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが重要で、これらのネットワークづくりを行う必要があります。
- 二酸化炭素排出量を吸収するための取り組みとして、森林の二酸化炭素吸収能力を高めることが求められます。

取り組みの方向性

a. 松江市地球温暖化対策実行計画の確実な推進

市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を推進します。

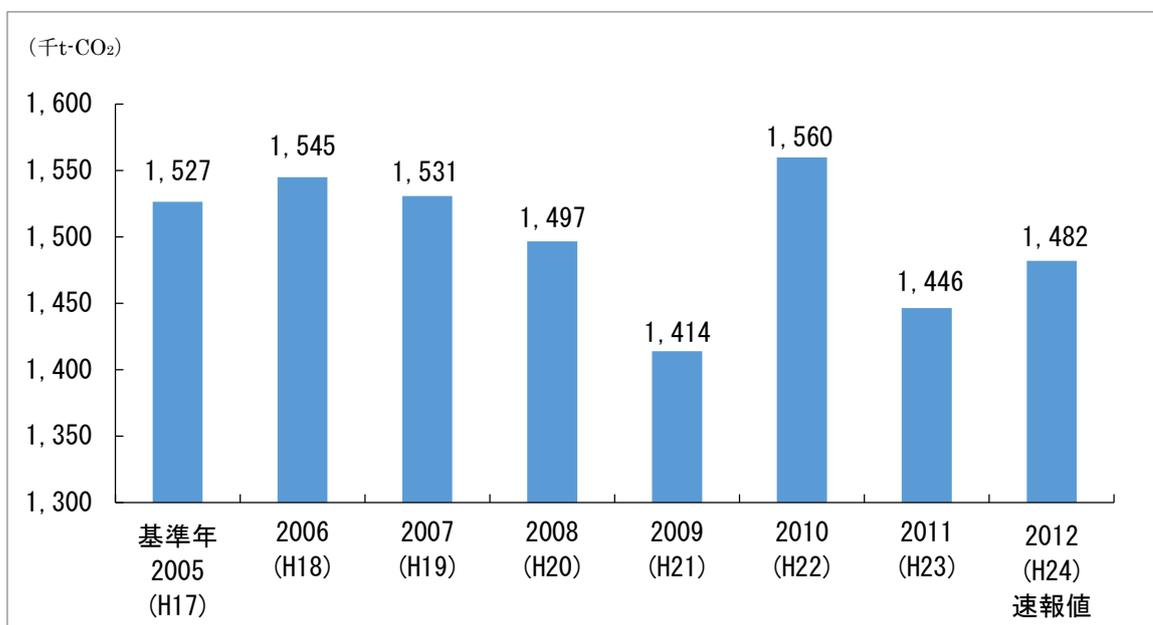
b. 温室効果ガス排出量削減に向けた抜本的な取り組みの検討

抜本的な温室効果ガス排出量削減のため、革新的な技術や仕組みなどに関する研究、導入に向けた検討・支援を行います。

c. 二酸化炭素吸収源の確保

森林の二酸化炭素吸収能力を適正に発揮させるための森林管理、植樹活動などを積極的に実施します。

■ 図表 4-3 松江市の二酸化炭素排出量の推移



進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | 目標 | |
|---------------------------|----|------|-------|--------|-----|--------|
| | | H22 | H26 | H32 | H32 | 120.00 |
| 緑の森再生事業による植林面積(累計) *再掲 | ha | 5.75 | 38.56 | 120.00 | | |

各主体の取り組み

■市の取り組み

| 取り組み内容 | | 担当課 |
|--------|---|---------|
| a | 【地球温暖化対策の推進】各主体の地球温暖化対策を支援するとともに、率先した取り組みを推進します。 | 環境保全課 |
| a | 【普及啓発】地球温暖化問題に関する市民や事業者に向けた、普及啓発をまつえ環境市民会議、松江市生活環境保全推進員、しまねエコライフサポーターと連携しながら、積極的に取り組みます。 | 環境保全課 |
| a | 【Fun to Share(ファン トウ シェア・環境省)の推進】「チャレンジ 25」などの地球温暖化防止の国民運動に代わるあらたな気候変動キャンペーンである Fun to Share(ファン トウ シェア)への参加を推進します。 | 環境保全課 |
| b | 【J-クレジットの有効活用】温室効果ガス排出量削減や吸収量を「クレジット」として取引をする「J-クレジット」について自治体としての活用方法を検討し、事業者の活用支援などに取り組みます。 | 環境保全課 |
| b | 【電力の小売全面自由化】平成 28 年 4 月から自由化される電力の小売についての情報を提供します。 | 環境保全課 |
| c | 【森林の適正管理の推進】間伐の実施、竹林の繁茂対策など、森林の適正管理を推進し、二酸化炭素吸収源の確保に努めます。 | 農林基盤整備課 |
| c | 【植樹活動推進】市民参加型の植樹活動などを推進します。 | 農林基盤整備課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【地球温暖化対策の取り組み】身近な省エネルギー行動などを実施し、地球温暖化対策に取り組みます。 |
| a | 【地球温暖化防止活動の牽引】まつえ環境市民会議、松江市生活環境保全推進員、しまねエコライフサポーターは、地球温暖化問題について積極的に情報収集・発信するなど、地域における地球温暖化防止活動の推進を牽引するよう努めます。 |
| a | 【Fun to Share(ファン トウ シェア・環境省)への参加】Fun to Share(ファン トウ シェア)への参加を積極的に行い低炭素社会実現に向けた取り組みを行います。 |
| b | 【電力の小売全面自由化】再生可能エネルギーを中心に電気を供給する事業者から電気を購入することなど検討します。 |
| c | 【二酸化炭素吸収源の確保】植樹活動への参加、身近な場所の緑化など二酸化炭素吸収源の確保に協力します。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【地球温暖化対策の取り組み】身近な省エネルギー行動などを実施し、地球温暖化対策に取り組みます。 |
| a | 【Fun to Share(ファン トウ シェア・環境省)への参加】Fun to Share(ファン トウ シェア)への参加を積極的に行い低炭素社会実現に向けた取り組みを行います。 |
| b | 【J-クレジットの有効活用】事業所から排出する温室効果ガスの排出量を削減するとともに「J-クレジット」の活用を積極的に検討します。 |
| b | 【電力の小売全面自由化】再生可能エネルギーを中心に電気を供給する事業者から電気を購入することなど検討します。 |
| c | 【二酸化炭素吸収源の確保】植樹活動への参加、身近な場所の緑化など、二酸化炭素吸収源の確保に協力します。 |
| c | 【森林の適正管理】林業者は、市や森林組合などと連携しながら、森林の適正管理に努めます。 |

(2) 省エネルギーの取り組みの促進

基本的な考え方

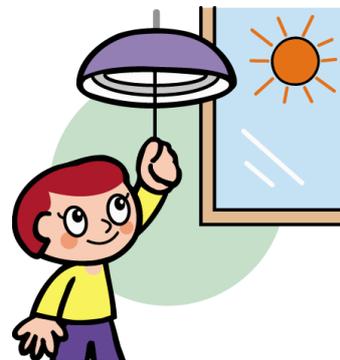
省エネルギーは、誰もが手軽に取り組むことができる地球温暖化対策です。

「まつえ環境市民会議」による市民参加型の省エネルギーの取り組み、イベントなどの普及啓発活動が行われています。一人ひとりが日々の生活を見直し、できることから省エネルギーに取り組むことが重要です。

省エネルギーを楽しく、継続的に続けていくためには、一人ひとりの成果の「見える化」、省エネルギー行動の具体的なメリットが還元される仕組みを検討する必要があります。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を契機に、節電・省エネルギーへの市民の関心の高まりを維持・継続する必要があります。エネルギー効率の高い機器を家庭、事業所などに導入することは、初期投資が発生するものの、大きな省エネルギー効果を確実に生みます。

これらを積極的に導入するとともに、普及啓発に努めていくことが求められます。



現況と課題

- 市庁舎の省エネルギー・省資源のため、平成 13 年に「松江市エコオフィス実践計画」を策定しました。平成 27 年 4 月には、「松江市地球温暖化対策実行計画」を策定し引き続き地球温暖化対策に取り組んでいきます。
- 「まつえ環境市民会議」は、「グリーンカーテン運動」による省エネルギー啓発活動を行っています。
- 市民・事業者の約 9 割が「省エネルギーを意識して行動」しており、省エネルギーへの意識は高く、より一層の推進が期待されます。(平成 26 年度に実施した省エネルギーに関するアンケート調査結果)
- 市民の省エネルギーへの意識には差があり、約 80%が「地球温暖化防止のために必要」と考えている一方、約 8%が「生活の中で我慢を強いられる」と否定的に捉えています。(平成 26 年度に実施した省エネルギーに関するアンケート調査結果)
- 県では、環境家計簿「エコライフチャレンジしまね」を推進しており市内の 2,000 世帯以上が参加しています。
- 環境省は、家庭部門からの温室効果ガスの低減のため、「うちエコ診断」をはじめとした家庭向けのエコ診断とその後の具体的な行動までの後押しを実施する者を「環境コンシェルジュ」として位置づけ、地域や民間企業などにより全国で実施することで、

家庭部門における地球温暖化防止対策の事業に取り組んでいます。

- （一財）省エネルギーセンターは工場やビル等の省エネルギー診断を無料で実施しています。
- 二酸化炭素排出量を大幅に削減する方法のひとつとして、建築物の省エネルギー改修がありますが導入が進んでいません。
- 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）の改正により、一年間のエネルギー使用量（原油換算）が1,500k1以上ある事業者は、国へエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の報告を行っています。
- 東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を契機に、さらに「節電・省エネルギー」への市民の関心が高まっています。
- 水素社会の実現に向けて、様々な研究開発、実証事業が多くの事業者、行政によって取り組まれています。技術面、コスト面、制度面、インフラ面で課題が存在していますが、国、県等と連携を図り、エネファームなど実現可能なものから、普及・拡大に取り組んでいます。

取り組みの方向性

a. 身近な省エネルギー行動の推進

省エネルギーの重要性・必要性について啓発し、市民や事業者の関心を高め身近な省エネルギー行動を推進します。

b. 省エネルギー機器等の導入促進

確実な省エネルギー効果を獲得するため、エネルギー効率の高い機器の普及促進、建築物の省エネルギー改修を推進します。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|------------------------|----|-----|---|-----|----|-----|----|
| *省エネルギータイプの家電製品への買換え割合 | % | H22 | — | H26 | 25 | H32 | 50 |

※松江市省エネルギーに関するアンケートによる意識調査

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|-------|
| a | 【情報提供による身近な行動促進】省エネルギーによる二酸化炭素削減効果、節約可能金額などの情報を提供することを通じて、身近な省エネルギー行動の実践を支援します。 | 環境保全課 |
| a | 【「エコライフチャレンジしまね」参加拡大】しまねエコライフサポーターと連携し、「エコライフチャレンジしまね」への参加者拡大を推進します。 | 環境保全課 |

| | | |
|---|---|------------------------------|
| a | 【省エネルギー行動への特典検討】市民・事業者の省エネルギー行動へのインセンティブを付与する仕組みを検討します。 | 環境保全課 |
| a | 【出前講座による環境学習支援】「環境カウンセラー」などと連携しながら、学校への出前講座を行い、子どもたちの環境学習を支援します。 | 環境保全課 リサイクル都市推進課 学校教育課 |
| a | 【省エネルギーへの取り組みの民紹介】省エネルギーに積極的に取り組む市民・事業者を、ホームページ、広報誌などで、積極的に紹介します。 | 環境保全課 |
| a | 【夏季の省エネルギー・節電対策】5月から10月の期間は軽装(クールビズ)の実施を行い、冷房温度設定を28℃とするなど率先して省エネルギー・節電行動を行います。 | 資産経営課 環境保全課 |
| a | 【冬季の省エネルギー対策】12月から3月の期間は、執務室では、暖かく働きやすい服装(ウォームビズ)に心がけ暖房温度設定を19℃とするなど率先して省エネルギー・節電行動を行います。 | 資産経営課 環境保全課 |
| a | 【全市一斉ライトダウンまつえ】6月から9月の期間は「会社でも、家でもできることから始めよう」を合言葉にさらに普及啓発に努めます。 | 環境保全課 |
| b | 【庁舎内の省エネルギー推進】「松江市地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎内の省エネルギーを確実に推進します。 | 環境保全課 資産経営課 |
| b | 【補助制度の拡充】エネファームなどの省エネルギー機器の導入促進を図るため、補助制度の拡充を行います。 | 環境保全課 |
| b | 【省エネルギー機器等PR機会の創出】市内企業の省エネルギー機器などをPRする機会の創出に努めます。 | 環境保全課 |
| b | 【省エネルギー改修の検討】公共施設でのESCO事業などの省エネルギー改修事業実施の可能性を検討します。 | 環境保全課 資産経営課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【省エネルギーに楽しく取り組む工夫の実践】省エネルギーによる二酸化炭素削減効果、節約可能金額などの情報を収集し、身近な省エネルギー行動を楽しく継続的に実施するための工夫を取り入れます。 |
| a | 【「エコライフチャレンジしまね」への参加】「エコライフチャレンジしまね」に参加し、家庭の省エネルギーを推進します。 |
| a | 【「グリーンカーテン運動」の実践】グリーンカーテン運動の取り組みを積極的に実践します。 |
| a | 【子どもと一緒に家庭の省エネルギー】家庭での省エネルギーは、子どもと一緒に取り組みます。 |
| a | 【家庭の省エネルギー診断受診】「環境コンシェルジュ」による家庭の省エネルギー診断を受診し、家庭での省エネルギーに取り組めます。 |
| a | 【夏季の省エネルギー・節電対策】軽装(クールビズ)し、冷房温度設定を28℃とするなど省エネルギー・節電に取り組めます。 |
| a | 【冬季の省エネルギー対策】暖かく動きやすい服装(ウォームビズ)に心がけ暖房温度設定を19℃とするなど省エネルギー・節電に取り組めます。 |
| a | 【全市一斉ライトダウンまつえ】6月から9月の期間は「今、できることから始めよう」を合言葉に、積極的に節電に取り組めます。 |
| b | 【省エネルギー型製品の導入】LED照明や省エネルギー型家電製品、省エネルギー住宅などへの買い換えに努めます。 |
| b | 【補助制度の活用】エネファームなど省エネルギー機器の導入を検討します。 |
| b | 【家庭の省エネルギー推進】家庭の省エネルギー診断などを活用して、さらなる省エネルギーの取り組みに努めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【省エネルギーと経営改善の両立】省エネルギーによる二酸化炭素とコスト削減効果などの情報を収集し、身近な省エネルギー行動が経営改善につながることを意識しながら取り組みます。 |
| a | 【省エネルギー診断受診】無料の省エネルギー診断を受診し、工場、ビルの省エネルギーに取り組みます。 |
| a | 【夏季の省エネルギー・節電対策】軽装(クールビズ)し、冷房温度設定を 28℃とするなど省エネルギー・節電に取り組みます。 |
| a | 【冬季の省エネルギー対策】暖かく動きやすい服装(ウォームビズ)に心がけ暖房温度設定を 19℃とするなど省エネルギー・節電に取り組みます。 |
| a | 【全市一斉ライトダウンまつえ】「今、できることから始めよう」を合言葉に、積極的に節電に取り組みます。 |
| b | 【環境マネジメントシステム認証取得】環境マネジメントシステムの認証取得をめざします。既に取得している事業者は継続的な改善に取り組みます。 |
| b | 【補助制度の活用】エネファームなど省エネルギー機器の導入を検討します。 |
| b | 【省エネルギー型製品の販売】省エネルギー型家電製品や省エネルギー住宅などの販売促進に努めます。 |
| b | 【省エネルギー型製品の導入】LED照明や省エネルギー型設備の導入に努めます。 |
| b | 【省エネルギー型製品の研究開発と情報発信】省エネルギー機器などの研究・開発に努め、それらの性能について積極的に情報提供します。 |
| b | 【省エネルギー改修の検討】事業所・工場などで ESCO 事業などの省エネルギー改修事業実施の可能性を検討します。 |

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

基本的な考え方

私たちの周りには、水力、風力、太陽光、太陽熱、地熱、森林など多くの資源があります。これらの資源から得られる再生可能エネルギーは、石炭、石油、ガスなどの化石燃料と違い、エネルギーとして利用しても、ほとんど二酸化炭素を排出しない極めて環境にやさしいエネルギーです。導入することで、確実に大きな二酸化炭素削減効果を得られますが、初期投資が比較的高額であるなどの課題があります。

国において再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年度から始まり、再生可能エネルギーの導入を推進しています。本市においても、再生可能エネルギーの導入に際して経済的な支援制度を行っています。今後も制度の拡充、公共施設への率先的な導入など再生可能エネルギーの導入促進を図ることが重要です。



現況と課題

- 平成 24 年度から固定価格買取制度による再生可能エネルギー普及促進に向けた経済的支援を行っています。
- 本市では、再生可能エネルギー機器の導入に際して市民・事業者を対象とした補助金を交付しています。
- 本市の補助金制度を利用した太陽光発電導入件数は、平成 26 年度末で、累計 1,872 件となり、再生可能エネルギーの普及が進んでいます。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーを公共施設に率先して導入しています。
- 太陽光発電、木質バイオマス熱利用など、本市に適した再生可能エネルギーの導入について調査・研究する必要があります。
- 小水力発電、地熱発電の計画を進めています。
- エコクリーン松江で処理するごみには約半分の草木、生ごみなどのバイオマスが含まれ、これを熔融処理する際に発生する熱を利用して発電が行われています。
- 民間事業者では、間伐材などを利用した木質バイオマス発電が行われています。
- 家庭・事業所では、薪、木質ペレットなどを利用したストーブが普及し始めています。
- 再生可能エネルギーは導入することで確実に二酸化炭素排出量の削減効果が得られますが、その一方で導入費用が高額であることが課題です。

取り組みの方向性

a. 再生可能エネルギーの導入

太陽光、木質バイオマス、廃棄物由来のバイオマス、小水力発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。

b. 再生可能エネルギーに関する情報提供

再生可能エネルギーに関する情報を積極的に提供します。

c. 公共施設への率先導入

公共施設などの来訪者が多く地球温暖化対策のシンボルとなり得る場所に再生可能エネルギーの導入を推進します。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|------------|-----|-----|---|-----|--------|-----|--------|
| | | H22 | — | H25 | 22,933 | H32 | 45,800 |
| *太陽光発電の電力量 | MWh | H22 | — | H25 | 22,933 | H32 | 45,800 |

※ 中国電力（株）から提供される実績データをもとに管理する。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| 取り組み内容 | | 担当課 |
|--------|---|-------|
| a | 【再生可能エネルギーの活用】エコクリーン松江では、廃棄物由来のバイオマスによる発電などに引き続き取り組みます。 | 施設管理課 |
| a | 【導入補助制度】再生可能エネルギー機器導入に補助金などの支援を行います。 | 環境保全課 |
| b | 【再生可能エネルギーに関する情報提供】ホームページ、広報誌などを通じて、再生可能エネルギー導入のメリット、国、県の補助金などに関する情報を積極的に提供します。 | 環境保全課 |
| b | 【市民・事業者の取り組み紹介】市民・事業者の再生可能エネルギー利用の取り組みをホームページなどで紹介し、取り組みの推進を支援します。 | 環境保全課 |
| c | 【再生可能エネルギーの率先導入】地球温暖化対策のシンボルとなり得る場所に再生可能エネルギーの導入を率先して行います。 | 環境保全課 |
| c | 【公共施設への率先導入】公共施設、観光施設などに率先的に再生可能エネルギーを導入します。導入にあたっては、国の補助制度等を積極的に活用するよう努めます。 | 環境保全課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【再生可能エネルギーの導入】太陽光、太陽熱、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。 |
| b | 【再生可能エネルギー関連情報の入手】再生可能エネルギーに関する情報を積極的に入手し導入に努めます。 |
| c | 【再生可能エネルギー利用の取り組みへの理解】再生可能エネルギーが導入された公共施設の見学を行うなど、再生エネルギーへの理解を深めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【再生可能エネルギーの導入】太陽光、太陽熱、木質バイオマスなどの再生可能エネルギー導入に努めます。 |
| a | 【再生可能エネルギー関連技術開発】再生可能エネルギー関連の技術開発に取り組みます。 |
| b | 【再生可能エネルギー関連情報の入手】再生可能エネルギーに関する情報を積極的に入手します。 |
| c | 【再生可能エネルギー利用の取り組みへの理解】再生可能エネルギーが導入された公共施設の見学を行うなど、再生エネルギーへの理解を深めます。 |

(4) 車社会への取り組みの推進

基本的な考え方

都市部と比較して公共交通基盤が十分ではない本市では日常の移動でマイカーへの依存度が高くなっています。しかし、自動車での移動は、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出することや、排気ガスが大気汚染の原因となります。

一方で日常生活や産業活動を行ううえで、欠かすことのできないものでもあります。

そこで、できるだけ公共交通機関を意識的に利用する努力をして、自動車を極力利用しないよう努めるとともに、自動車を運転する際にはエコドライブに心がけることが求められます。また、市民、観光客などが公共交通機関を利用しやすい基盤整備を進めるとともに、渋滞を緩和するための道路整備なども、あわせて推進する必要があります。



現況と課題

- エコカー減税などの支援により、電気自動車やハイブリッドカーの販売台数が大幅に増加しています。
- 平成 27 年 9 月に取り組んだ「松江市一斉ノーマイカーウィーク」には、112 社、延べ約 2,400 人が参加し、二酸化炭素排出量が約 11 t-CO₂ 削減されました。
- 地域によっては公共交通機関の利用が困難な場所もあり、ノーマイカーの取り組みを実施することが難しい場合があります。
- ノーマイカー運動を中心とする公共交通の利用促進により、平成 22 年度以降の路線バスの利用者数は微増傾向を維持しています。
- 平成 28 年度以降本市の将来の公共交通体系とまちづくりを一体的に検討していきます。
- 電気自動車の普及促進を図るため、「市本庁舎」、「道の駅本庄」、「秋鹿なぎさ公園」に急速充電器を設置しています。今後、中海・宍道湖・大山圏域市長会等と連携し、EVドライブガイドなど利用した充電スポットの広報啓発を行う必要があります。
- 平成 27 年から市場導入が始まった水素自動車は、走行時に二酸化炭素を発生しないことから、低炭素社会を実現するために重要なものとなります。この、新しいエコカーである水素自動車について情報発信を積極的に行う必要があります。

取り組みの方向性

a. ノーマイカー運動の推進

「松江市一斉ノーマイカーウィーク」の取り組みを通して、市民・事業者・行政が一体となってノーマイカー運動への機運をさらに高め、自家用車・社用車などからの二酸化炭素排出量削減を推進します。

b. エコドライブの普及啓発

急発進・急加速はしないなどのエコドライブを実践するよう、「まつえ環境市民会議」と連携し普及啓発を推進します。

c. エコカー導入の推進

電気自動車、ハイブリッドカーなどのエコカーの導入を推進します。

d. 環境にやさしい公共交通体系の整備

市民、観光客などが利用しやすく環境にやさしい公共交通体系を整備します。

e. 水素自動車に関する情報提供

走行時に二酸化炭素を発生しない水素自動車について情報の発信を行います。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|---------------------------------------|----|-----|-------|-----|--------|----|--|
| | | H22 | H25 | H32 | H32 | | |
| ハイブリッドカーの導入台数 及びハイブリッドカーの 占める割合 | 台 | — | 6,600 | — | 16,000 | | |
| | % | — | 10 | — | 25 | | |

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|----------------|
| a | 【ノーマイカー運動の継続・拡大】公共交通機関へ転換するなど、ノーマイカー運動の広報啓発を行い、参加者の拡大を図ります。 | 都市政策課 |
| a | 【ノーマイカー率先実施】通勤距離に応じたマイカー通勤の禁止など、市職員が率先してノーマイカー運動に取り組みます。 | 都市政策課 |
| b | 【エコドライブの周知】ふんわりアクセル、アイドリングストップ、不要な荷物を降ろすなど、エコドライブの効果をホームページ、広報で周知します。 | 環境保全課 |
| c | 【公用車への率先導入】電気自動車、ハイブリッドカーなどのエコカーを率先して導入します。 | 資産経営課 環境保全課 |
| c | 【情報提供】中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携し、EVドライブガイドなど利用した充電スポットの情報発信に努めます。 | 環境保全課 |
| d | 【環境にやさしい公共交通体系の整備】社会実験などを通して、市民や観光客などが利用しやすく、環境にやさしい公共交通体系を検討します。 | 都市政策課 |
| d | 【道路整備推進】国、県等と連携しながら、市内の道路整備を進め、渋滞緩和による排気ガス削減に取り組みます。 | 環境保全課 |
| e | 【水素自動車に関する情報提供】国、県等と連携しながら情報収集・発信を行います。 | 環境保全課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【公共交通機関の利用】通勤、外出の際には、意識的に公共交通機関などを利用するよう努めます。 |
| a | 【自動車を使わない工夫】カーシェアリング、レンタサイクルの利用など、自動車を極力利用しない意識を心がけます。 |
| b | 【エコドライブ実践】車を使用する際には、急発進・急加速・過積載を控える、空気圧を適正に保つなどのエコドライブを心がけます。 |
| c | 【環境にやさしい車への代替】車の買い替えの際には、環境にやさしい電気自動車、ハイブリッドカーなどのエコカーを購入します。 |
| d | 【公共交通体系整備への協力】社会実験など行う場合には積極的に参加し、よりよい公共交通体系の整備に協力します。 |
| e | 【水素自動車に関する情報収集】各情報媒体から発信される情報やイベントなど通して、情報収集を行います。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【公共交通機関の利用】通勤や外出の際には、意識的に公共交通機関などを利用するよう努めます。 |
| b | 【エコドライブ実践】車を使用する際には、急発進・急加速・過積載を控える、空気圧を適正に保つなどのエコドライブを心がけます。 |
| c | 【環境にやさしい車への代替】車の買い替えの際には、環境にやさしい電気自動車やハイブリッドカーなどエコカーを購入します。 |
| d | 【公共交通体系整備への協力】社会実験など行う場合には積極的に参加し、よりよい公共交通体系の整備に協力します。 |
| d | 【電気自動車用インフラ整備】急速充電器の設置など、ハード面での整備を検討します。 |
| e | 【水素自動車に関する情報提供】各情報媒体から発信される情報やイベントなど通して、情報収集を行います。 |

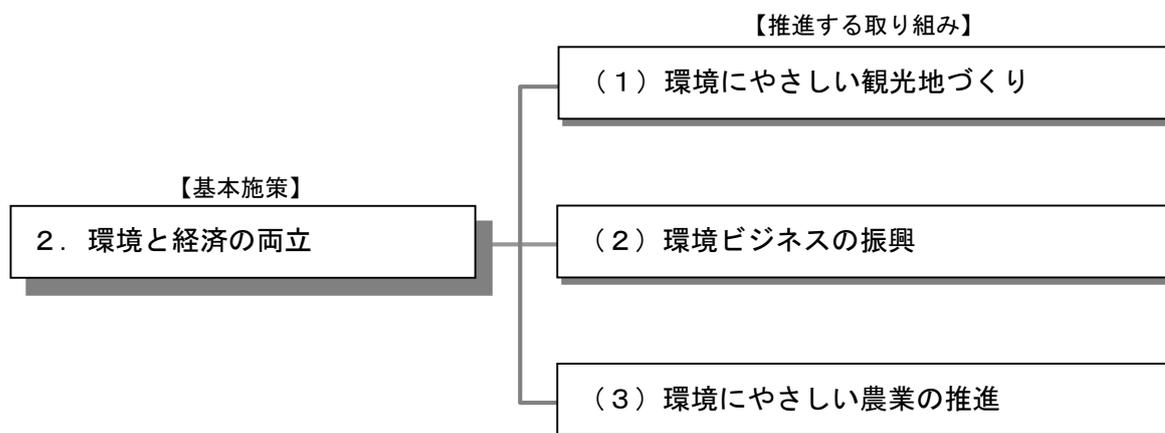
2. 環境と経済の両立

施策の方向性

私たちの社会生活を支える産業活動は、環境への影響が大きく、事業者の環境保全活動を欠くことが出来ません。そのためには産業活動に伴う環境負荷を軽減し、環境にやさしい取り組みを行うことが必要です。同時に、消費者である私たち一人ひとりが、事業者の環境保全への取り組みを評価して環境に配慮した製品、サービスを積極的に利用することが求められます。

国際文化観光都市として、環境にやさしい観光地づくりに努めるとともに、今後の成長が期待される環境関連産業の振興を促進するため、その育成・創出支援や、企業誘致に取り組めます。

また、農業も本市の重要な産業のひとつであり、環境にやさしい農業産品への消費者の理解を深め、その消費拡大を支援します。



(1) 環境にやさしい観光地づくり

基本的な考え方

国際文化観光都市として年間約 1,000 万人の観光客が訪れる本市は、観光が重要な産業のひとつに位置づけられています。

観光振興に向けた各種取り組みを推進することとあわせて、自然環境を楽しめる施設づくり、自然環境にふれながらその重要性を学べる取り組み、環境負荷の少ない観光周遊の仕組みづくりなどの「環境にやさしい観光地づくり」を推進することが求められます。

こうした取り組みは、実質的な環境保全効果を獲得できるほか、多くの観光客に向けて「環境にやさしい観光地づくりに取り組む松江市」を PR することにもつながることから、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが重要です。



現況と課題

- 本市は、奈良市・京都市と並ぶ国際文化観光都市であり、年間約 1,000 万人の観光客が訪れています。
- 平成 27 年 7 月に松江城天守が国宝に指定されました。国宝松江城に相応しいまちづくりを進めるとともに、松江城だけにとどまらず、城下町としての歴史的な資産と景観を最大限に活かし、特色と活力に溢れたまちづくりを進める必要があります。
- 「宍道湖夕日スポット」、宍道湖・中海の風景が楽しめる湖岸の道の駅などの美しい自然が創り出す風景を楽しめる施設が各所に立地しており、多くの観光客、市民に親しまれています。
- 「宍道湖エコツアーリング」、日本海での海中清掃ダイビングなどの自然環境を楽しみつつ、その大切さについて学ぶ取り組みが行われています。
- 「国宝 松江城」を中心とした観光地での移動の利便性向上のため、レンタサイクルの活用をレンタサイクル事業実行委員会などの事業者と連携して推進する必要があります。
- 環境にやさしい観光地づくりに向けた市民団体などの取り組みとして、「宍道湖エコクルーズ」、松江城での「キャンドルナイトまつえ」などが行われています。
- 島根県東部を訪れる観光客の 60%が自家用車、13%が貸切バスを利用しています。
(平成 26 年度島根県観光動態調査結果)
- 市公用車の電気自動車を休日に市民、観光客にレンタカーとして貸し出す取り組みが行われています。

取り組みの方向性

a. 環境にやさしい観光地づくりの推進

本市の自然そのものを観光に活用できる場の整備などに努め、市民・事業者は環境にやさしい観光地づくりの取り組みを積極的に協力します。

b. 環境負荷の少ない観光周遊の推進

市内観光について、なるべく環境負荷が少ない観光周遊が可能となる仕組みの構築や取り組みを推進します。

c. 観光客に向けた「環境にやさしい観光地」のPR

観光客に向けて、本市が「環境にやさしい観光地づくり」に取り組んでいることをPRします。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|-------------|----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| レンタサイクル利用人数 | 人 | H21 | 3,755 | H26 | 4,635 | H32 | 7,500 |

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|--------------|
| a | 【観光客に向けたの情報発信】エコツーリズムなどの観光客が参加できる自然体験の取り組みについて、ホームページを通じて情報発信します。 | 観光文化課 |
| b | 【自転車で移動しやすいまちづくりの推進】レンタサイクル事業実行委員会などと連携し、レンタサイクルの取り組みを推進します。 | 都市政策課 |
| b | 【環境にやさしい観光周遊の促進】レイクライン、パークアンドライドなどを活用した観光周遊を促進します。 | 観光文化課 交通局 |
| b | 【環境にやさしい観光周遊の仕組み検討】観光・運輸事業者と連携して、パークアンドライドと観光バス・タクシーとの連動など、環境負荷の少ない観光周遊の仕組みについて検討します。 | 観光文化課 |
| b | 【情報提供】中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携し、EVドライブガイドなど利用した充電スポットの情報発信に努めます。 | 環境保全課 |
| c | 【環境にやさしい交通システムに関する情報発信】ホームページなどを通して、レンタサイクル社会実験など、環境にやさしい公共交通体系の整備に積極的に取り組んでいることをPRします。 | 都市政策課 |
| c | 【環境にやさしい移動の促進】レンタサイクル、まちあるき観光を積極的に推進します。 | 観光文化課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【観光客との交流促進】観光客との交流を図り、自然を体験できる取り組みに積極的に参加します。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【自然体験への参加】自然を体験できる取り組みに積極的に参加します。 |
| a | 【環境にやさしいサービスづくり】観光客向けの環境にやさしい商品・サービスづくりに取り組みます。 |
| b | 【環境にやさしい移動体系の構築への協力】旅館・ホテル業などは、レンタサイクルの貸出・返却場所として協力するなど、環境にやさしい移動体系の構築を支援します。 |
| b | 【環境にやさしい観光周遊の仕組み検討】市と連携して、パークアンドライド、観光バス・タクシーの連動など、環境負荷の少ない観光周遊の仕組みについて検討します。 |
| c | 【運輸業における低燃費車導入】観光バスやタクシーなどの運輸業では、積極的に低燃費車を導入します。 |

(2) 環境ビジネスの振興

基本的な考え方

市内には、様々な形で環境ビジネスに取り組んでいる事業者があります。こうした技術開発などの努力、企業などが行う環境保全活動を消費者が理解し評価していくことで相乗的な環境産業の振興を図っていく必要があります。

環境問題への対処は、今後も避けては通れない問題であり、事業者やNPO法人と市、県などの行政が共創・協働し、事業者の環境問題への取り組みと利益確保の両立を推進していくことが求められます。



現況と課題

- 国の第4次環境基本計画では、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」として、個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進めることや、新たな雇用の創出をめざしています。
- （公財）しまね産業振興財団では、環境ビジネスなどへ進出する事業者を対象として技術指導、資金援助などの支援を行っています。
- 循環型社会の形成に向けた環境づくりと環境ビジネスを創出するため、平成15年に「環境を創る企業の会」が設立されています。

取り組みの方向性

a. 環境関連産業の育成・創出による経済の活性化

事業者の産業活動における環境負荷の低減に向けた取り組みを積極的に評価するとともに、環境関連産業も企業誘致活動のひとつとして取り組みます。

b. 環境保全への取り組みの積極的活用

市民・事業者・行政の各主体が、事業者の環境に配慮した活動・商品などを活用し環境に配慮した消費者となることをめざします。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| 取り組み内容 | | 担当課 |
|--------|---|-----------|
| a | 【環境ビジネスの取り組みの情報発信】事業者の環境ビジネスの取り組みをホームページ、広報誌などを通じて積極的にPRします。 | 環境保全課 |
| a | 【環境関連企業の誘致】太陽光などの再生可能エネルギー分野に係る新製品を作り出す環境関連産業も企業誘致活動の一つとして取り組みます。 | 定住企業立地推進課 |
| a | 【環境に配慮した企業の評価】企業の環境負荷低減努力、省エネ・省資源技術による環境に配慮した事業活動について評価します。 | 環境保全課 |
| b | 【グリーン購入の推進】環境負荷が小さい製品、サービスを利用するなど、グリーン購入に努めます。 | 資産経営課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| b | 【グリーン購入の推進】環境配慮がなされているかどうかを物品購入の基準とするよう努めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【環境と経済の両立】環境にやさしい商品やサービスの開発に努め、環境配慮と自社利益の確保を両立できるよう努めます。 |
| a | 【環境ビジネスへの進出】環境関連産業への進出を積極的に検討します。 |
| b | 【グリーン購入の推進】環境配慮がなされているかどうかを物品購入の基準とするよう努めます。 |

(3) 環境にやさしい農業の推進

基本的な考え方

農業は重要な産業のひとつであり、自然環境と密接なかかわりを持っています。農薬、化学肥料への過度の依存は、水環境などを汚染する要因のひとつともなりえるため、JA しまねなどを中心に、減農薬・減肥料の取り組みが行われています。

減農薬・減肥料などに取り組むことは、環境にやさしく、消費者に安全で安心な生産物を提供できますが、生産・販売コストが高く、収量の調整が難しい場合もあります。

自然環境を守り、消費者が安全で安心な農産物を購入できるよう、特に消費者の、環境に配慮した農産物への理解を深めていくことが求められます。



現況と課題

- 本市では、総農家数の減少が進んでおり、平成22年の5,279戸から平成27年には4,565戸（概数）となっています。
- 県では、農業の現状や環境にやさしい農業の取り組みについて小学生に学んでもらうための出前授業を行っています。
- 本市では、農業振興と耕作放棄地発生防止対策として、10年以上の期間、農地を借り受ける方に奨励金を交付しています。
- 環境にやさしい農業として、水田からの濁り水、肥料などの流出を少なくする取り組みが推奨されています。
- JA しまねでは、肥料・農薬の適正使用の指導など、環境にやさしい農業を促進しています。
- 減農薬などの環境にやさしい農業を推進するにあたっては、収量減や生産・販売コスト高などが課題となるため、環境にやさしい生産物への消費者理解の醸成が重要です。

取り組みの方向性

a. 環境にやさしい農業の理解醸成

環境にやさしい農業への消費者の理解を醸成するための活動を展開します。

b. 環境にやさしく、経済的にも成り立つ農業の確立

環境への負荷を低減しつつ、経済的にも成り立つ農業の確立をめざします。

c. 減化学肥料・減化学農薬の推進

環境に配慮した減化学肥料・減化学農薬の取り組みを推進します。

d. 農業系バイオマス資源の利活用促進

バイオマス資源の利活用に向けた研究を行います。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| 取り組み内容 | | 担当課 |
|--------|---|-------|
| a | 【環境にやさしい農業の理解醸成】県等と連携し、小学校、地域への出前講座などを実施し、環境にやさしい農業についての理解を醸成します。 | 環境保全課 |
| a | 【環境保全型農業の事例紹介】環境にやさしい農業に取り組む事例など、ホームページを通じて幅広く紹介します。 | 農政課 |
| b | 【農業者支援】後継者の確保、新規就農支援を積極的に行います。 | 農政課 |
| c | 【環境にやさしい農業の支援】JA しまね、県等と連携し、有機質肥料使用、機械除草技術などの指導・助言を実施します。 | 農政課 |
| d | 【バイオマス資源利用可能性調査】農畜産業から発生するバイオマス資源について、賦存量の確認と有効な利活用方策検討を実施します。 | 農政課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【環境にやさしい農業の理解促進】環境にやさしい農業についての理解を深めます。 |
| b | 【環境にやさしい農作物の購入】減農薬・減化学肥料、有機栽培で作られた作物の購入に努めます。 |
| c | 【減農薬】家庭の菜園、畑などでは、極力、化学肥料、農薬を使用しないように努めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【環境にやさしい農業の実践】環境農業に取り組み、その成果などを積極的に発信します。 |
| c | 【減農薬】可能な限り、化学肥料や農薬を使用しないように努めます。 |
| d | 【バイオマス資源利活用方策検討】農畜産業から発生するバイオマス資源について、行政と連携しながら、その有効利活用方策を検討します。 |

4-4. 市民参加

「気づき、学び、みんなが行動するまち」をめざして

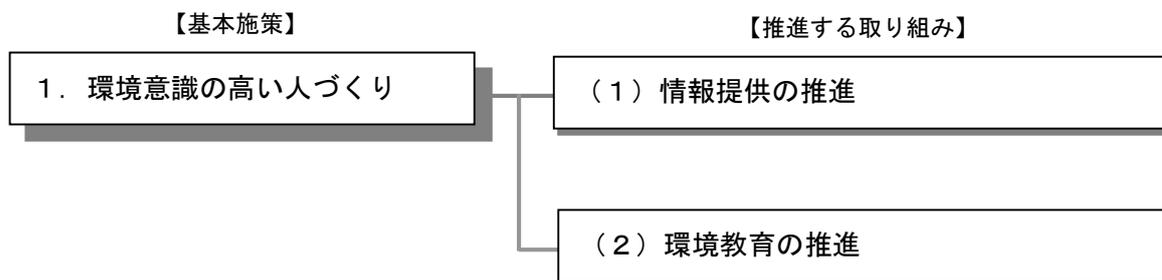
1. 環境意識の高い人づくり

施策の方向性

本市には、自然環境を守り循環型の社会をつくること、地球環境保全への貢献を常に心がけるなど同じ志を持つ人と一緒に活動の輪を広げている意識の高い方がたくさんいます。

環境問題について子どものうちから学び、体験することが、環境意識の高い次世代人材育成につながります。また、子どもたちばかりでなく、市民・事業者も様々なメディアを通じて環境問題についてあらためて学ぶことで、環境保全活動に取り組むきっかけになることが期待できます。

このように、環境情報の提供と環境教育の推進を図ることで、市民の環境意識が日本一高い「世界に誇る環境主都まつえ」の実現をめざします。



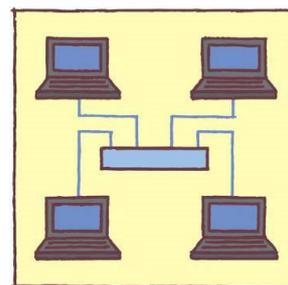
(1) 情報提供の推進

基本的な考え方

環境に関連する情報は多岐にわたります。今や、環境問題が新聞・テレビなどで取り上げられない日はなく、あらゆる情報媒体を通して環境関連の情報が発信されています。

私たちは、その多くの情報の中から必要なものを選択し、自分に役立つ情報を蓄積していくことで、本市の環境保全に役立てることが出来ます。しかし、情報量の多さと煩雑さが、それらを難しくしています。また、本当に必要な情報をすぐに取り出すことも困難な状態にあります。

環境保全に向けた普及啓発のための情報提供をはじめ、より実効性の高い環境保全活動が推進されるよう、市民・事業者が必要とする情報を整理・集約するとともに、幅広い世代がその情報にふれることができる仕組みを構築することが求められます。



現況と課題

- 市のホームページなどを通じて「ごみ・リサイクル」「地球温暖化対策」など、環境に関連する情報を発信しています。
- 市民記者の編集による環境情報誌「エコタウンまつえ」を発刊し、市民目線での環境関連情報の提供を行っています。
- 多くの事業者が、自社の環境に関連する取り組みについて、ホームページなどを通じて情報発信しています。
- 環境問題が多岐にわたり、様々な情報媒体から多くの情報が発信されており市民・事業者にとって必要な情報を解りやすく提供する必要があります。

取り組みの方向性

a. 環境関連情報の収集と体系的整理

環境関連情報を積極的に収集し、体系的な発信を行うため情報の整理を行います。

b. 多様な情報媒体を活用した情報発信

環境関連情報の発信にあたっては、時代や世代のニーズに即した、より多様な情報媒体を活用し情報入手の入り口を広げます。

c. 環境関連情報の共有化

市民・事業者の取り組みを紹介し、より身近で参考となる情報を発信し、各主体の共有情報として活用します。

d. 環境への取り組み状況の公開と点検

本計画に掲げる「進行管理指標」など、環境保全施策の取り組み状況について毎年公表し市民・事業者などからの意見を募ります。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|------------------------|----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 松江市の環境関連ホームページへのアクセス件数 | 件 | H22 | 16,038 | H26 | 14,755 | H32 | 24,000 |

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|-------|
| a | 【環境の現状把握】各種の調査結果などを活用し、市内の環境の現状を適切に把握します。 | 環境保全課 |
| a | 【環境関連情報の収集】環境に関連する国際動向、国、県の取り組み、新技術などの情報の収集に努めます。 | 環境保全課 |
| a | 【環境関連情報の体系的整理】収集した情報は体系的に整理し、発信にあたっては市民・事業者に分かりやすいものとなるよう配慮します。 | 環境保全課 |
| a | 【環境関連情報を集約したホームページの充実】市内の環境関連情報を集約したホームページの充実を図ります。 | 環境保全課 |
| b | 【多様な情報媒体の活用】ホームページ、テレビ、市報などを通じた情報提供を充実させるとともに時代や世代のニーズに即した情報提供の手法を検討し幅広い世代に向けた情報発信の仕組みを構築します。 | 環境保全課 |
| b | 【取材の働きかけ】環境関連の取り組みについて、テレビなどの情報媒体へ積極的に取材を働きかけます。 | 環境保全課 |
| c | 【参考になる取り組みの発信】市民・事業者が参考にできる取り組みを発信します。 | 環境保全課 |
| c | 【取り組み発表の場の創出】市民・事業者が環境への取り組みを発表できる場を創出します。 | 環境保全課 |
| c | 【環境関連情報誌の作成】環境関連情報を提供する広報誌などを作成します。 | 環境保全課 |
| d | 【環境基本計画進捗状況の公表】計画の進捗状況を毎年確認し、結果を公表します。 | 環境保全課 |
| d | 【環境施策への意見募集】公表した「進行管理指標」の状況、年度ごとの環境施策への市民・事業者からの意見を募集する機会を設けます。 | 環境保全課 |
| d | 【環境白書の作成】松江市版「環境白書」の年度ごとの作成を検討します。 | 環境保全課 |

■市民の取り組み

| | 取り組み内容 |
|---|---|
| a | 【環境関連情報の入手】日ごろから、環境関連情報の入手に努めます。 |
| b | 【多様な情報媒体の活用】環境関連情報を入手するにあたっては、様々な情報媒体を積極的に活用します。 |
| c | 【積極的な情報発信】環境関連の情報を、ホームページなどを通じて発信し、市へ情報提供し、共有財産として活用できるように努めます。 |
| d | 【環境施策への改善提案】計画の進捗状況に関する情報を積極的に入手し、身近な環境の状況と照らし合わせながら、必要に応じて改善提案を行います。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【環境関連情報の入手】日ごろから、環境関連情報の入手に努めます。 |
| b | 【多様な情報媒体の活用】環境関連情報を入手するにあたっては、様々な情報媒体を積極的に活用します。 |
| c | 【積極的な情報発信】環境関連の情報を、ホームページを通じて発信し、市へ情報提供するなど共有財産として活用できるように努めます。 |
| d | 【環境施策への改善提案】計画の進捗状況に関する情報を積極的に入手し、身近な環境の状況と照らし合わせながら、必要に応じて改善提案を行います。 |

(2) 環境教育の推進

基本的な考え方

子どもたちの環境教育を推進することは、次世代の環境保全を推進する人材を育成することであり、確実に実施することが求められます。しかし、教育現場で環境問題を扱うことが現場教員の負担となる場合もあります。出来る限り教員が活用できる情報の集約、リーフレットの作成など、学校での環境教育推進を支援するとともに、子どもたちには、この豊かな自然そのものにふれながら、その大切さを学んでもらえる、体験学習を推進することが求められます。

また、現代を生きる大人たちの、生涯学習としての環境教育も推進することが求められます。市民大学などにより、1人でも多くの環境意識が高く、行動力のある人材を育成することが求められます。



現況と課題

- 県内の学校では、「島根県環境学習基本指針」「島根県環境学習プログラム」等に基づき、子どもたちの環境教育を推進しています。
- 総合学習などの一環として、エコクリーン松江などの環境関連施設の見学、宍道湖などの自然や漁業などに触れて学ぶ体験型の学習が行われています。
- 環境省では、子どもがだれでも参加できる取り組みとして「こどもエコクラブ」を推進しています。
- 学校教育の現場では、担当教員の環境意識をさらに高めるとともに、学校での環境教育推進に向けた支援の仕組みづくりが求められています。
- 本市では、「まつえ市民大学」にふるさと環境コースを設け、環境について学び、考える講座を開催しています。
- 「松江市環境フェスティバル」を毎年開催し環境について考える機会や、体験の場を設けています。
- エコクリーン松江などでは、市内小学生、公民館、自治会のほか、市外の団体など多くの見学者が訪れます。
- 川向リサイクルプラザに併設する「くりんぴーす」では、リサイクル体験教室などを開催し環境学習の場として活用されています。
- 「まつえ環境市民会議」、「松江市生活環境保全推進員」、「しまねエコライフサポーター」などが、地域住民への環境関連情報の周知、環境学習などに重要な役割を担っています。

取り組みの方向性

a. 環境教育による子どもたちの育成

小学生を対象として、体験的な活動を取り入れた環境学習を推進し次世代を担う子どもたちを育成します。

b. 環境学習の推進を担う人材の育成

地域における環境学習の推進を担う人材を育成します。

c. 環境教育や環境学習の機会の提供

環境関連施設見学の充実や社会教育施設の利用促進により、市民の環境学習の機会を提供します。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|---------------------------------------|----|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| | | H22 | 8,142 | H26 | 12,828 | H32 | 14,000 |
| 環境関連施設の見学者数 | 人 | H22 | 8,142 | H26 | 12,828 | H32 | 14,000 |
| 小学校4年生を対象とした※「夏休み省エネチャレンジシート」への取り組み割合 | % | — | — | H27 | 40.1 | H32 | 100 |

※小学校4年生を対象として日々の省エネ、循環型社会の取り組みを省エネチャレンジシートに記録するほか、環境教育講座などの取り組みを行う事業。(平成27年度から実施)

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|----------------|
| a | 【出前講座実施】出前講座、専門家の紹介・派遣などに取り組みます。 | 環境保全課 |
| a | 【こどもエコクラブ参加拡大】こどもエコクラブ参加団体の拡大を図ります。 | 環境保全課 |
| a | 【環境教育を担う教員の支援】環境関連の教材、機器の貸出、関連情報を集約したホームページの作成などにより環境教育を行う教員を支援します。 | 環境保全課 |
| a | 【施設見学への協力】エコクリーン松江をはじめとする環境関連施設への見学、体験学習を積極的に受け入れ児童、生徒の環境学習に協力します。 | 施設管理課 |
| a | 【環境学習リーフレットの作成】全ての小中学校、担当教員が高いレベルでの環境教育を推進することができるよう、環境学習リーフレットの作成などを検討します。 | 環境保全課 学校教育課 |
| a | 【環境保全を学ぶ機会の提供】環境フェスティバルなど、環境保全を学び、考える機会を積極的に創出・提供します。 | 環境保全課 |
| b | 【環境を学ぶ講座の継続】ふるさと環境コースの継続・充実などにより、環境学習の場を設けるとともに、地域の環境学習推進を担う人材を育成します。 | 市民活動センター |
| b | 【研修による人材育成】研修、講座を開催し、松江市生活環境保全推進員など、地域の環境活動牽引役となる人材のレベルアップを図ります。 | 環境保全課 |
| b | 【環境カウンセラーの登録者拡大】環境カウンセラー、しまね環境アドバイザーなどをめざす市民・事業者を支援し、本市の環境を牽引する人材の育成を推進します。 | 環境保全課 |
| c | 【自然にふれる機会の創出】自然にふれる機会を創出し、市民・事業者・観光客などの環境保全意識を高めます。 | 環境保全課 |

| | | |
|---|---|--------------------------------|
| c | 【発表の場の提供】 市民活動センターなどの、公共施設を環境学習や発表の機会として提供します。 | 市民活動センター |
| c | 【施設見学の推進】 エコクリーン松江など、環境関連施設の見学を積極的に受け入れ、環境問題への理解を深め、環境学習の機会を提供します。 | リサイクル都市推進課 施設管理課 市民生活相談課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | | |
|--------|---|--|
| a | 【子どもの環境教育】 家庭では、子どもたちの環境を大切にする心を育みます。 | |
| b | 【環境関連情報の積極的入手】 環境に関連する情報は積極的に入手して知識を深めます。 | |
| b | 【具体的な行動の実践】 地域の環境関連イベントなどには積極的に参加・協力し、環境問題への理解を深め実際の行動につなげます。 | |
| b | 【地域内での自主的な勉強会実施】 環境カウンセラーなど、環境意識が高く、行動力のある人たちが中心になって、身近な集まりの中での環境勉強会などに取り組みます。 | |
| c | 【体験学習の重視】 環境学習の実施にあたっては、自然とふれあう体験を重視します。 | |
| c | 【発表会の実施】 公共施設を積極的に利用し、環境関連の講座や取り組みの発表会などを行います。 | |
| c | 【環境施設見学】 公民館、自治会などで、環境施設見学を行い環境政策への理解を深めます。 | |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | | |
|--------|--|--|
| a | 【講師派遣による環境教育推進への協力】 環境に関連した製品づくりの指導や講師派遣、事業所見学などの学校における環境教育の推進に協力します。 | |
| b | 【環境関連情報の入手】 環境に関連する情報は積極的に入手して知識を深めます。 | |
| b | 【環境関連担当者の配置】 環境に関する担当者を設置し、社員の環境教育を計画的に推進することで、環境意識の高い社員を育成します。 | |
| c | 【自然とふれあえる場の活用】 社員の環境教育に、公共施設や自然とふれあえる場を積極的に活用します。 | |
| c | 【環境施設見学】 社員研修などで、環境関連施設見学を行い環境政策への理解を深めます。 | |

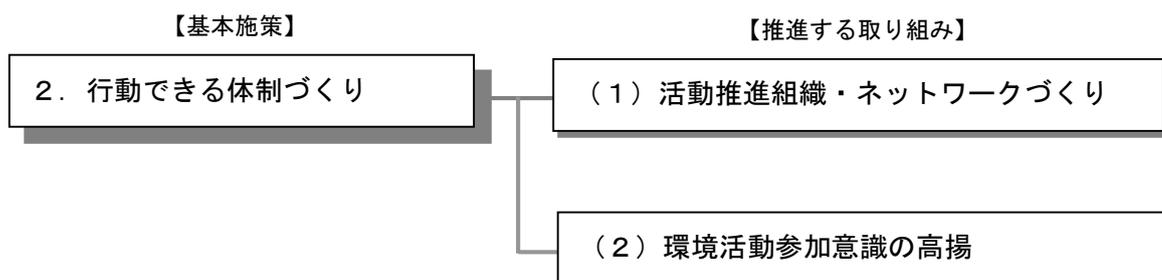
2. 行動できる体制づくり

施策の方向性

本市では、様々な環境活動団体により環境保全の取り組みが行われてきました。平成 19 年には、市民・事業者・行政の協働により、本市の環境保全を推進する組織として「まつえ環境市民会議」が設立され、環境に関する様々な視点から活動に取り組んでいます。

こうした取り組みを基礎としながら、さらに市民・事業者・行政が連携して環境保全に取り組むことができるよう、環境活動団体の取り組みを支援するとともに、団体と主体相互のネットワークを構築することが求められます。

また、市民一人ひとりの環境活動への参加意識を高めるため、「松江市生活環境保全推進員」と連携した普及啓発活動を推進するとともに、環境活動を評価する仕組みなどを検討していきます。



(1) 活動推進組織・ネットワークづくり

基本的な考え方

環境保全は、一人ひとりができることから取り組むことが重要ですが多くの人が同じ目的のもとに集まって取り組むことで、さらに大きな効果が得られます。

本市では、「まつえ環境市民会議」をはじめとし、「松江市生活環境保全推進員」、「しまねエコライフサポーター」、ボランティア団体、NPO 法人などが存在し、それぞれの取り組みを推進しています。

市民・事業者・行政が一体となって環境施策を推進していくためには、こうした既存の環境活動団体の取り組みを継続拡大するとともに、さらに多くの団体が連携して環境保全活動によって得られる効果の最大化を図ることが求められます。

また、宍道湖・中海沿岸などの、環境を介してつながる地域、県、国との良好な連携を推進し、総合的かつ計画的な環境保全を推進することが重要です。



現況と課題

- 「まつえ環境市民会議」は、「松江市環境基本計画」を推進し本市の環境活動を牽引するための組織として平成 19 年 2 月に設立されました。平成 28 年 1 月現在、160 名の個人会員、48 の団体会員、104 の法人会員が活動に参加していますが、更なる会員拡大と活性化を推進しています。
- 市内 11 事業者が参加する「レジ袋削減推進協議会」では、平成 22 年 4 月からレジ袋の有料化を行いマイバッグ運動の推進に取り組んでいます。
- 本市内には、環境保全を活動分野にしている NPO 法人が 37 団体あります
(平成 27 年 1 月末現在。松江市認証団体一覧より)。
- 「松江市生活環境保全推進員」、「しまねエコライフサポーター」は、研修などを通じて知識を深め、連携しながら市内の環境保全の普及啓発を推進しています。
- 「宍道湖水環境改善協議会」、「中海・宍道湖・大山圏域市長会」等により、自治体が連携した環境保全の取り組みを推進しています

取り組みの方向性

a. 環境活動団体の取り組み促進

既存の環境活動団体の取り組みがさらに効果的なものとなるよう、活動しやすい場づくりや参加しやすい環境づくりなどを通じて支援します。

b. 環境保全に取り組む主体の連携推進

「まつえ環境市民会議」のほか、環境活動に取り組む事業者などが連携して本市の環境保全に貢献できる仕組みの構築をめざします。

c. 周辺自治体・国等との連携促進

環境保全の推進に向けて、周辺市町村や県、国等との連携を図ります。

進行管理指標

| 進行管理指標 | 単位 | 現況 | | | | 目標 | |
|-------------------------|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 環境保全を活動分野にしている市内のNPO法人数 | 法人 | H22 | 29 | H26 | 37 | H32 | 50 |

各主体の取り組み

■市の取り組み

| | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|------------|
| a | 【活動団体の取り組み紹介】ホームページ、広報誌などを通じて、環境活動団体の取り組みを幅広く紹介します。 | 環境保全課 |
| a | 【補助制度の情報提供】環境活動に活用できる補助・支援制度の情報提供などを通じて、活動内容の充実を支援します。 | 環境保全課 |
| a | 【活動の場の提供】環境活動の場としての公共施設の提供、成果を周知できるイベント開催などにより、環境活動団体の取り組みを支援します。 | 環境保全課 |
| b | 【活動発表機会の提供】環境フェスティバルなど、市内の環境活動団体が一同に会して活動発表会を行うことができる場の提供に努めます。 | 環境保全課 |
| b | 【意見を反映する仕組みの構築】「松江市生活環境保全推進員」、「しまねエコライフサポーター」から、定期的に本市の環境における課題を聞き取る場を設けるなど、市内の環境活動に取り組む団体の意見を環境行政に反映させる仕組みの構築をめざします。 | リサイクル都市推進課 |
| b | 【活動団体との連携促進】「まつえ環境市民会議」などの活動団体と密に連携し、環境施策を効果的に推進します。 | 環境保全課 |
| c | 【国、県との連携促進】環境施策の推進にあたって、国、県の支援・補助を活用し有機的に連携します。 | 環境保全課 |
| c | 【斐伊川水系沿岸自治体の連携促進】斐伊川水系沿岸の自治体と連携し、「宍道湖水環境改善協議会」、「中海・宍道湖・大山圏域市長会」などを通じて、宍道湖・中海の環境保全に努めます。 | 環境保全課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【環境活動への参加】環境活動団体が行う取り組みに積極的に参加します。 |
| a | 【活動の継続・拡大】環境活動団体は、これまでの取り組みを継続・拡大し、独自性を活かしながらさらなる環境貢献に努めます。 |
| b | 【活動団体間の連携促進】環境活動に取り組む際、より多くの団体等と連携し、取り組みの輪を拡大するよう努めます。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【環境活動への参加】環境活動団体が行う取り組みに積極的に参加します。 |
| a | 【活動の継続・拡大】環境活動団体は、これまでの取り組みを継続・拡大し、独自性を活かしながらさらなる環境貢献に努めます。 |
| b | 【活動団体間の連携促進】環境活動に取り組む際、より多くの団体等と連携し、取り組みの輪を拡大するよう努めます。 |



(2) 環境保全活動への参加意識の高揚

基本的な考え方

環境保全活動は、一人ひとりができることから取り組むことが必要であり、そのためには、その取り組みを地域で中心となって推進できる人材や、環境関連イベントなどの普及啓発を行う団体、NPO 法人などの組織が重要となります。

本市では、「まつえ環境市民会議」、「松江市生活環境保全推進員」、「しまねエコライフサポーター」などがこうした役割を担い、様々なキーパーソンが環境保全活動に取り組んでいます。

環境保全活動への参加意識の高揚を図るために既存の取り組みをさらに拡大することと併せより多くの市民・事業者が率先して取り組むことのできる人材となるよう、情報提供などを積極的に行う必要があります。



現況と課題

- ホームページ、広報誌などを通じて様々な環境関連情報を提供し、環境保全活動への参加のきっかけづくりを行っています。
- 「まつえ環境市民会議」、「松江市生活環境保全推進員」、「しまねエコライフサポーター」などによる環境美化活動、地球温暖化防止活動などの推進が図られています。
- 市民・事業者、NPO 法人などにより様々な環境保全の取り組みが行われ、市民の環境保全活動への参加の入り口となっています。
- 環境保全活動を推進するためには、楽しく、長続きする工夫が重要であり、エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）など県と連携した具体的な取り組みを行っています。
- 市民・事業者が行う、ごみの減量活動、環境保全活動の経費の一部をごみ減量貯金箱補助金で助成し環境意識の高揚を図っています。

取り組みの方向性

a. 情報提供を通じた環境保全活動への参加のきっかけづくり

環境保全活動に関する身近な取り組みの情報提供を充実させ、市民や事業者の環境活動実践のきっかけとします。

b. 環境関連イベントの実施による環境保全活動への参加機会の提供

環境関連のイベントなどを積極的に実施することで、市民や事業者が気軽に環境活動に参加できる機会を創出します。

c. 地域のキーパーソンを通じた市民・事業者の環境保全活動の実践支援

まつえ環境市民会議、松江市生活環境保全推進員、しまねエコライフサポーターなどの地域における普及啓発のキーパーソンとなる人材の活動を支援し、より多くの市

民・事業者などの環境保全活動の参加意欲を促します。

各主体の取り組み

■市の取り組み

| 取り組み内容 | | 担当課 |
|--------|---|-------|
| a | 【多様な情報媒体による情報発信】ホームページ、広報誌、ケーブルテレビなど、時代や世代のニーズに即した様々な情報媒体により環境関連情報を発信します。 | 環境保全課 |
| a | 【取り組み紹介】市民・事業者の環境保全活動の取り組みはホームページ、広報誌などで紹介します。 | 環境保全課 |
| a | 【分かりやすい情報発信】だれにでも分かりやすい情報発信を心がけ、環境活動への参加意欲を高めます。 | 環境保全課 |
| a | 【若い世代の環境意識向上】島根大学などと連携し、若い世代への普及啓発と環境意識の向上を推進します。 | 環境保全課 |
| b | 【環境活動参加のきっかけづくり】環境関連イベント、清掃活動などの環境保全活動に取り組むためのきっかけとして、気軽に参加できる取り組みを行います。 | 環境保全課 |
| b | 【環境活動参加のきっかけづくり】様々なイベントでごみ拾いをするを通じて、より多くの市民・事業者などが生活環境を良くする活動に参加するきっかけをつくります。 | 環境保全課 |
| c | 【普及啓発活動推進】まつえ環境市民会議、松江市生活環境保全推進員、しまねエコライフサポーターなどが行う普及啓発活動を支援します。 | 環境保全課 |

■市民の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|---|
| a | 【環境関連情報の入手】日ごろから、環境関連情報の入手に努めます。 |
| b | 【環境関連イベントへの参加】地域の環境関連イベントには積極的に参加・協力します。 |
| c | 【地域の環境活動推進】「松江市生活環境保全推進員」など、地域の熱意のある人材が、市と市民の橋渡し役として地域での環境活動実践を推進します。 |

■事業者の取り組み

| 取り組み内容 | |
|--------|--|
| a | 【環境関連情報の入手】日ごろから、環境関連情報の入手に努めます。 |
| b | 【環境関連イベントへの参加】地域の環境関連イベントには積極的に参加・協力します。 |

第5章 重点プロジェクト

5-1. 重点プロジェクトの位置づけと狙い

本計画は、本市の環境政策の最上位計画であり、環境全般を守り、活用し、環境主都となることをめざす計画です。ここでは、その中でも、本市の地域特性、課題などを踏まえ、特に重点的に推進する必要があると思われるものを抽出し、「重点プロジェクト」として設定します。

「重点プロジェクト」は、自然環境の保全・活用などのめざす環境像ごとに設定します。

また、市民に分かりやすく身近な取り組みをしてもらうために、キャッチフレーズをあわせて掲げます。

テーマ1：自然環境の保全・活用

自然と人が調和する
水と緑の安らぎのまち

水と緑プロジェクト

～みどりでいっぱい運動～

景観保全、水質保全、二酸化炭素削減対策などを図るうえで、緑を守り増やしていかなければなりません。
・木一本が、一年をかけて一帯一日分の二酸化炭素を吸収しています。

テーマ2：循環型社会の構築

みんなが意識の高い
循環型のきれいなまち

ごみ減量プロジェクト

～4R運動でごみを減らそう

「リサイクル日本一」の合言葉のもとに、4R運動（リフュース、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会の構築をめざす取り組みです。

テーマ3：地球環境の保全

一人ひとりが地球を
思いやり行動するまち

省エネ推進プロジェクト

～みんなで省エネ マイナス20%～

省エネは、だれでも実践できる地球温暖化対策の取り組みです。家庭部門から排出される二酸化炭素の割合が多い松江市では、まずは家庭で電気を消すなど手軽なことから確実に行うことが重要です。このプロジェクトでは、エネルギー消費量を平成17年比、-20%をめざす取り組みです。

テーマ4：市民参加

気づき、学び、
みんなが行動するまち

環境学習推進プロジェクト

～みんなで持とう環境意識～

小学校全学年での環境教育を実施し、次世代の松江市の環境保全を担う子どもたちを育成します。子どもたちの育成とあわせて、生涯学習などを通じて大人の環境教育も推進し、みんなが環境意識の高いまちをめざします。

5-2. 重点プロジェクト

1. 水と緑プロジェクト

～みどりでいっぱい運動～

本市の豊かな環境は、水と緑に代表されます。そして、その中に多種多様な動植物が生息・生育しています。

特に、緑は二酸化炭素の吸収や水源涵養などの公益的機能を有しています。また、水環境と密接に関連しており、森林資源の適正管理が水質保全にもつながります。

このことから、本市に暮らす市民・事業者がいつも緑のことを意識できるよう啓発を進めることで、緑の保全から水質保全など、市全体の環境保全を推進していきます。また、緑を増やすための植林など身近な取り組みへの参加機会を創出するとともに、森林経営の重要な担い手である林業者などへの積極的な支援を行います。

■多古鼻での植林活動の様子



●市民が気軽に参加できる緑を守り育てる機会の創出

里山体験、植樹など市民が緑を守ったり育てたりする機会に気軽に参加できる場を創出します。また、水と緑、地球環境との関連について学ぶ機会をあわせて設けるなど、緑の大切さを啓発します。



●市民の緑化に向けた気運醸成

「まつえ環境市民会議」などと連携し、里山保全、森林学習、グリーンのカーテン運動など、身近な緑を増やす取り組みます。

また、市民の緑化に向けた気運を醸成し、市内の緑を少しずつでも増やしていきます。

●美しい水環境の保全に向けた連携促進

水環境は、川上から川下までが一体となって保全に取り組むことで、その効果が発揮されます。そのために、近隣自治体・事業者・NPO 法人・大学などと連携して水質改善対策などに取り組みます。

2. ごみ減量プロジェクト

～4R運動でごみを減らそう～

エコクリーン松江の供用開始によって、処理で発生するスラグ、メタルなどが資源として活用されリサイクル率は向上し、余熱を利用した発電などによるサーマルリサイクルにより効率的なごみ処理が行われるようになりました。一方で、ごみの排出量は増加傾向、資源ごみは減少傾向となりごみの減量、資源化が進まない状況となっています。

そこで、私たちのこれまでの生活、産業活動を今一度見直し、4R運動「必要ないものは断る」(リフューズ)、「ごみそのものを減らす」(リデュース)、「繰り返し使う」(リユース)、「再び資源として利用する」(リサイクル)を推進し、資源循環型の生活に改善していくことが必要です。

そのため、「松江市」、「まつえ環境市民会議」、「松江市生活環境保全推進員」は連携して、PR活動、出前講座などに積極的に取り組み、すべての市民・事業者・行政の4R運動の実践を進めごみ減量を図ります。

●リフューズ（必要ないものは断る）

必要ないものは、買ったり貰ったりせず断る取り組みです。

- ・ 買い物ときにはマイバッグなどを持参しレジ袋を断る
- ・ 過剰包装、不要な包装などは断る
- ・ 使わない割り箸、使い捨てのスプーン、おしぼりなどは断る
- ・ 不要なチラシ、フリーペーパーは貰わない
- ・ 本当に必要なものかよく考える



●リデュース（ごみそのものを減らす）

必要なものは、必要な量だけ購入、利用し、必要以上の消費を減らす取り組みです。

- ・ 洗剤、シャンプーなどは詰め替え商品を利用する
- ・ ばら売りや量り売りで必要な分だけ買う
- ・ エコクッキングを心掛け、食べ残しが出ないようにする
- ・ 生ごみを捨てる時には水分を十分に絞る
- ・ 会議などでは、タブレット端末など利用し、ペーパーレス化を図る

●リユース（繰り返し使う）

物を大切にし、そのままの用途で繰り返し使用する取り組みです。

- ・ マイ箸、マイカップのほか、イベントなどではリユース食器を利用する
- ・ フリーマーケット、バザーなどでほかの人に使ってもらおう
- ・ 物が壊れても捨てずに修理して使う
- ・ リサイクルショップなどを賢く使う

●リサイクル（再び資源として利用する）

資源ごみを分別収集し、もう一度資源として活用する取り組みです。

リサイクルを行うには、市民・事業者の正しい分別への理解が必要です。

- ・ 市のホームページ、広報誌、環境関連のイベントなどで正しいごみの分別をPRする
- ・ 資源ごみは、出す前に中身を残さず、汚れを落として出す
- ・ プラスチック製・紙製容器包装、金属ごみは、指定袋に入れて収集場所に出す
- ・ 古紙類・古着は、ひもで縛る、袋に入れるなどして収集場所に出す
- ・ 缶・びん・ペットボトルは、リサイクルステーションに出す
- ・ 紙・衣料・日用品などはリサイクル製品の利用に努める

3. 省エネ推進プロジェクト

～みんなで省エネ マイナス 20%～

地球温暖化問題は喫緊の課題であり、その影響はわたしたちの子どもたちの世代により顕著に現れることが予測され、県庁所在地として、また、山陰の中核都市として率先して地球温暖化対策に取り組むことが求められています。

地球温暖化対策の中でも「省エネルギー」は誰もが手軽に取り組むことができます。また、省エネルギー機器の導入などを進めることで、建物全体での大きな省エネ効果を獲得できます。特に、家庭でできる手軽な取り組みとして「ライトダウン」を推進し、全市が一斉にライトダウンするなど、地球温暖化防止と観光客誘致などが両立できる仕組みを検討します。



■全市一斉ライトダウンまつえチラシ

●全市一斉ライトダウンまつえへの取り組み

ライトダウン、つまり消灯することはだれもが簡単に実践できる地球温暖化対策の取り組みです。

年に4回程度「ライトダウン特別実施日」として消灯の時間帯を設定し、その時間は極力明かりを使わないなどの取り組みを行います。また、その取り組みと合わせ、キャンドルナイトまつえなど、新たな観光資源としての活用についても積極的に取り組みます。

■2015 キャンドルナイトまつえ



●身近な省エネの取り組み

家庭、職場などで、服装の工夫で冷暖房の設定温度を控えめにするウォームビズ、クールビズ、みんなでひとつの部屋に集まって過ごし暖房で使うエネルギーを減らすウォームシェア、使っていない電化製品のコンセントを抜き待機電力を減らすなどの身近な省エネに取り組みます。

●省エネ機器の導入促進

電化製品、自動車などを買い換えの際にはLED照明、エコカーなどの省エネを判断の基準として導入します。

●二酸化炭素排出量の“見える化”

市民・事業者・行政の省エネへの取り組みの成果を二酸化炭素排出量の削減量として、毎年公表します。

また、次世代を担う子どもたちを対象とした「夏休み省エネチャレンジシート」の実施、家庭では、環境家計簿「エコライフチャレンジしまね」への参加を促すことでも二酸化炭素排出量の“見える化”を推進します。

4. 環境学習推進プロジェクト

～みんなで持とう環境意識～

環境保全活動を効果的に推進するためには、環境意識の高い市民・事業者が増えることが重要となります。

特に、次世代の松江市を担う小学生の環境教育は重要であり、本市の環境がもつ魅力に気付くことができる教育を推進することが求められます。そのためには、小学校全学年を対象とした環境教育を推進するための体制づくりなども必要です。そして、だれもが気軽に参加できる環境学習の場を創出することにより、子どもから大人まで、より多くの人々が環境意識の高い市民に育ち、本市の環境保全推進を担う人材となることが期待されます。

●自然の魅力に気付く環境教育の推進

子どもたちの環境教育を推進するためには、実際に環境活動に取り組んでいる人の話を聞くこと、自然にふれてみるのが重要となります。

学校と連携して市職員、環境活動団体関係者、企業などによる出前講座を積極的に実施するとともに、体験学習を重視した内容とすることで、子どもたちが本市の自然環境の魅力に気付くことができる内容となるよう努めます。



●環境学習に取り組む学校の支援

学校現場では、環境問題だけでなく、多くの問題について、子どもたちに伝える必要があります。

そのため、環境教育をより効果的に、かつ教員の意識をさらに高めながら推進することができるよう、環境施策を分かりやすく解説するリーフレットの作成や研修、関連する情報提供や人材紹介などにより、学校の環境学習推進を支援します。



●環境教育や環境学習の場の創出

本市では多くの市民団体などが環境活動に取り組んでいます。こうした団体の活動の場として、または活動発表の場としての公共施設利用を促進し、環境活動団体が行動しやすい体制づくりを推進します。また、そうした情報を積極的に発信することで、より多くの市民・事業者が環境学習の場にふれる機会を創出します。

環境活動発表会の様子



第6章 推進体制と進行管理手法

6-1. 推進体制

市民・事業者・行政が一体となって取り組む体制づくりをします。

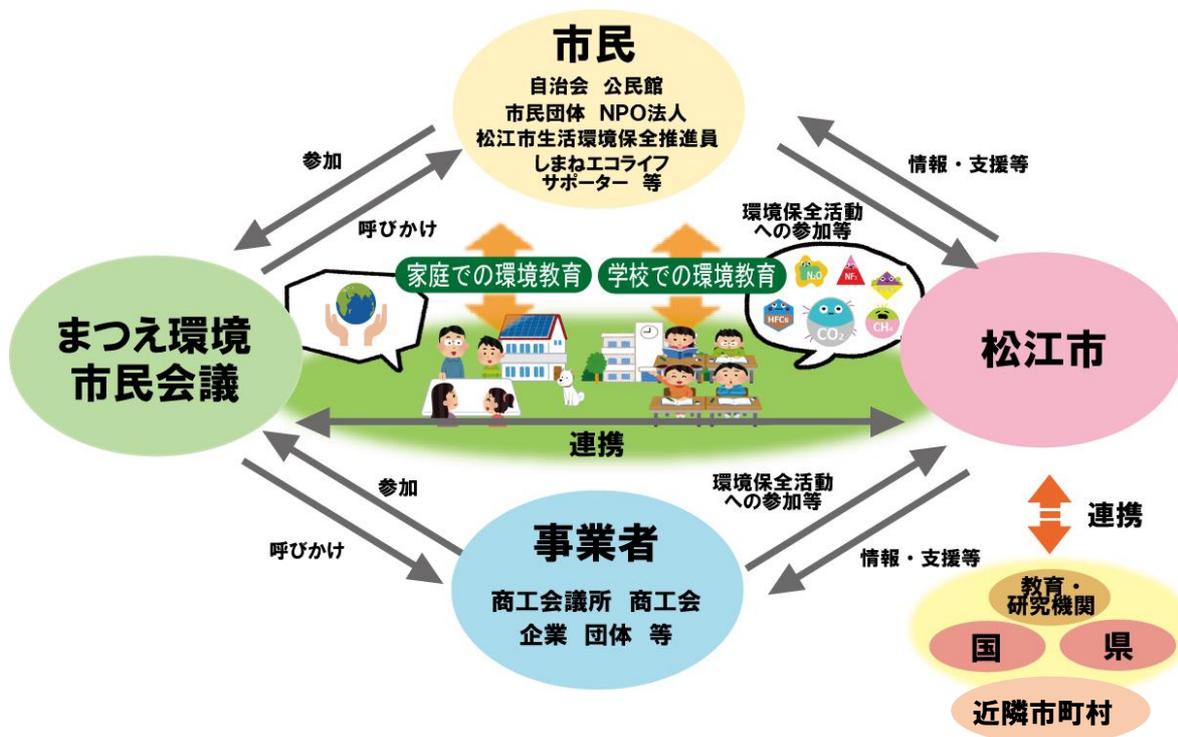
■図表 6-1 松江市環境基本計画推進に係る各主体の役割

| 主体 | | 役割 |
|-----|-------------------------|--|
| 行政 | 松江市 | <ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画に基づき、中心となって各種施策を推進する。 市民・事業者と、連携した取り組みを行う。 まつえ環境市民会議などと連携し、市民・事業者の取り組み促進を図る。 |
| | 国・県・近隣市町村 教育・研究機関等 | <ul style="list-style-type: none"> 松江市と連携して環境施策を推進する。 行政と連携し、環境保全に係る教育・研究を積極的に推進する。 |
| 市民 | 市民団体、NPO法人、自治会、 公民館等 | <ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、環境基本計画に基づく各種施策への取り組みを推進するとともに、まつえ環境市民会議などの取り組みに参加することにより環境施策を積極的に推進する。 |
| 事業者 | 商工会議所、商工会、 JAなどの団体等 | <ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画に基づき、率先して各種施策を推進するとともに、加入企業、事業者を対象として環境施策の取り組みの推進、^{※1}EMS、^{※2}ISO14001の取得を推奨する。 |
| | まつえ環境市民会議 | <ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政をつなぐ組織として、市民・事業者の力が必要な取り組みの普及啓発、イベント開催などにより本市の環境施策推進の一翼を担う。 市民・事業者の本市の環境に関する意見等を本市に提言する。 |

※1 「EMS」環境マネジメントシステム（Environmental Management System）とは、組織や事業者が運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制や仕組み。

※2 「ISO14001」とは、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた環境に関する国際的な標準規格で、企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的としている。

■図表 6-2 松江市環境基本計画推進体制イメージ



6-2. 進行管理手法

基本計画は、その進捗状況を毎年確認し必要に応じて改善を行います。

進行管理手法は、「推進する取り組み」に関する評価と進行管理指標の確認により行い、PDCA サイクルの手法による、計画、実施、点検・評価、見直し・改善により、継続的な改善を図ります。

【毎年の進行管理】

- ①松江市は、「推進する取り組み」の確認を進捗状況、課題、成果など評価したうえでとりまとめます。
- ②松江市は、進行管理指標の確認・分析を行います。
- ③松江市は、松江市生活環境保全審議会に環境施策に関して報告し、同審議会からの意見・提言を受け改善を図ります。
- ④松江市は、まつえ環境市民会議に情報の提供をおこない、同会議からの身近な市民・事業者の声を反映した提案を受け改善を図ります。
- ⑤松江市は、松江市生活環境保全推進員との意見交換会を開催し、環境施策の普及啓発などに取り組んでいる現場の声を聞き取り施策に反映します。
- ⑥松江市は、市民・事業者、NPO 法人などにむけた、ホームページ、環境白書などを通じて環境施策に関する情報を公開し、随時、意見や提言を受け改善資料として活用します。
- ⑦計画の見直しは、社会・経済状況の変化と進行管理指標の達成状況などを踏まえ、新たな施策や目標などを検討し松江市から松江市生活環境保全審議会に報告し意見を求めます。また、計画の中期策定などの重要な事案については、松江市生活環境保全審議会に諮問して改訂します。

■図表 6-3 松江市環境基本計画進行管理体制イメージ

